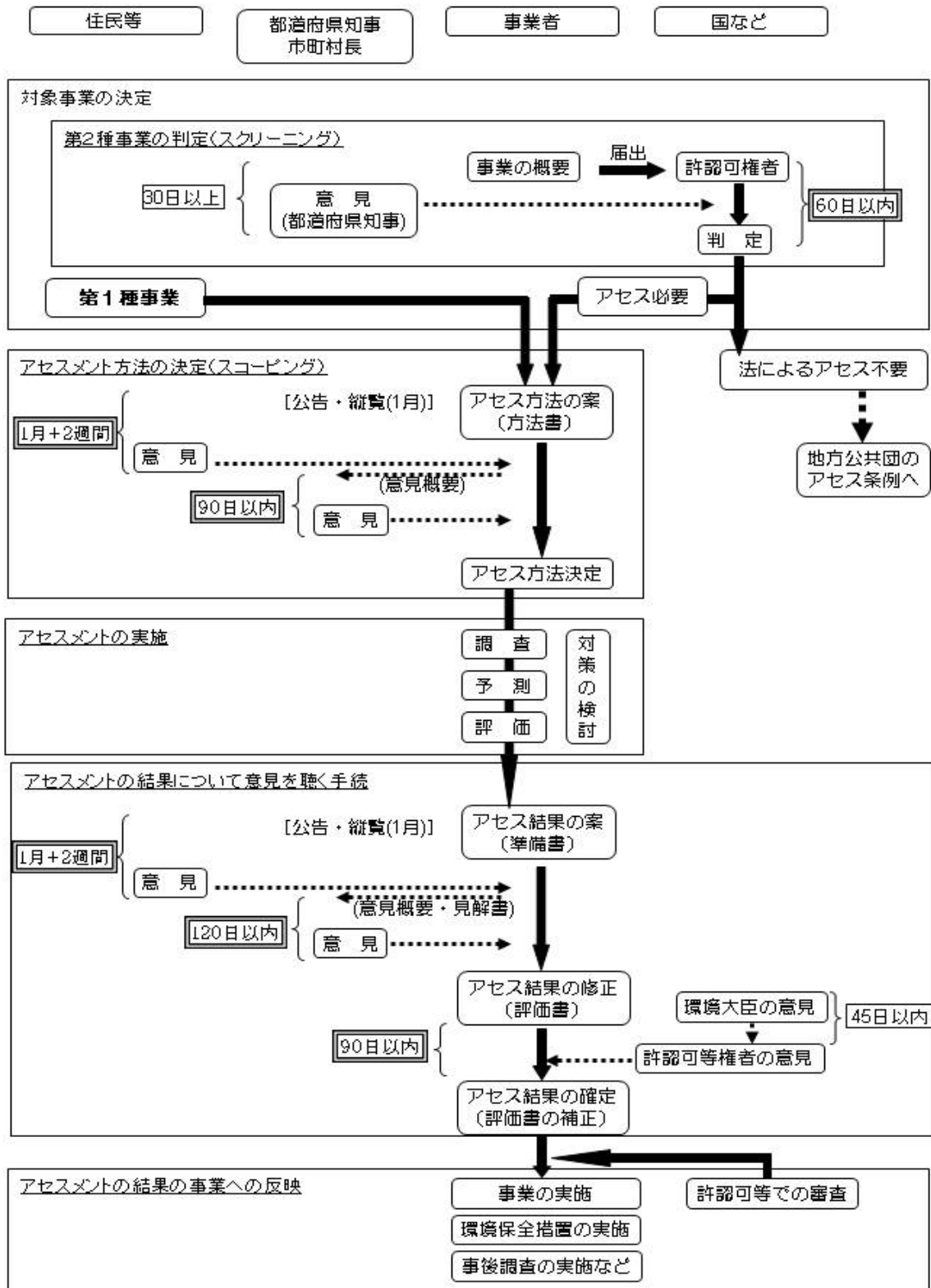


環境影響評価制度総合研究会報告書（資料編）（案）

目次

- 資料 1 環境影響評価法の手続と流れ
- 資料 2 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要
- 資料 3 主要諸国における環境影響評価制度名及び制定年
- 資料 4 主要諸国における環境影響評価制度の概要
- 資料 5 平成 17 年の基本的事項見直しの概要
- 資料 6 国の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移
- 資料 7 公共事業関係費の推移
- 資料 8 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移
- 資料 9 環境影響評価法対象事業の事業種及び規模要件
- 資料 10 環境影響評価条例の対象事業及び規模要件
- 資料 11 他法令の申請・届出において環境影響評価に類似の手続を行っている事例
- 資料 12 主要諸国の環境影響評価制度の対象事業
- 資料 13 条例スクリーニング手続実績
- 資料 14 主要諸国におけるスクリーニング制度の概要
- 資料 15 環境影響評価法の対象項目
- 資料 16 環境影響評価法対象事業における方法書段階での知事意見の内容
- 資料 17 方法書手続後の項目の追加・削除の状況
- 資料 18 環境影響評価法に基づく方法書手続の実態
- 資料 19 環境影響評価条例において予測・評価の対象とされている環境要素
- 資料 20 環境影響評価法対象事業における準備書段階での知事意見の内容
- 資料 21 環境影響評価法対象事業における評価書段階での環境大臣意見の提出状況
- 資料 22 準備書から補正評価書に至る過程での変更点
- 資料 23 環境影響評価条例に基づく事後調査についての地方公共団体アンケート
- 資料 24 環境影響評価において複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術の検討を行っている事例
- 資料 25 環境影響評価法対象事業における住民等意見の提出状況
- 資料 26 環境影響評価情報支援ネットワークの掲載内容
- 資料 27 地方公共団体における環境影響評価手続電子化の実施状況
- 資料 28 EU 構成国での S E A 指令の導入及び執行状況
- 資料 29 諸外国におけるティアリングの法的根拠
- 資料 30 風力発電施設に係る環境影響評価の実施状況
- 資料 31 政令指定都市の取り扱いについての地方公共団体アンケート
- 資料 32 環境影響評価制度総合研究会検討員名簿
- 資料 33 環境影響評価制度総合研究会審議経過
- 資料 34 環境影響評価制度総合研究会ヒアリング実施先

資料 1 環境影響評価法の手続の流れ



資料2 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要

平成19年12月末現在

| 地方公共団体名 | 名称 | 公布年月日 | 施行年月日 | 簡易手続 | 地域要件 | 複合影響 取り扱い | | スクリーニング | 事業概要等の公表 | スコーピング | 方法書説明会 | 方法書住民等意見への見解 | 項目等選定結果の報告 | 準備書説明会 | 隣接地方公共団体等協議 | 同等市町村条例に関する適用除外 | 公聴会 | 審査会 | インターネットによる図書の公開 | 事後調査 | 特 都市計画 | 例 港湾計画 |
|---------|-------------------|------------|------------|------|-----------------|---------------------|-----------------|-----------------|----------|--------|--------|-----------------|------------|--------|-------------|-----------------|-----|-----|-----------------|------|-----------|-----------|
| | | | | | | 面 開発 複合 事業 | その他複合事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道 | 北海道環境影響評価条例 | H 10.10.26 | H 11. 6.12 | — | ○ ^{注1} | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | — | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 青森県 | 青森県環境影響評価条例 | H 11.12.24 | H 12. 6.23 | — | ○ | ○ ^{注2} | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 岩手県 | 岩手県環境影響評価条例 | H 10. 7.15 | H 11. 6.12 | — | ○ | — | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 宮城県 | 宮城県環境影響評価条例 | H 10. 3.26 | H 11. 6.12 | ○ | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | — | — |
| 秋田県 | 秋田県環境影響評価条例 | H 12. 7.21 | H 13. 1. 4 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 山形県 | 山形県環境影響評価条例 | H 11. 7.23 | H 12. 4. 1 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇ | ◇ | ○ | ○ | ○ | ◇ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 福島県 | 福島県環境影響評価条例 | H 10.12.22 | H 11. 6.12 | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 茨城県 | 茨城県環境影響評価条例 | H 11. 3.19 | H 11. 6.12 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 栃木県 | 栃木県環境影響評価条例 | H 11. 3.19 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 群馬県 | 群馬県環境影響評価条例 | H 11. 3.15 | H 11. 6.12 | ○ | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 埼玉県 | 埼玉県環境影響評価条例 | H 10.12.25 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 千葉県 | 千葉県環境影響評価条例 | H 10. 6.19 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | ○ | △ ^{注3} | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 東京都 | 東京都環境影響評価条例 | H 14. 7. 3 | H 15. 1. 1 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ◆ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 神奈川県 | 神奈川県環境影響評価条例 | H 10.12.22 | H 11. 6.12 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 新潟県 | 新潟県環境影響評価条例 | H 11.10.22 | H 12. 4.22 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 富山県 | 富山県環境影響評価条例 | H 11. 6.28 | H 11.12.27 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 石川県 | ふるさと石川の環境を守り育てる条例 | H 16. 3.23 | H 16. 4. 1 | — | ○ | — | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 福井県 | 福井県環境影響評価条例 | H 11. 3.16 | H 11. 6.12 | — | — | △ | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 山梨県 | 山梨県環境影響評価条例 | H 10. 3.27 | H 11. 6.12 | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | ◎ ^{注4} | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 長野県 | 長野県環境影響評価条例 | H 10. 3.30 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 岐阜県 | 岐阜県環境影響評価条例 | H 11. 3.16 | H 11. 6.12 | ○ | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 静岡県 | 静岡県環境影響評価条例 | H 11. 3.19 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | ◇ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 愛知県 | 愛知県環境影響評価条例 | H 10.12.18 | H 11. 6.12 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 三重県 | 三重県環境影響評価条例 | H 10.12.24 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 滋賀県 | 滋賀県環境影響評価条例 | H 10.12.24 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 京都府 | 京都府環境影響評価条例 | H 10.10.16 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 大阪府 | 大阪府環境影響評価条例 | H 10. 3.27 | H 11. 6.12 | — | — | ○ | △ ^{注5} | — | — | ○ | — | ◆ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 兵庫県 | 環境影響評価に関する条例 | H 9. 3.27 | H 10. 1.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | ○ | ◇ | ◇ | — | ◇ | ○ | — |
| 奈良県 | 奈良県環境影響評価条例 | H 10.12.22 | H 11.12.21 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 和歌山県 | 和歌山県環境影響評価条例 | H 12. 3.27 | H 12. 7. 1 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 鳥取県 | 鳥取県環境影響評価条例 | H 10.12.22 | H 11. 6.12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 島根県 | 島根県環境影響評価条例 | H 11.10. 1 | H 12. 4. 1 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |

〔凡例〕 ○：規定有り。 —：規定無し。 △：「指導できる」など条件付規定有。

(方法書住民等意見への見解、項目等選定結果の報告、公聴会、審査会、事後調査)

◎：規定が有り法対象事業にも適用。 ◇：規定は有るが法対象事業には不適用。

◆：条例対象事業については義務付け。法対象事業については条件付規定有。

注1) 経過措置として地域要件有。

注2) レクリエーション施設等の複合事業を対象。

注3) 関連事業についてのみ、スクリーニング手続規定有。注4) 「見解を求めることができる」規定。

注5) 関連事業の複合影響について技術指針で規定。注6) 「見解を述べることができる」規定。

| 地方公共 団体名 | 名 称 | 公 布 年月日 | 施 行 年月日 | 簡 易 手 続 | 地 域 要 件 | 複 合 影 響 取 扱 面 | 影 響 其 他 複 合 事 業 | ス ク リ ー ニ ン グ | 事 業 概 要 等 の 公 表 | ス ク リ ー ニ ン グ | 方 法 書 説 明 会 | 方 法 書 住 民 等 意 見 へ の 見 解 | 準 備 書 説 明 会 | 隣 接 地 方 公 共 団 体 等 協 議 | 同 等 市 町 村 条 例 に 関 す る 適 用 除 外 | 公 聴 会 | 審 査 会 | イ ン タ ー ネ ッ ト に よ る 図 書 の 公 開 | 事 後 調 査 | 特 都 市 計 画 | 例 | |
|-------------|------------------|--------------|--------------|------------------|------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|--|----------------------------|---|---|-------------|-------------|---|------------------|-----------------------|------------------|---|
| | | | | | | 開 発 複 合 事 業 | 複 合 事 業 | | | | | | | | | | | | | | 港 湾 計 画 | |
| 岡山県 | 岡山県環境影響評価等に関する条例 | H 11. 3. 19 | H 11. 6. 12 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 広島県 | 広島県環境影響評価に関する条例 | H 10. 10. 6 | H 11. 6. 12 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | — | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 山口県 | 山口県環境影響評価条例 | H 10. 12. 22 | H 11. 6. 12 | — | — | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 徳島県 | 徳島県環境影響評価条例 | H 12. 3. 28 | H 13. 3. 27 | — | — | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 香川県 | 香川県環境影響評価条例 | H 11. 3. 19 | H 11. 6. 12 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 愛媛県 | 愛媛県環境影響評価条例 | H 11. 3. 19 | H 11. 6. 12 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◇ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 高知県 | 高知県環境影響評価条例 | H 11. 3. 26 | H 11. 10. 1 | — | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 福岡県 | 福岡県環境影響評価条例 | H 10. 12. 24 | H 11. 12. 23 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | — | ◇ | ○ | ○ | |
| 佐賀県 | 佐賀県環境影響評価条例 | H 11. 7. 5 | H 12. 8. 1 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ | |
| 長崎県 | 長崎県環境影響評価条例 | H 11. 10. 19 | H 12. 4. 18 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 熊本県 | 熊本県環境影響評価条例 | H 12. 6. 21 | H 13. 4. 1 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 大分県 | 大分県環境影響評価条例 | H 11. 3. 16 | H 11. 9. 15 | ○ | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | ○ |
| 宮崎県 | 宮崎県環境影響評価条例 | H 12. 3. 29 | H 12. 10. 1 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 鹿児島県 | 鹿児島県環境影響評価条例 | H 12. 3. 28 | H 12. 10. 1 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | ○ |
| 沖縄県 | 沖縄県環境影響評価条例 | H 12. 12. 27 | H 13. 11. 1 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | ○ | — | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 札幌市 | 札幌市環境影響評価条例 | H 11. 12. 14 | H 12. 10. 1 | — | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 仙台市 | 仙台市環境影響評価条例 | H 10. 12. 16 | H 11. 6. 12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| さいたま市 | さいたま市環境影響評価条例 | H 15. 3. 14 | H 17. 4. 1 | — | ○ | △ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 千葉市 | 千葉市環境影響評価条例 | H 10. 9. 24 | H 11. 6. 12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◇ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 横浜市 | 横浜市環境影響評価条例 | H 10. 10. 5 | H 11. 6. 12 | — | ○ | — | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | — | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 川崎市 | 川崎市環境影響評価に関する条例 | H 11. 12. 24 | H 12. 12. 1 | — | ○ | △ | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | — | — |
| 名古屋市 | 名古屋市環境影響評価条例 | H 10. 12. 22 | H 11. 6. 12 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 京都市 | 京都市環境影響評価等に関する条例 | H 10. 12. 21 | H 11. 6. 12 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | — |
| 大阪市 | 大阪市環境影響評価条例 | H 10. 4. 1 | H 11. 6. 12 | — | — | — | △注5 | — | — | ○ | — | ◇注4 | — | ○ | ○ | — | ◇ | ◎ | — | ◇ | ○ | ○ |
| 堺市 | 堺市環境影響評価条例 | H18.12.22 | H 20. 4. 1 | ○ | ○ | ○ | △ | — | ○ | ○ | — | ◇ | — | ○ | ○ | — | ◇ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 神戸市 | 神戸市環境影響評価等に関する条例 | H9.10. 1 | H 10. 1. 12 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 広島市 | 広島市環境影響評価条例 | H 11. 3. 31 | H 11. 6. 12 | — | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | ◇注6 | — | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | — | ◇ | ○ | — |
| 北九州市 | 北九州市環境影響評価条例 | H 10. 3. 27 | H 11. 6. 12 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | — | ◎ | — | ◎ | ○ | ○ |
| 福岡市 | 福岡市環境影響評価条例 | H 10. 3. 30 | H 12. 3. 29 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — | — | ◎ | — | ◇ | ○ | ○ |

〔凡例〕 ○：規定有り。 —：規定無し。 △：「指導できる」など条件付規定有。

(方法書住民等意見への見解、項目等選定結果の報告、公聴会、審査会、事後調査)

◎：規定が有り法対象事業にも適用。 ◇：規定は有るが法対象事業には不適用。

◆：条例対象事業については義務付け。法対象事業については条件付規定有。

注1) 経過措置として地域要件有。

注2) レクリエーション施設等の複合事業を対象。

注3) 関連事業についてのみ、スクリーニング手続規定有。注4) 「見解を求めることができる」規定。

注5) 関連事業の複合影響について技術指針で規定。注6) 「見解を述べることができる」規定。

資料3 主要諸国における環境影響評価制度名及び制定年

| 主法令 制定年 | 国名 | 制度名（*主法令） |
|------------|------|-----------------------|
| 1969 | アメリカ | * 国家環境政策法 |
| 1976 | フランス | * 自然保護法 |
| 1977 | 韓国 | * 環境保全法 |
| 1985 | EC | * EC 指令（85/337/EEC） |
| 1986 | オランダ | * 環境管理法 |
| 1988 | イギリス | * 都市・農村計画（環境影響評価）規則 |
| 1988 | イタリア | 環境省設置法 * 環境適合性認可規則 |
| 1990 | ドイツ | * 環境影響評価法 |
| 1992 | カナダ | * カナダ環境影響評価法 |
| 1997 | 日本 | * 環境影響評価法 |
| 2003 | 中国 | * 中華人民共和国環境影響評価法 |

資料4 主要諸国における環境影響評価制度の概要

(1) 概要

(1/7)

| | 日本 | アメリカ | カナダ | EU | イギリス |
|---------------|--|---|---|--|---|
| 根拠法令 (制定年) | ・ 環境影響評価法 (1997) | ・ 国家環境政策法 (NEPA) (1969) | ・ カナダ環境影響評価法 (1992) | ・ EC 指令 (85/337/EEC) (1985) | ・ 都市・農村計画 (環境影響評価) 規則 (1988) |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。 一国の許認可が必要な事業 一国の補助金が交付される事業 一独立行政法人が行う事業 一国が行う事業 <p>具体的には、以下が挙げられている。</p> <p>道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成事業の13事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> 連邦政府機関の行為(連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト等)で、省庁毎に作成された類型除外リストに該当しないものが環境影響評価の対象となる。類型除外リストに該当する場合は環境影響評価が不要となる(詳細な環境影響評価(EIS)も、EISの必要の有無を判断する簡易アセスメント(EA)も、ともに不要)。 類型除外リストのほかに、通常直接EISを作成する事業や、通常EAのみを作成する事業がリスト化されている省庁もある。 | <ul style="list-style-type: none"> 連邦政府が関与する、建造物に関係する事業及び建造物に関係しない物理的行為で対象リスト規則に掲げられているものが環境影響評価の対象となる。なお、除外リスト規則に掲げられている事業は環境影響評価が免除される。 環境影響評価の対象と判断された事業のうち、包括的調査リスト規則に規定される事業については包括的調査(詳細な環境影響評価)を行い、それ以外の事業はスクリーニング式環境影響評価(簡易アセスメント)の対象となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする22事業と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とすることを決定するその他の13事業が規定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする20事業と、条件によって環境影響評価の対象とすることを決定するその他の13事業が規定されている。 |
| 評価項目 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき評価項目と予測及び評価の手法を設定する。 なお、項目の設定に当たっては、環境省から提示された参考項目を勘案の上、地域特性を考慮して設定する。 また、予測、評価手法は工事中及び供用時それぞれの環境負荷を把握するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 なお、評価項目のガイドラインが示されている事業種もある(例:陸上風力発電のスクリーニング式環境影響評価のためのガイドライン) | <p>環境影響評価書の対象となる環境要素として以下の要素が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人間及び動植物相 土壌、水、空気、気候、景観 有形資産及び文化遺産 以上の項目の諸要素間の相互作用 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 なお、副首相府「環境影響評価:手続きガイド」に、環境影響評価の中で考慮されるべき評価項目のチェックリストが示されており、次の項目が掲げられている(必ずしも全ての項目が全事業に適用されるわけではない)。 人、建築物及び人工物への影響 植物、動物、地質への影響 土地への影響 水への影響 大気及び気候への影響 その事業に関連するその他の直接的及び間接的影響 |
| 実施主体 | 事業実施主体 | 主導連邦政府機関 | 主務省庁 | 事業者 | 事業者 |

| | 日本 | アメリカ | カナダ | EU | イギリス |
|---------|---|---|---|---|--|
| 手続きのフロー | <ul style="list-style-type: none"> 第一種事業はアセスを行うが、第二種事業については、規模等に応じて許認可権者がアセスの必要性を判断する。 その後アセスメント方法のスコーピングを実施し、項目、評価手法を決定する。スコーピング実施の際は、地域住民や地方公共団体の意見を聴く。 事業者はスコーピングで定めた方法に従い、調査・予測・評価を行う。併せて環境保全措置を検討しその効果を評価する。 調査・予測・評価の結果を準備書としてまとめ、都道府県知事、市町村長の意見を行う。併せて公衆（環境保全の見地から意見のある人は誰でも可）から意見を受け付ける。 準備書に対する意見を踏まえ、修正を行い評価書をまとめる。評価書は許認可権者と環境大臣に送付する。許認可権者は環境大臣の意見を踏まえ、事業者に意見を述べる。 事業者は意見を踏まえ、必要に応じて修正を行い、評価書を確定させ、その旨公告する。 | <p>[簡易アセスで完了する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常直接 EIS を作成するリストに該当しない場合は、まず EA を行い、EIS 作成の必要性を判断する。 重大な影響が無い場合は EIS が作成されないことを簡潔に述べた書類 (FONSI) が公表される。 <p>[EIS を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大な影響がある場合は、EIS を作成するプロセスに入る。まず、その旨を記した計画通知 (NOI) が官報に掲載される。 スコーピングでは課題の範囲の決定、重要な課題の特定を行う。 スコーピングに基づき、主導連邦政府機関はドラフト EIS (DEIS) を作成する。DEIS について、専門機関、公衆の意見を聴取する。 主導連邦政府機関は、DEIS に対する意見に基づき修正を行い、最終 EIS (FEIS) を完成する。FEIS を縦覧し、行為を実施するかどうかの意思決定を行い記録を行う。 意思決定後のモニタリングを行う (任意)。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者から事業説明書の提出を受けた主務省庁が、環境影響評価の形式 (スクリーニング式環境影響評価/包括的調査) を判断する。 なお、重大な環境影響が懸念される場合や事業に対する公衆の関心から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合に、環境大臣により任命された調停者または審査委員会による独立型環境影響評価 (調停または審査委員会による審査) が行われる場合もある。 <p>[スクリーニング式環境影響評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意のスコーピングを行い、評価項目を策定する。 主務省庁はアセスメント庁に対応するクラス・スクリーニング式環境影響評価書の有無を照会する。 対応する評価書があれば、そこに考慮されていない項目を調査、評価する。評価書が無い場合は、スコーピングに基づき調査、評価を行う。 主務省庁は評価書を審査し、意思決定を行う。 <p>[包括的調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの事業説明書が主務省庁に出された後、関連省庁との連携による懸念事項の収集、公衆意見の聴取を行い、主務省庁はスコーピング報告書を作成する。 事業者は事業による環境影響について調査評価を行い、報告書案をまとめ、主務省庁に提出する。 主務省庁は、アセスメント庁に事前審査を要請するとともに審査を行う。その後、アセスメント庁と環境大臣に提出する。 アセスメント庁は公衆意見を含め審査を行い結果を環境大臣に提出する。環境大臣はこれに基づき意思決定の文書を主務大臣に提出する。 <p>[調停と審査委員会による審査]</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停か審査委かは環境大臣が決定する。 環境大臣は調停又は審査委に付託する要項を策定する。 環境大臣は主務省庁と協議し調停者または審査委員を任命する。 調停又は審査委により公開審査が行われる。 調停報告書または審査委報告書を主務省庁と環境大臣に提出する。 報告内容を考慮し、主務省庁は連邦政府の支援を行うかどうかの意思決定を行う。 主務省庁は、公衆への告知、事後調査の実施の決定、適切な緩和措置の実施の保証を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、事業者からの事業の提案を踏まえ、当該事業に環境影響評価を実施するか否かを決定する。 環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、環境影響評価書 (EIS) の作成へと進む。事業者が要請する場合は、EIS の作成に先立ちスコーピングが行われる場合もある。 スコーピングは環境影響評価の内容や範囲を特定するものである。事業者が要請する場合には、所轄官庁が意見を提出する。所轄官庁は意見提出に際して、指定された環境当局及び事業者と協議を行う。 「評価項目」で挙げた環境要素について調査し評価を行う。その結果を EIS としてとりまとめる。 指定された環境機関は事業者の EIS に対して意見を提出する。所轄官庁は事業者の情報、関係する主体、公衆意見等による情報を承認手続きの中で考慮する | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を見極めるに当たり、地方計画庁に意見書を求める (義務ではないが、地方計画庁と協議することが一般的となっている)。 地方計画庁は、事業者からスクリーニング意見書の提出要請を受けた後、環境影響評価の適用の有無を事業者に書面で回答する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提供 (評価書の情報が不十分な場合) が実施される。 事業者は事業説明書 (特に重要な事業の場合はスコーピング報告書) を作成し、スコーピングの内容について、地方計画庁に見解を聞くことができる。地方計画庁は決定協議機関と協議し、スコーピング意見書を提出する。 事業者はスコーピング意見書に従い環境影響評価書の作成を行う。なお、評価書の作成に先立ち、事業者が自主的に評価書案を作成し、法廷協議機関及び公衆の意見を求める場合もある。 環境影響評価書は、地方計画庁に提出されたあと、公告縦覧されるとともに、主務大臣へ送付される。 地方計画庁は法定協議機関と協議し、公衆意見も考慮し情報が十分かどうかの判断を行う。 事業計画申請に対する意思決定を行い、その結果を告知する。 |

| | 日本 | アメリカ | カナダ | EU | イギリス |
|----------|---|--|---|--|--|
| 公衆関与 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スコーピング段階と、準備書段階で意見を表明する機会がある。 ・ 環境保全の見地から意見がある人は、誰でも意見を提出することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ EA の段階（実現可能な範囲で）、FONSI の作成段階（通常 EIS が作成される行為若しくは当該行為に非常に類似の行為の場合など）、スコーピング段階、DEIS の段階、FEIS の段階などで行われる。 ・ 連邦政府機関は、関心があるかまたは影響を被る可能性のある個人、機関に情報を提供するために公聴会、説明会、関連文書の入手先を一般に公表しなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーニング式環境影響評価の場合は、公衆関与は任意であるが、主務大臣が適切と判断する場合にはスコーピング段階及び評価書案の段階などで公衆関与が行われる。 ・ 包括的調査の場合は、スコーピング段階及び包括的調査報告書作成後環境大臣の意思決定がなされるまでの間などで公衆関与が行われる。 ・ 調停または審査委の場合、調停においては当事者が明らかなため公衆関与はなく、審査委の場合、EIS の方向性を示すガイドライン案作成段階、EIS 作成後の 2 回ある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆は告示またはその他の適切な手段、環境に関する意思決定のできるだけ早い段階で以下の情報提供を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> －事業承認申請内容、EIA 手続きに従う事実 －意思決定者、意見提出のスケジュール －意思決定の案 －収集された情報の活用可能性 －関連情報が公開される時間、場所、手段、公衆参加の仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ スコーピング段階で公衆関与の規定はないが、公衆、地域共同体、地域アメニティー団体、地域慈善団体、独立的立場の専門家との協議が行われることがある。 ・ 環境影響評価書が地方計画庁に出された後、意思決定を行うまでの間で、公衆は意見を表明することができる。 |
| SEA 導入状況 | ○位置規模段階における上位計画を対象として、ガイドラインが策定された(2007年)。 | ○(EIA と同一法(※)による) ※アメリカの国家環境政策法(NEPA)では、政策、法案、プラン、プログラムに適用される環境影響評価をプログラマテック NEPA と称している。 | ○(政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令) | ○(SEA 指令) | ○(計画及びプログラムの環境影響に関する規則)(イングランド) |
| 出典 | 「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省, 2006) | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書(環境省, 2004) | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書(環境省, 2005) | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書(環境省, 2005) | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書(環境省, 2005) |

| | オランダ | フランス | イタリア | ドイツ |
|---------------|---|---|---|---|
| 根拠法令 (制定年) | <ul style="list-style-type: none"> 環境管理法 (1987) 環境影響評価令 (1987) | <ul style="list-style-type: none"> 自然保護法 (NO. 6-629) 及び環境法典 L122-1 から L122-3 (1976) 自然保護法施行令 (No. 77-1141) (1977) 公衆手続法 (NO. 83-630) (1983) 公衆手続法施行令 (NO. 85-453) (1985) | <ul style="list-style-type: none"> 環境省設置法 (1986) 環境適合性認可規則 (1988) 環境影響調査書類作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則 (1988) | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 (1990) |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動が規定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査 (詳細な環境影響評価) の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業が規定されている。 後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録 (環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント) の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 必ず環境影響評価の対象とする 39 事業と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とする 8 分野 70 事業が規定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象として 19 事業が規定されている。 これら 19 事業はさらに、必ず環境影響評価の対象とするものと、スクリーニングによって個別に環境影響評価の必要性を判断するものとの、事業の規模等によってそれぞれ区分されている。 |
| 評価項目 | <ul style="list-style-type: none"> 許認可権者は事業者と協議の上、スコーピングガイドラインを提示する。 スコーピングガイドラインに基づき、環境影響評価の範囲、評価項目、代替案及び代替案の比較方法が決められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査について、動物及び植物、風景及び景観、土壌、水、大気、気候、自然環境、生物学的均衡、財産や文化遺産の保護、近隣の快適さ (騒音、振動、悪臭、光害)、健康・安全・公衆衛生などが含まれると規定されている。 なお、個別具体的には、スコーピングに基づき、事業ごとに評価項目が決められるものと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングを行い定めるが、環境影響評価書には以下の項目を含むこととされる。 <ul style="list-style-type: none"> 地質、土質工学、水理学、水文学、地震に関すること 専門家の技術的報告 平面と高度に関する調査 概略の数値計算結果 経済的状況 など | <ul style="list-style-type: none"> スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められるが、下記の内容が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> 特に保護されるべき資産 環境要素 (大気汚染、騒音、日照、振動等) 手法、評価基準、対象とする時間・空間的範囲 |
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |

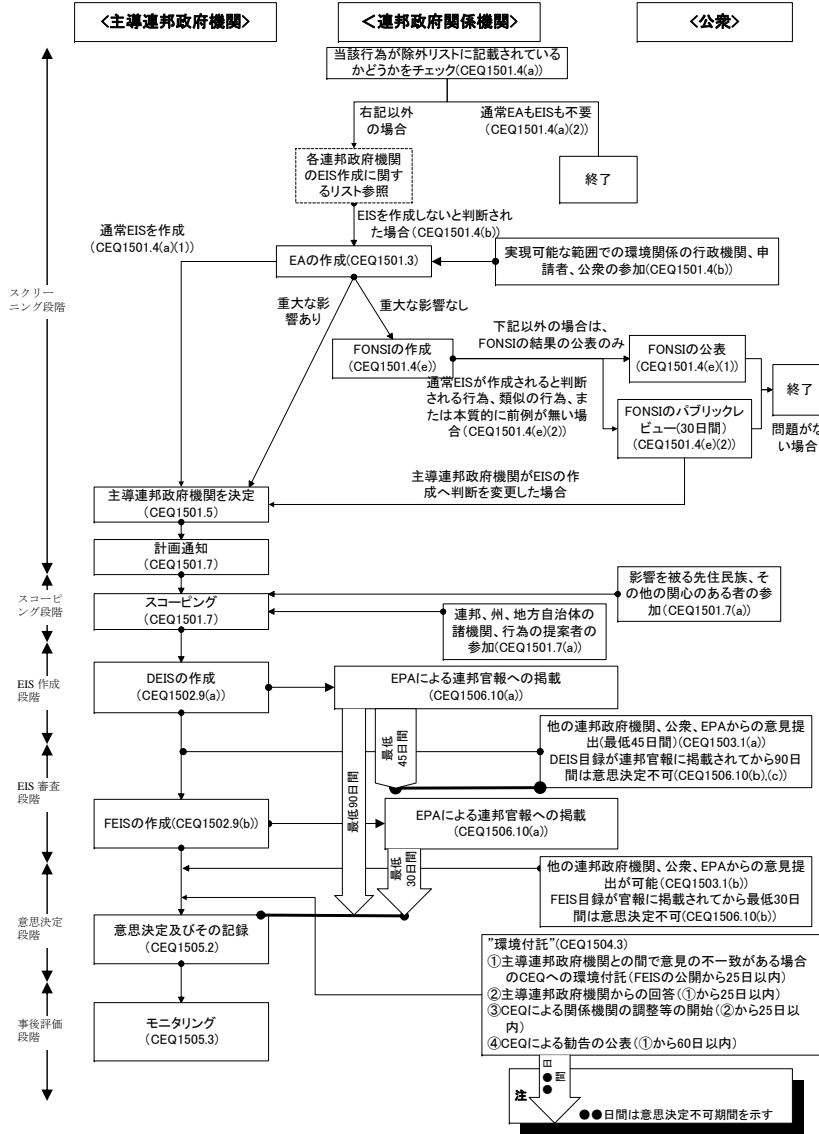
| | オランダ | フランス | イタリア | ドイツ |
|----------|---|--|--|---|
| 手続きのフロー | <ul style="list-style-type: none"> 当該活動の許認可権者が、環境影響評価の適用の有無を判断する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提出（評価書の内容が不十分と判断された場合）が実施される。 許認可権者は環境影響評価を行うことを通知する。 許認可権者は、事業者と協議を行い、スコーピングガイドラインを作成する。 事業者はスコーピングガイドラインに従い、調査等を行い、環境影響評価書を作成した上で、許認可権者に提出する。 許認可権者は評価書を公表する。公衆、助言機関等のコメントを考慮しながら EIA 委員会が提言書を作成する。許認可権者は EIA 委員会の提言書を公表する。 許認可権者は審査を行い、許認可の意思決定を行う。結果は公表される。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響調査／環境影響記録の対象となるか否かを、事業者が規定に照らして判断する。 [環境影響調査の場合] スコーピングを実施し、配慮すべき課題、調査すべき文献、関係者の関与について検討する。 事業者は直接的・間接的、一時的・永続的な環境への影響を分析対象とし、調査を行う。調査結果をとりまとめ、許認可機関へ提出する。 許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。 許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。 [環境影響記録の場合] スコーピングは行われない。 事業による環境影響を調査し、環境影響の可能性、環境配慮の条件が記載される。これらを取りまとめ許認可機関へ提出される。 許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。 許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、環境省が、事業者から提出された資料をもとに判断する。 スコーピングは、事業者から提出される事業申請資料について、EIA 委員会のメンバーによる審査意見を踏まえ環境省が審査を行う。事業者に調査すべき項目を提示する。 事業承認に必要な内容を含む環境影響評価書を作成し環境省に提出する。 環境省が審査を行い、その結果を許認可官庁に伝える。許認可官庁は事業の許認可を行い、事業者に通知する。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、所管官庁が、事業者から提出された資料をもとに判断する。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成が実施される。 所管官庁は、事業者と関係官庁に呼びかけ、スコーピング会議を開催する。会議の結果、EIA に必要な調査の枠組み、提出される資料について事業者に指示を行う。 事業者は、指示に従い調査、評価を行う。 評価の結果を環境影響評価書にとりまとめ、所管官庁に提出する。 所管官庁は事業により影響を受ける可能性のある官庁に評価書を送付する。 その後、公衆協議という手続きに入り、関係官庁、公衆からの意見を聴聞する。許認可官庁は、それらの意見を勘案し、許認可判断の基礎資料となる総括的報告書を作成する。 所管官庁は、総括的報告書に基づき事業の環境影響を評価し、関係官庁からの条件等を勘案し許認可を決定する。 決定内容は公表される。 |
| 公衆関与 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階及び評価書の段階で公衆関与が行われ、意見を提出することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査／環境影響記録の段階で意見を表明する機会がある。 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階（環境省が必要と判断する場合のみ）、評価書の段階などで公衆関与が行われる。 | <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングの結果、EIA を実施しない場合に広報される。 事業者の評価書に対して意見を表明する機会がある。 |
| SEA 導入状況 | ○（EIA と同一法による） ※このほか、法案等を対象とする SEA として環境テストが導入されている | ○（EIA と同一法による） | SEA に関する法令を策定中（2005 年度調査時点の情報） | ○（戦略的環境影響評価導入のための法） |
| 出典 | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2004） | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005） | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005） | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005） |

| | 中国 | 韓国 |
|------|--|--|
| 根拠法令 | <ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国環境保護法（試行）（1979） 建設項目環境保護管理條例（1998） 中華人民共和国環境影響評價法（2002） | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全法（1977） 環境・交通・災害等に関する影響評價法（1999） |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価の対象となる。 90以上の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、環境影響報告書（詳細な環境影響評価）の対象とするもの、環境影響報告表（簡易アセスメント）の対象とするもの、環境影響登記表（さらに簡易なもの）の対象とするものの3分類に区分されている。 記載のない事業については、環境保護行政主管部門がどの分類に入れるかを決定する。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象事業として、17分野74種の事業が規定されている。 |
| 評価項目 | <ul style="list-style-type: none"> 大気、地表水、地下水、騒音、土壌と生態、住民の健康状況、文化財と貴重景観及び日照、熱、放射線、電磁波、振動などの中から、スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 自然環境分野（気象、地形・地質、動植物、海洋環境、水理・水文）、生活環境分野（土地利用、大気質、水質（地表・地下）、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、電波障害、日照障害、景観、衛生・公衆保健）、社会・経済環境分野（人口、住居（移住の場合を含む）、産業、公共施設、教育、交通、文化財）の3分野23項目の中から、スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。 事業ごとに、重点的に影響評価を行わなければならない評価項目が、別途告示されているが、これは最低限の項目を掲げただけであり、この告示の評価項目にかかわらず、個別事業ごとにスコーピングによって上記23項目の中から必要な評価項目が決められている。 |
| 実施主体 | 事業者 | 事業者 |

| | 中国 | 韓国 |
|----------|---|---|
| 手続きのフロー | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響報告書／環境影響報告表／環境影響登記表のいずれに該当するかを、事業者が規定に照らして判断する。 <p>[環境影響報告書を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> スコーピング後、環境影響報告書の作成が実施される。 報告書は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。 審査の結果は事業者に書面で通知される。 <p>[環境影響報告表／環境影響登記表を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告表／登記表いずれの場合も、スコーピングは行われない。 その後、報告表／登記表を作成する。これらはいずれも、記入する様式が定められている。 報告表／登記表書は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。 審査の結果は事業者に書面で通知される。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となるかは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表1）に照らして、判断する。ただし、運用上は、主務省庁に問い合わせが行われている。 環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、DEIS の作成、FEIS の作成が実施される。 スコーピングは、環境省から事業ごとに定められている最低限の項目があるが、事業者は承認機関に対し、当該事業に適用されるこれ以外の項目を定めるよう要請する。 要請を受けた承認機関は評価項目と範囲を決定し事業者に通知する。 事業者は指定された項目について調査を行い、環境影響評価書案（DEIS）を作成する。 住民への説明会、関係行政機関からの意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ、環境影響評価書（FEIS）を作成する。 FEIS を受け取った承認機関は、環境省に協議を要請する。環境省は専門的な意見の聴取のために専門家からの意見を聴取する。環境省は協議結果を承認機関と意見を聴取した専門家に通知する。 協議結果をもとに事業者は事業計画を修正して承認機関が承認を行う。 |
| 公衆関与 | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響報告書の作成段階などで公衆関与が行われる。 環境影響報告表／環境影響登記表の場合は、公衆関与は行われない。 | <ul style="list-style-type: none"> スコーピング段階、DEIS の段階で公衆関与が行われる。 |
| SEA 導入状況 | ○（EIA と同一法による） | ○（環境政策基本法） |
| 出典 | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2005） | 諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省、2004） |

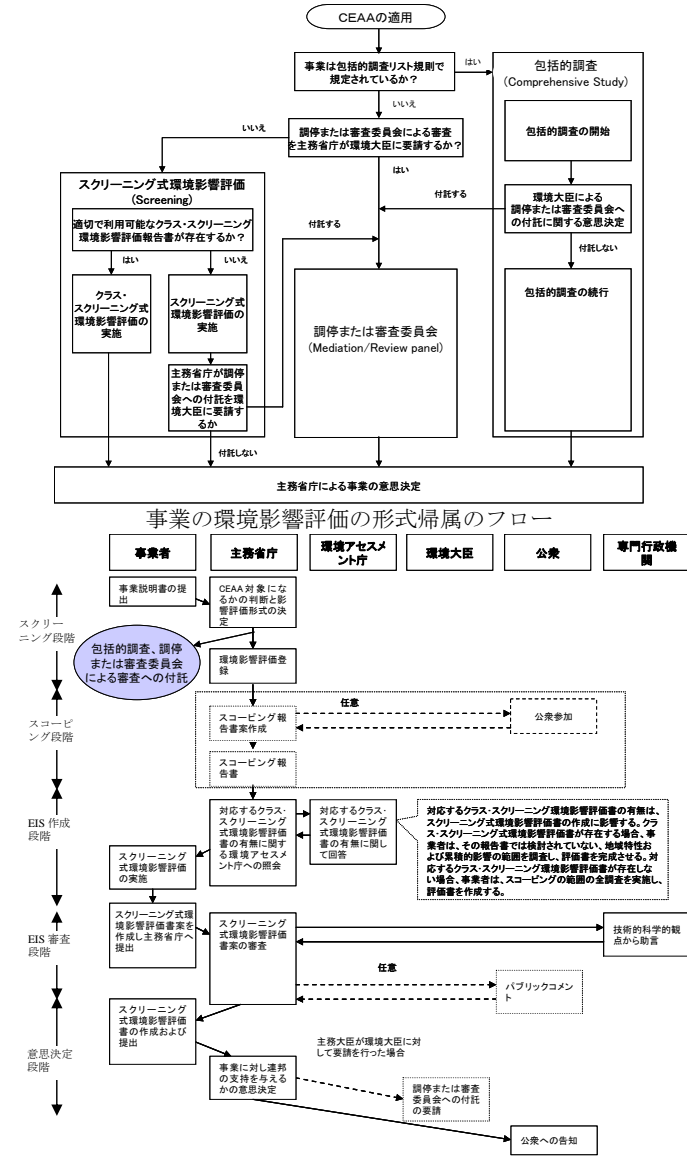
(2) 手続きのフロー図

ア アメリカ

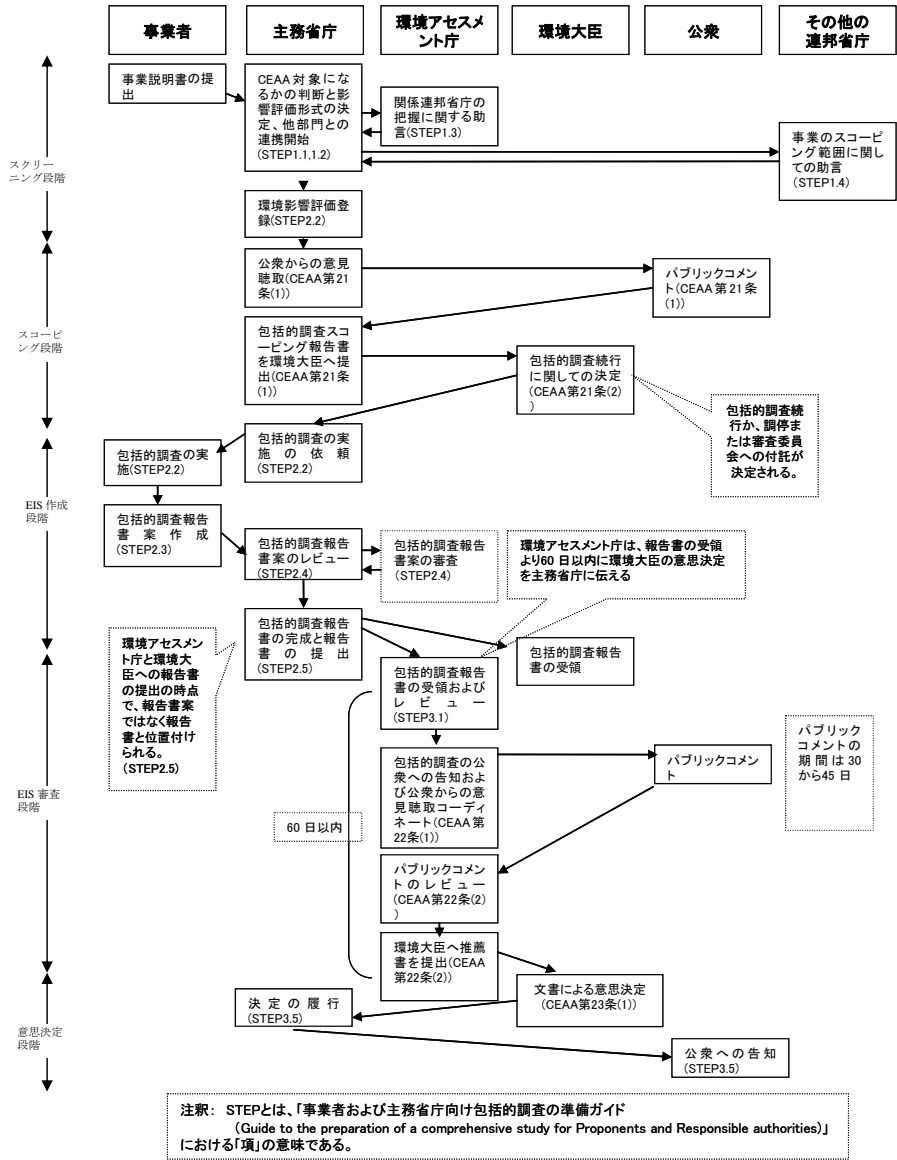


国家環境政策法（NEPA）による環境影響評価手続きフロー

イ カナダ

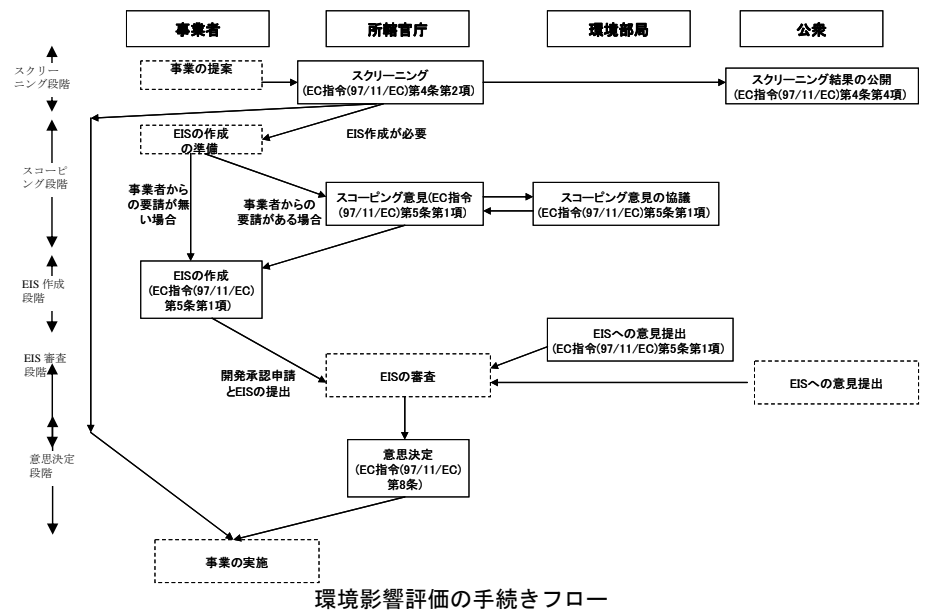


スクリーニング式環境影響評価手続きフロー

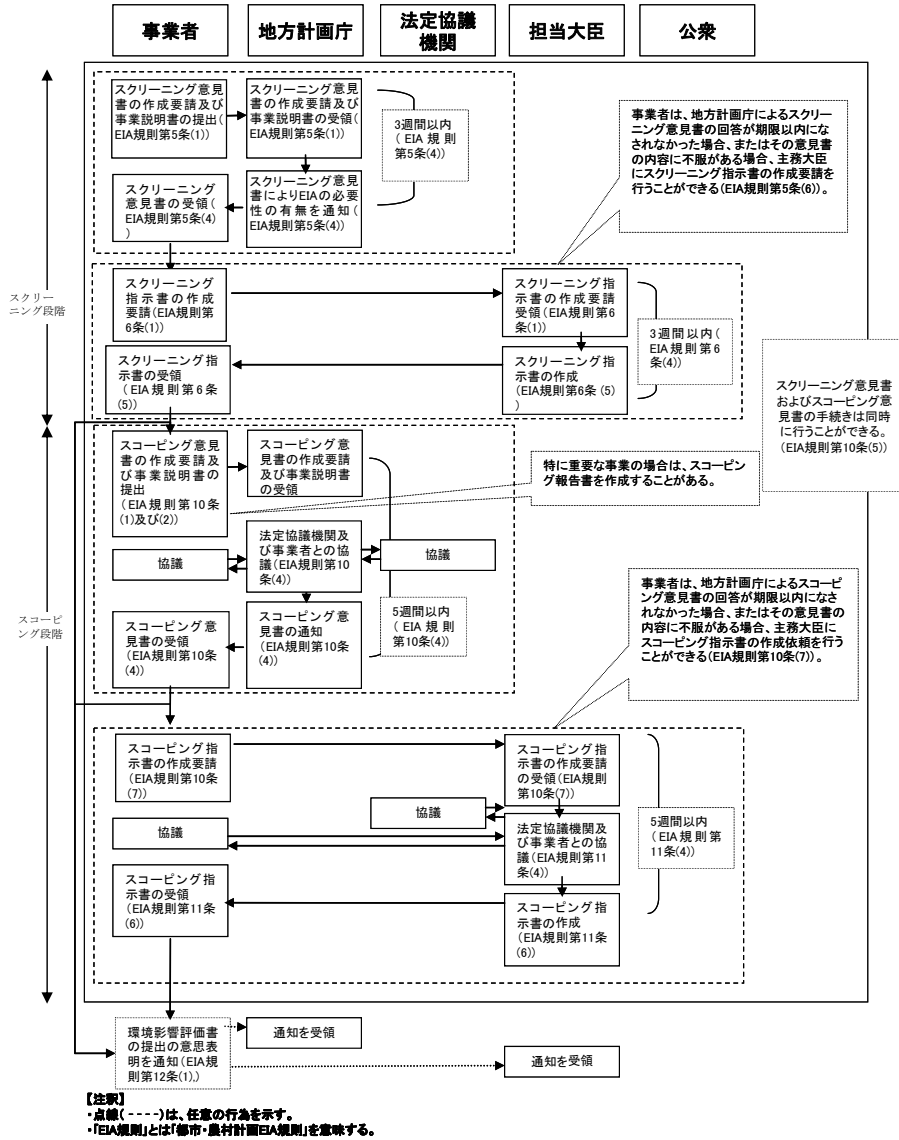


包括的調査の手続きフロー

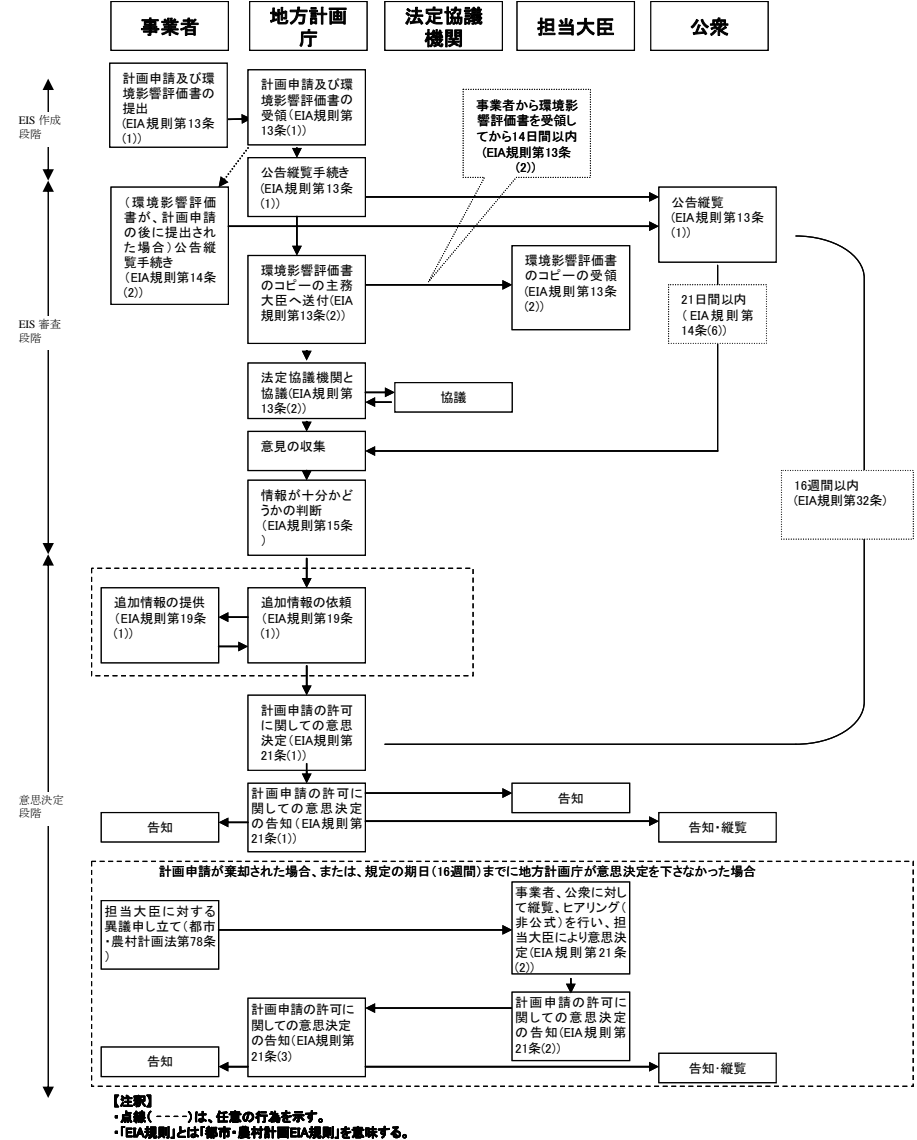
ウ EU



エ イギリス

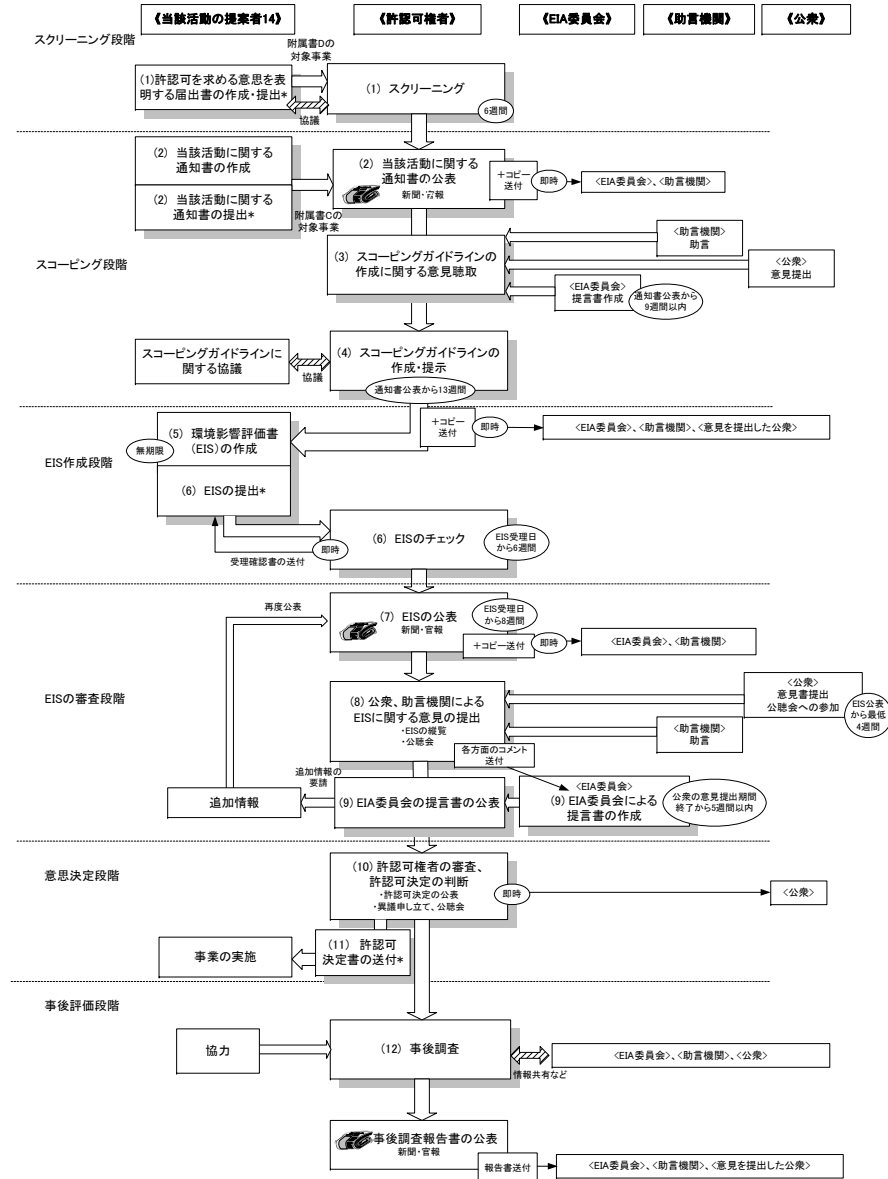


環境影響評価の手続きフロー（前半）



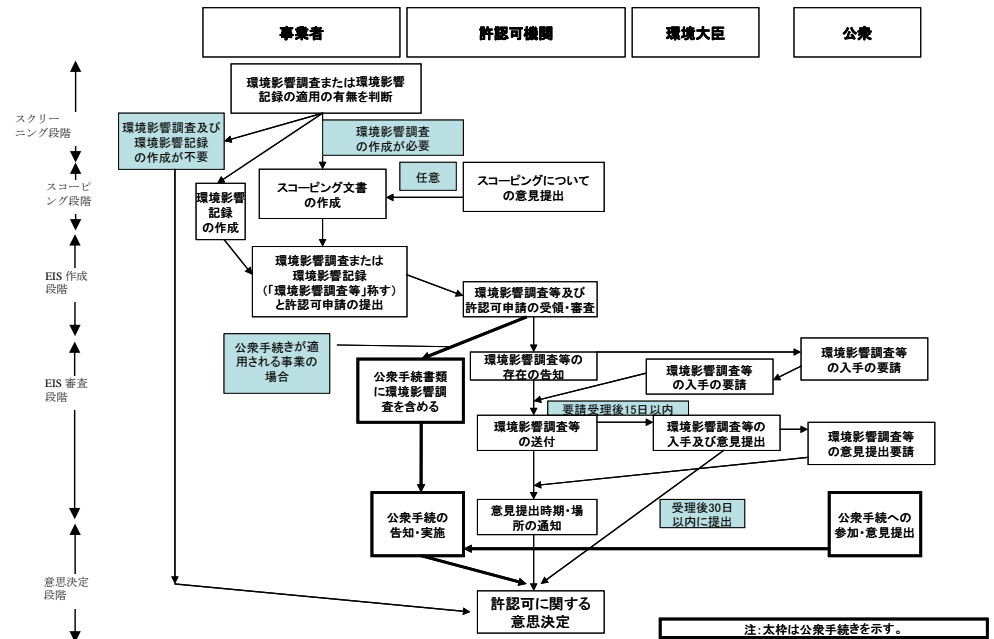
環境影響評価の手続きフロー（後半）

オ オランダ



環境影響評価の手続きフロー

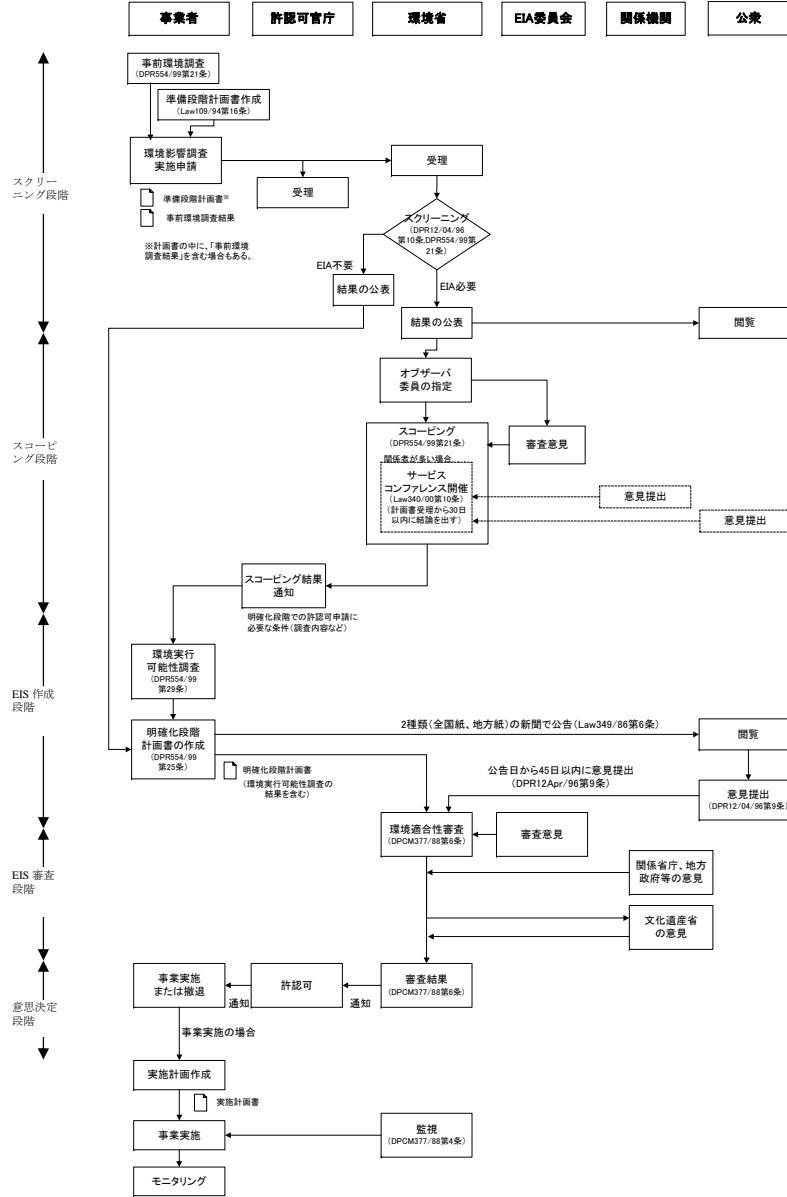
カ フランス



注: 太枠は公衆手続きを示す。

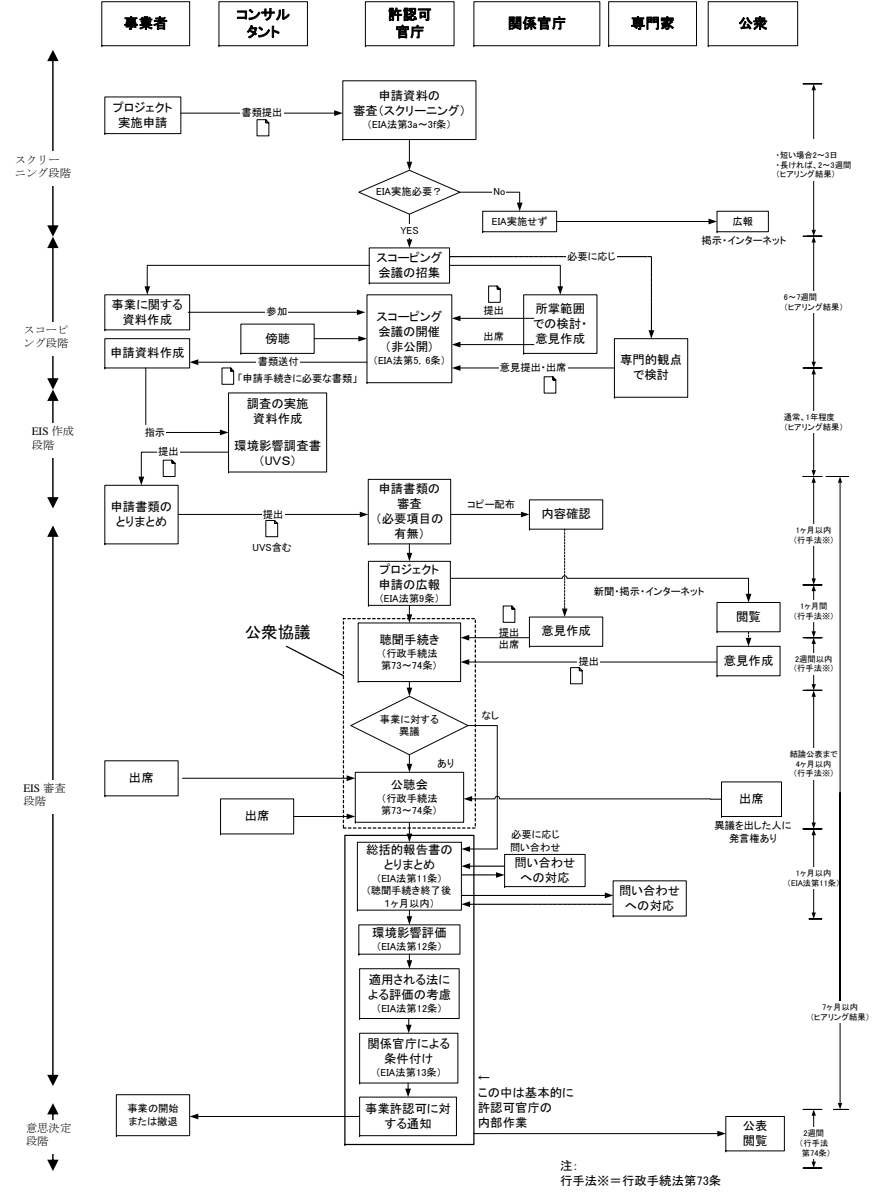
環境影響調査の手続きフロー

キ イタリア



環境影響評価の手続きフロー

ク ドイツ



環境影響評価の手続きフロー

注: 行手法※=行政手続法第73条

資料5 平成17年の基本的事項見直しの概要

1. メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化

- 「標準項目・手法」を「参考項目・手法」へ変更
- 「参考項目・手法」を参考にする際の留意事項を規定。

2. 早期段階からの環境配慮の促進（事業の計画段階からの環境配慮の促進）

- 環境配慮に関する検討経緯の具体的・詳細な明確化を規定。

3. 「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準達成型からベスト追求型へ）

- 評価に至った経緯や根拠の明確化を規定。

4. 客観性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）

- 項目や予測等の手法の選定に当たって根拠の明確化、代償措置の効果等の根拠の明確化等を規定。

5. 不確実性に関する検討の強化

- 不確実性の検討を行うことが必要な事例を追加。

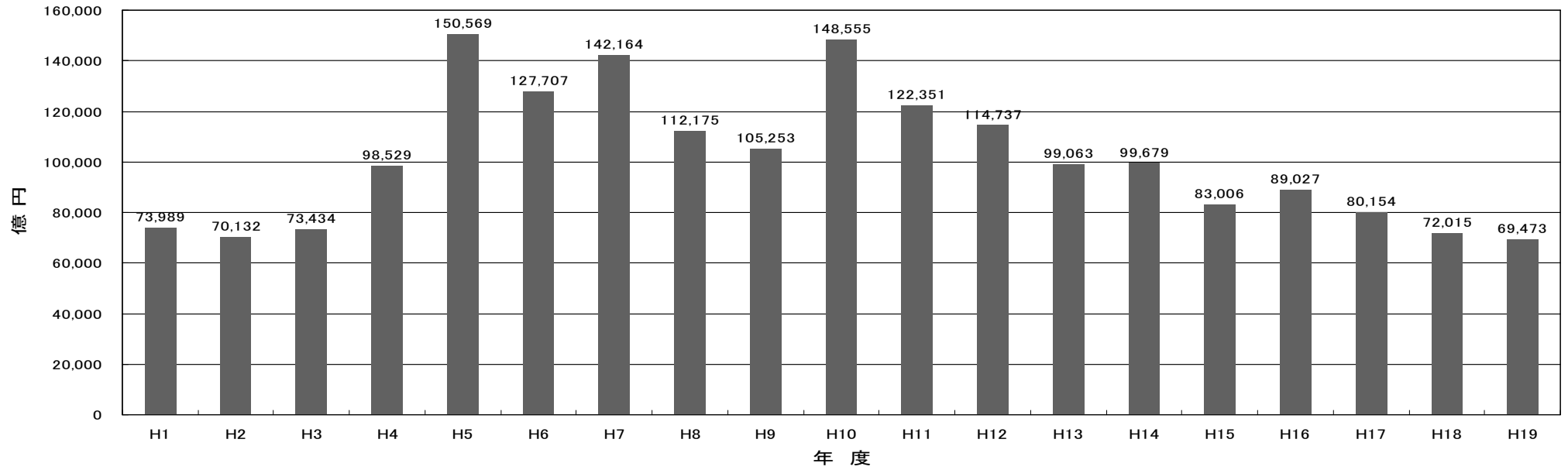
6. 事業の多様化への対応

- 既存工作物の撤去等による環境影響の把握の必要性を規定。
- 暫定供用や一部供用（例えば、道路事業）の時点での環境影響の把握の必要性を規定。

7. その他

- リサイクルや再生利用の観点からの環境影響評価の必要性を規定。

資料7 公共事業関係費の推移



(注) 補正後予算ベース。ただし、18、19年度は当初予算ベース。

出典：『平成19年度国土交通省予算の特徴 ～道路予算の効率的執行と海洋権益の保全～』 p. 63.

資料8 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移

平成19年3月末現在

| 地方の制度:要綱 | 年 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|-------|-----|----|
| | S50 | S51 | S52 | S53 | S54 | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | | |
| 道路 | | | 1 | | 2 | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 | 7 | 5 | 7 | 9 | | 1 | | | | | | | 75 | |
| 河川工事 | | | | | | 3 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | 3 | 2 | 1 | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | 15 | |
| 鉄道・軌道 | | | | | | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | | 4 | 8 | 2 | | | | | | | | | 51 | |
| 飛行場 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | 2 | | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 17 | | |
| 埋立・干拓 | | | | | | | 3 | 4 | | | 3 | 7 | 4 | 4 | 2 | 3 | 3 | 5 | 4 | 2 | 1 | 5 | 3 | 8 | 3 | | 1 | | | | | | | 65 | |
| 廃棄物処理施設 | | | | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 6 | 5 | 2 | | 4 | 5 | 7 | 6 | 3 | 6 | 9 | 12 | 6 | 9 | 8 | 2 | 1 | | | | | | | 103 | |
| 各種土地造成 | 5 | 6 | 7 | 5 | 7 | 2 | 6 | 7 | 9 | 6 | 22 | 14 | 12 | 7 | 8 | 12 | 18 | 13 | 21 | 16 | 22 | 18 | 14 | 13 | 9 | 3 | | | | 1 | | | 283 | | |
| 発電所・電気工作物 | | | | | | | 1 | | | 2 | | 1 | | 1 | 1 | | 3 | 2 | | 1 | 2 | 2 | 4 | 4 | 2 | | | | | | | | | 26 | |
| レクリエーション施設 | | 2 | 1 | | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 6 | 20 | 22 | 29 | 22 | 50 | 39 | 72 | 75 | 80 | 42 | 38 | 18 | 15 | 12 | 5 | 1 | 4 | | | | | | | 565 | |
| 工場・事業場 | | | | | | | 2 | | 1 | | | | 1 | | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | | | | | | | | | | 28 | |
| 港湾施設・港湾計画 | | | | | | 2 | 5 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | | 5 | 3 | 1 | 2 | 5 | 6 | 5 | 2 | 1 | | | | | | | | | 58 | |
| 下水道終末処理施設 | | | | 1 | | 1 | 1 | 3 | | | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | | 1 | | 2 | 4 | 1 | 4 | 1 | 2 | 1 | | | | | | | | | 30 | |
| 土石・鉱物採取 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 7 | |
| その他の施設 | | | | | 1 | | 1 | | | | 2 | | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 | 7 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | 39 |
| 計 | 5 | 8 | 9 | 8 | 12 | 16 | 29 | 28 | 25 | 26 | 59 | 61 | 58 | 48 | 76 | 70 | 121 | 116 | 129 | 84 | 94 | 84 | 67 | 72 | 43 | 6 | 7 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1,362 | | |

平成19年3月末現在

| 地方の制度:条例 | 年 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|-----|---|
| | S50 | S51 | S52 | S53 | S54 | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | | |
| 道路 | | | | | | | 1 | 2 | | 1 | 4 | 3 | 1 | 4 | | 6 | 1 | 5 | 2 | 4 | 1 | 7 | 2 | 5 | 4 | 6 | 2 | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 | 77 | | |
| 河川工事 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 10 | | |
| 鉄道・軌道 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 6 | 5 | | 1 | 4 | 1 | | 59 | | |
| 飛行場 | | | | | | 1 | | | 2 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | | 1 | | | | | 1 | | | 2 | 1 | | | | 1 | | 14 | | |
| 埋立・干拓 | | | | | 2 | | | 1 | 2 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | | | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 19 | |
| 廃棄物処理施設 | | | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 2 | 1 | 5 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 7 | 15 | 10 | 14 | 7 | 13 | 14 | 10 | | 114 | |
| 各種土地造成 | | | | 3 | 3 | 3 | 4 | 1 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 4 | 3 | 3 | 3 | 8 | 4 | | 2 | 7 | 4 | 9 | 14 | 9 | 5 | 8 | 8 | 5 | 10 | | 151 | |
| 発電所・電気工作物 | | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 2 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | | 17 | |
| レクリエーション施設 | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | | | 2 | | 1 | 2 | | | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | | 26 | |
| 工場・事業場 | | | | | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | 1 | | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 8 | 5 | 4 | 6 | 4 | 3 | | 64 | |
| 港湾施設・港湾計画 | | | | | | 2 | | 2 | 1 | | | | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| 下水道終末処理施設 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 8 |
| 土石・鉱物採取 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | 5 | | 1 | | 1 | | | | | 14 | |
| その他の施設 | | | | 5 | 1 | 3 | 7 | 3 | 9 | 7 | 9 | 4 | 4 | 5 | 1 | 7 | 11 | 7 | 9 | 9 | 4 | 7 | 7 | 8 | 13 | 15 | 7 | 8 | 17 | 13 | 21 | 12 | | 233 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 5 | 8 | 12 | 16 | 16 | 20 | 17 | 25 | 20 | 19 | 22 | 8 | 28 | 27 | 24 | 37 | 26 | 16 | 21 | 22 | 28 | 46 | 60 | 46 | 49 | 46 | 49 | 58 | 43 | 814 | | |

(注) 評価書公告(公示)日、又は首長への評価書提出日での集計。

資料 9 環境影響評価法対象事業の事業種及び規模要件

| 事業の種類 | 第一種事業 | 第二種事業 |
|-------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 道路 | | |
| ・高速自動車国道 | すべて | —— |
| ・首都高速道路など | 4車線以上のもの | —— |
| ・一般国道 | 4車線以上 ・ 10km以上 | 4車線以上 ・ 7.5km～10km |
| ・林道 | 幅員 6.5m以上 ・ 20km以上 | 幅員 6.5m以上 ・ 15km～20km |
| 2. 河川 | | |
| ・ダム、堰 | 湛水面積 100ha以上 | 湛水面積 75ha～100ha |
| ・放水路、湖沼開発 | 土地改変面積 100ha以上 | 土地改変面積 75ha～100ha |
| 3. 鉄道 | | |
| ・新幹線鉄道 | すべて | —— |
| ・鉄道、軌道 | 長さ 10km以上 | 長さ 7.5km～10km |
| 4. 飛行場 | 滑走路長 2500m以上 | 滑走路長 1875m～2500m |
| 5. 発電所 | | |
| ・水力発電所 | 出力 3万 kw以上 | 出力 2.25万 kw～3万 kw |
| ・火力発電所 | 出力 15万 kw以上 | 出力 11.25万 kw～15万 kw |
| ・地熱発電所 | 出力 1万 kw以上 | 出力 7500kw～1万 kw |
| ・原子力発電所 | すべて | —— |
| 6. 廃棄物最終処分場 | 面積 30ha以上 | 面積 25ha～30ha |
| 7. 埋立て、干拓 | 面積 50ha超 | 面積 40ha～50ha |
| 8. 土地区画整理事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| 9. 新住宅市街地開発事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| 10. 工業団地造成事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| 11. 新都市基盤整備事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| 12. 流通業務団地造成事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| 13. 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。） | 面積 100ha以上 | 面積 75ha～100ha |
| ○港湾計画 | 埋立・掘込み面積の合計 300ha以上 | |

資料10 環境影響評価条例の対象事業及び規模要件

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。 △：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 道 路 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-----------|----------------------------|-------|--|-----------------------------|-------|--------------------|--------------------------------|--|-------------------------|--------------------|--------------------------------|--|-------------------------|
| | 高速自動車 国道 | | 自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項） | | | | | 一般国道 | | | 県道・市道等又は道路一般 | | | | |
| | 選定の 有無 | 選定の 有無 | すべて | 長さ〇km | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | その他要件 | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） |
| | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | 4車線以上 | 2車線以上 | |
| 北海道 | | | | | | | ● | 10km (5～10km) | | 特別地域等：幅員5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km | ● | 10km (5～10km) | | 特別地域等：幅員5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km（主要道道 限） | |
| 青森県 | | | | | | | ● | 10km (5～10km) | | | ● | 10km (5～10km) | | | |
| 岩手県 | | | | | | | △ | (5～7.5km) | | (特別地域：2km) | ● | 10km (5～10km) | | (特別地域：幅員3m・2km) | |
| 宮城県 | ● | ● | | 7.5km | 住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車 線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km | | ● | 7.5km | | 住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車線 ・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km | ● | 7.5km | | 住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2 車線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・ 5km | |
| 秋田県 | | | | | | | ● | 7.5km | | 特定地域：4車線・5km | ● | 7.5km | | 特定地域：4車線・5km | |
| 山形県 | | ● | | すべて | 森林地域が 15km以上 | 特別地域：2車線・森林地域が10km | ● | 7.5km | 森林地域が 15km以上 | 特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が10km | ● | 7.5km | 森林地域が 15km以上 | 特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が10km | |
| 福島県 | | | | | | | ● | 7.5km (5～7.5km) | | | ● | 7.5km (5～7.5km) | | | |
| 茨城県 | | ● | | すべて | | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 栃木県 | | | | | | | ● | 10km | | 配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km | ● | 10km | | 配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km | |
| 群馬県 | | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 10km (6～10km) | | 配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～ 12km) | ● | 10km (6～10km) | | 配慮地域：4車線・6km、2車線・ 12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車 線・6～12km) | |
| 埼玉県 | ● | ● | | すべて | | 特別の地域：2車線 | ● | 5km | | 特別の地域：2車線 | ● | 5km | | 特別の地域：2車線 | |
| 千葉県 | | ● | | すべて | | 自然公園等区域：2車線 | ● | 7.5～10km | | 自然公園等区域：2車線 | ● | 10km | | 自然公園等区域：2車線 | |
| 東京都 | ● | ● | 新設 | | | 改築：1km | ● | 1km | | | ● | 1km | | | |
| 神奈川県 | ● | | | | | | ● | 5km | | 甲地域：車道部幅員5m・2km 乙地域：車道部幅員5m・5km | ● | 5km | | 甲地域：車道部幅員5m・2km 乙地域：車道部幅員5m・5km | |
| 新潟県 | | ● | | 1km | | 特別配慮地域：4車線・1km、2車線・ 10km | ● | 7.5km | | 特別配慮地域：4車線・5km、2車線・10km | ● | 7.5km | | 特別配慮地域：4車線・5km、 2車線・10km | |
| 富山県 | | | | | | | ● | 7.5km | | 自然環境特別配慮地域A地域：2車線・ 2km 自然環境特別配慮地域B地域：4車線・ 5km | ● | 7.5km | | 自然環境特別配慮地域A地域：2 車線・2km 自然環境特別配慮地域B地域：4 車線・5km | |
| 石川県 | ● | | | | | | ● | 10km (7.5～10km) | | | | | | | |
| 福井県 | ● | | | | | | ● | 10km (7.5～10km) | | | | ● | 10km (7.5～10km) | | |
| 山梨県 | | | | | | | ● | 6km (4～6km) | 10km (8～10km) | | ● | 6km (4～6km) | 10km (8～10km) | | |
| 長野県 | | ● | 新設 | | | 改築：1km | ● | 10km (7.5～10km) | | (森林の区域等：2車線・10km) | ● | 10km (7.5～10km) | | (森林の区域等：2車線・10km) | |
| 岐阜県 | | | | | | | ● | 7.5km (5～7.5km) | | | ● | 7.5km (5～7.5km) | | | |
| 静岡県 | | | | | | | ● | 10km (7.5～10km) | | (特定地域内：改変5ha) | ● | 10km (7.5～10km) | | (特定地域内：改変5ha) | |
| 愛知県 | | | | | | | ● | 7.5～10km | | | ● | 7.5km | | | |
| 三重県 | | ● | | すべて | | 特別地域：2車線すべて | ● | 5km | | 特別地域：2車線・1km | ● | 5km | | 特別地域：2車線・1km | |
| 滋賀県 | ● | ● | | 7.5km | | 自然公園特別地域：2車線・2km | ● | 7.5km | | 自然公園特別地域：2車線・2km | ● | 7.5km | | 自然公園特別地域：2車線・2km | |

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 道 路 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-----|----------------------------|-------|-------------------------|-------|--------------------|--------------------------------|---|-------------------------|--------------------|--------------------------------|---|-------------------------|
| | 高速自動 車国道 | | | 自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項） | | | | 一般国道 | | | | 県道・市道等又は道路一般 | | | |
| | 選定の 有無 | 選定の 有無 | すべて | 長さ〇km | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | その他要件 | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） |
| | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | 4車線以上 | 2車線以上 | |
| 京都府 | | | | | | | ● | 7.5km (5~7.5km) | | | | ● | 7.5km (5~7.5km) | | |
| 大阪府 | ●改築 | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 3km | | | | ● | 3km | | |
| 兵庫県 | ● | ● | | すべて | | 特別地域：2車線・10km | ● | 10km | | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km | ● | 10km | | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km | |
| 奈良県 | | | | | | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 和歌山県 | ● | | | | | | ● | 7.5km | | | | | | | |
| 鳥取県 | | | | | | | ● | 10km | | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km | ● | 10km | | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km | |
| 島根県 | | | | | | | ● | 5km | | | ● | 5km | | | |
| 岡山県 | | ● | | すべて | | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 広島県 | | | | | | | ● | 5km | | | ● | 5km | | | |
| 山口県 | ● | | | | | | ● | 10km (5~10km) | | | ● | 10km (5~10km) | | | |
| 徳島県 | | | | | | | ● | 7.5km (5~7.5km) | | | ● | 7.5km (5~7.5km) | | | |
| 香川県 | | | | | | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 愛媛県 | | | | | | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 高知県 | | | | | | | ● | 10km (5~10km) | | 特別地域：2車線・10km | ● | 10km (5~10km) | | 特別地域：2車線・10km | |
| 福岡県 | | | | | | | ● | 5km | | | ● | 5km | | | |
| 佐賀県 | | | | | | | ● | 3.5km | | | ● | 3.5km | | | |
| 長崎県 | | ● | | | 7.5km | | ● | 7.5km | | | ● | 7.5km | | | |
| 熊本県 | | | | | | | ● | 5km | | 農用地区域を除く森林地域：2車線・10km | ● | 5km | | 農用地区域を除く森林地域：2車線・10km | |
| 大分県 | | | | | | | | | | | ● | 7.5km | | | |
| 宮崎県 | | | | | | | ● | 5km | | | ● | 5km | | | |
| 鹿児島県 | | | | | | | ● | 6km | | 特定地域：4車線・4km | ● | 6km | | 特定地域：4車線・4km | |
| 沖縄県 | | | | | | | ● | 7.5~10km | 10km | 特別配慮地域：2車線・5km、 4車線・3.75~5km | ● | 7.5~10km | 10km | 特別配慮地域：2車線・5km、 4車線・3.75~5km | |
| 札幌市 | | | | | | | ● | 5km | (3km) | | ● | 5km | (3km) | | |
| 仙台市 | ● | ● | すべて | | | 改築：車線の増加かつ1km 以上 | ● | 5km | | A地域：2車線・2km B地域：2車線・1km C地域：4車線・2km | ● | 5km | | A地域：2車線・2km B地域：2車線・1km C地域：4車線・2km | |
| さいたま市 | ● | ● | | すべて | | B地域：2車線すべて C地域：すべて | ● | 2.5km | | B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km | ● | 2.5km | | B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km | |
| 千葉市 | | ● | | すべて | | | ● | 3.75km | | | ● | 5km | | | |
| 横浜市 | ● | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 3km (2.5~3km) | | | ● | 3km (2.5~3km) | | | |
| 川崎市 | ● | ● | ● | | | | ● | すべて | | | ● | すべて | | | |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | | | | | | ● | 1km | | | ● | 1km | | | |
| 京都市 | ● | | | | | | ● | 3km | | | ● | 3km | | | |
| 大阪市 | ● | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 3km | | | ● | 3km | | | |
| 堺市 | ●改築 | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 3km | | | ● | 3km | | | |
| 神戸市 | ● | ● | | すべて | | | ● | 3km | | 自然公園特別地域等：2車線・2km | ● | 3km | | 自然公園特別地域等：2車線・2km | |
| 広島市 | | ● | 新設 | | | 改築：車線増1km | ● | 3km | | | ● | 3km | | | |

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 道 路 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|----------------------------|-----|-------|-------|-------------------------|-------|-----------|--------------------------------|-------|-------------------------|-----------|--------------------------------|-------|-------------------------|
| | 高速自動 車国道 | 自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項） | | | | | 一般国道 | | | | 県道・市道等又は道路一般 | | | | |
| | 選定の 有無 | 選定の 有無 | すべて | 長さ〇km | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | その他要件 | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） | 選定の 有無 | 長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満） | | 地域による特別の規模要件 （第2種要件） |
| | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | | 4車線以上 | 2車線以上 | | | 4車線以上 | 2車線以上 | |
| 北九州市 | | | | | | | ● | 5km | | | | ● | 5km | | |
| 福岡市 | ● | ● | 新設 | | | 改築：車線数増 | ● | 3km | | | | ● | 3km | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 道 路 | | | | | | その他 |
|-------------|-----------|--------------------------------|--|-----------|---------------------------------|---|---|
| | 農 道 | | | 林 道 | | | |
| | 選定の 有無 | 長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満) | 地域による特別の規模要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満) | 地域による特別の規模要件 (第2種要件) | |
| 北海道 | ● | 4車線・10km(5～10km) | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km) | | |
| 青森県 | | | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km) | | トンネルの建設：2車線以上・掘削量50万m ³ 以上 |
| 岩手県 | ● | 4車線・10km(5～10km) | (特別地域：幅員3m・2km) | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km) | (特別地域：幅員3m・2km) | |
| 宮城県 | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 幅員6.5m・15km | 特定地域：幅員6.5m・10km | ● | 幅員6.5m・15km | 特定地域：幅員6.5m・10km | |
| 山形県 | ● | 幅員6.5m・森林地域15km | 特別地域：幅員6.5m・森林地域が ³ 10km | ● | 幅員6.5m・15km | 特別地域：幅員6.5m・10km | |
| 福島県 | | | | ● | 幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km) | | |
| 茨城県 | | | | | | | |
| 栃木県 | | | | ● | 幅員6.5m・10km | 配慮地域：幅員6.5m・7.5km 特別配慮地域：幅員6.5m・5km | |
| 群馬県 | ● | 4車線相当・10km(6～10km) | 配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～12km) | ● | 4車線相当・10km(6～10km) | 配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～12km) | |
| 埼玉県 | | | | ● | | 特別の地域：幅員6.5m・2km | その他の道路に係るバイパス：一般国道と同じ |
| 千葉県 | ● | 4車線・10km | 自然公園区域等：2車線 | ● | 幅員6.5m・10～20km | | |
| 東京都 | | | | ● | 幅員6.5m・15km | | |
| 神奈川県 | ● | 幅員16m・5km | 甲地域：幅員5m・2km 乙地域：幅員5m・5km | ● | 幅員5m・10km | 甲地域：幅員5m・2km 乙地域：幅員5m・5km | 道路特別措置法に基づく道路：すべて 道路運送法に基づく自動車道：すべて |
| 新潟県 | ● | 4車線・7.5km | 特別配慮地域：4車線・5km、2車線・10km | ● | 幅員6.5m・15km | 特別配慮地域：幅員6.5m・10km | |
| 富山県 | ● | 4車線・7.5km | 自然環境特別配慮地域A地域：2車線・2km 自然環境特別配慮地域B地域：4車線・5km | ● | 幅員6.5m・15km | 自然環境特別配慮地域A地域：幅員6.5m・2km 自然環境特別配慮地域B地域：幅員6.5m・10km | 道路運送法に基づく自動車道：一般国道と同じ |
| 石川県 | | | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・15～20km) | | |
| 福井県 | | | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km) | | |
| 山梨県 | ● | 幅員5.5m・10km (幅員5.5m・8～10km) | | ● | 幅員4m・10km (幅員4m・8～10km) | | |
| 長野県 | △ | | (森林の区域等：2車線・10km) | △ | | (森林の区域等：2車線・10km) | |
| 岐阜県 | | | | | | | |
| 静岡県 | | | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・15～20km) | 特定地域：5ha | 高規格幹線道路：新設すべて、改築1km |
| 愛知県 | | | | ● | 幅員6.5m・15～20km | | |
| 三重県 | ● | 4車線・5km | 特別地域：2車線・1km | ● | 4車線・5km | 特別地域：2車線・1km | その他の道路（農林道含む）：一般国道と同じ |
| 滋賀県 | ● | 4車線・7.5km | 自然公園特別地域：2車線・2km | ● | 4車線・7.5km | 自然公園特別地域：幅員5m・2km | |
| 京都府 | | | | ● | 幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km) | | その他の道路：一般国道と同じ 特定地域林道(第1種要件)：幅員5m・10km |
| 大阪府 | | | | ● | 幅員6.5m・10km | | 阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築 自動車道：新設、車線増加を伴う改築3km |
| 兵庫県 | ● | 4車線・10km | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km | ● | 4車線・10km | 特別地域：4車線7.5km、2車線10km | |
| 奈良県 | | | | ● | 幅員6.5m・15km | | |
| 和歌山県 | | | | ● | 幅員6.5m・15km | | |
| 鳥取県 | ● | 4車線・10km | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km | ● | 4車線・10km | 特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km | |
| 島根県 | ● | 2車線・10km | | ● | 2車線・10km | | |
| 岡山県 | | | | ● | 幅員6.5m・15km | | |
| 広島県 | | | | ● | 10km | | |
| 山口県 | | | | ● | 幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km) | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 道 路 | | | | | | その他 |
|-------------|-----------|-----------------------------------|-------------------------|-----------|-----------------------------------|------------------------------------|--|
| | 農 道 | | | 林 道 | | | |
| | 選定の 有無 | 長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満) | 地域による特別の規模要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満) | 地域による特別の規模要件 (第2種要件) | |
| 徳島県 | ● | 幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10～15km) | | ● | 幅員 6.5m・15km (幅員 6.5m・10～15km) | | |
| 香川県 | | | | | | | その他の道路 |
| 愛媛県 | ● | 4車線・7.5km | | ● | 幅員 6.5m・15km | | |
| 高知県 | △ | (2車線・10km) | | ● | 幅員 6.5m・20km (幅員 6.5m・10～20km) | | |
| 福岡県 | | | | ● | 2車線・10km | | |
| 佐賀県 | ● | 4車線・3.5km | | ● | 幅員 6.5m・7km | | |
| 長崎県 | | | | ● | 2車線・15km | | |
| 熊本県 | ● | 4車線・5km | 農用地区域を除く森林地域：2車線・10km | ● | 4車線・5km | 農用地区域を除く森林地域：2車線・10km | 独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第1号に規定する林道：幅員6.5m・10km |
| 大分県 | | | | | | | |
| 宮崎県 | ● | 4車線・5km | | ● | 2車線・10km | | 道路運送法に基づく自動車道：4車線・5km |
| 鹿児島県 | ● | 4車線・6km | 特定地域：4車線・4km | ● | 幅員 6.5m・10km | 特定地域：幅員 6.5m・7km | |
| 沖縄県 | ● | 2車線・10km | 特別配慮地域：2車線・5km | ● | 幅員 4m・2km | 特別配慮地域：幅員 4m・2km | 森林区域通過、若しくは島しょ間を橋梁で通過する一般国道等、農道：2車線・2km |
| 札幌市 | | | | ● | 幅員 6.5m・10km (幅員 6.5m・4～10km) | | |
| 仙台市 | | | | ● | 幅員 3.5m・10km | A地域：幅員 3.5m・5km B地域：幅員 3.5m・2km | 道路運送法に基づく自動車道：すべて |
| さいたま市 | | | | | | | その他の道路に係るバイパスの設置： A地域：4車線・2.5km B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km |
| 千葉市 | ● | 4車線・5km | | ● | 幅員 6.5m・5km | | |
| 横浜市 | | | | | | | 道路特別措置法に基づく道路：すべて |
| 川崎市 | | | | | | | 道路特別措置法に基づく道路：すべて |
| 静岡市 | | | | | | | |
| 名古屋市 | | | | | | | 道路特別措置法に基づく道路：すべて |
| 京都市 | | | | | | | 道路特別措置法に基づく道路：すべて 道交法上の道路：特定山間地域内幅員5m・10km |
| 大阪市 | | | | | | | 阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築 |
| 堺市 | | | | | | | 阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築 自動車道：新設、車線増加を伴う改築 4車線・3km |
| 神戸市 | | | | | | | 道路運送法に基づく自動車道：2車線すべて |
| 広島市 | | | | ● | 幅員 6.5m・3km | | その他の道路：一般国道と同じ |
| 北九州市 | | | | ● | 2車線・10km | | |
| 福岡市 | | | | ● | 広域基幹林道すべて | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 河川工事 | | | | | | | | | | | | | | | その他 |
|-------------|-----------|--|---|---------|-----------|---|---|-------|-----------|--|---|-----------|-----------|--|---|--------|
| | ダム | | | | 湖沼水位調節施設 | | | | 放水路 | | | | 堰 | | | |
| | 選定の 有無 | 湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の 有無 | 土地改変面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の 有無 | 土地改変面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他 要件 | 選定の 有無 | 湛水・貯水面積 Oha以上 (第2種：Oha以上 Oha未満) | 地域要件 (第2種要件) | |
| 北海道 | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域等： 30ha) | | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | |
| 青森県 | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | |
| 岩手県 | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域： 1ha) (普通地域： 10ha) | | | | | | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) | | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) | |
| 宮城県 | ● | 75ha (20～75ha) | | | ● | 75ha (20～75ha) | | | ● | 75ha (20～75ha) | | | ● | 75ha (20～75ha) | | |
| 秋田県 | ● | 75ha | 特定地域：50ha | | ● | 75ha | 特定地域：50ha | | ● | 75ha | 特定地域：50ha | | ● | 75ha | 特定地域：50ha | |
| 山形県 | ● | 75ha | 特別地域：50ha | | | | | | ● | 75ha | 特別地域：50ha | | ● | 75ha | 特別地域：50ha | |
| 福島県 | ● | 75ha (50～75ha) | | | ● | 75ha (50～75ha) | | | ● | 75ha (50～75ha) | | | ● | 75ha (50～75ha) | | |
| 茨城県 | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | |
| 栃木県 | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域： 25ha | | | | | | | | | | | | | |
| 群馬県 | ● | 50ha (30～50ha) | 配慮地域：30ha (15 ～30ha) | | | | | | ● | 50ha (30～50ha) | 配慮地域：30ha (15～ 30ha) | | ● | 50ha (30～50ha) | 配慮地域：30ha (15～ 30ha) | |
| 埼玉県 | ● | 50ha | 特別地域：30ha | | | | | | ● | 50ha | | | | | | |
| 千葉県 | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | |
| 東京都 | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | | ● | 河川区域の幅30m以 上かつ長さ1km以上 または75ha以上の 土地の形状を変更 | | | ● | 75ha | | |
| 神奈川県 | ● | 土砂流出防止・調節事業、発電電気工作物事業、 小規模ダムを除く | | | | | | | ● | 20ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha | | ● | | | 長さ200m |
| 新潟県 | ● | 50ha | 特別配慮地域： 30ha | | | | | | ● | 50ha | 特別配慮地域：30ha | | ● | 50ha | 特別配慮地域：30ha | |
| 富山県 | ● | 75ha | 自然環境特別配慮 地域A地域：1ha 自然環境特別配慮 地域B地域：50ha | | ● | 75ha | 自然環境特別配慮 地域A地域：1ha 自然環境特別配慮 地域B地域：50ha | | ● | 75ha | 自然環境特別配慮地 域A地域：1ha 自然環境特別配慮地 域B地域：50ha | | ● | 75ha | 自然環境特別配慮地 域A地域：1ha 自然環境特別配慮地 域B地域：50ha | |
| 石川県 | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | |
| 福井県 | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | | ● | 100ha (75～100ha) | | |
| 山梨県 | ● | 40ha (30～40ha) | | | | | | | ● | 40ha (30～40ha) | | | ● | 40ha (30～40ha) | | |
| 長野県 | ● | 50ha | (森林の区域等： 30ha) | | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜県 | ● | 75ha | | | | | | | ● | 75ha | | | | | | |
| 静岡県 | ● | 100ha (75～100ha) | 特定地域：5ha | | | | | | ● | 100ha (75～100ha) | 特定地域：5ha | | | | | |
| 愛知県 | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | | ● | 75～100ha | | |
| 三重県 | ● | 20ha | 特別地域：10ha | 堤頂高：30m | | | | | | | | | ● | | | 長さ300m |
| 滋賀県 | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | ● | 20ha | | | ● | 50ha | | |
| 京都府 | ● | 75ha (50ha～75ha) | | | | | | | ● | 75ha (50ha～75ha) | | | ● | 75ha (50ha～75ha) | | |
| 大阪府 | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | |
| 兵庫県 | ● | 100ha | 特別地域：50ha | | | | | | | | | | ● | 100ha | 特別地域：50ha | |
| 奈良県 | ● | 50ha | 指定地域：20ha | | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山県 | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | |
| 鳥取県 | ● | 100ha | 特別地域：75ha | | ● | 100ha | 特別地域：75ha | | ● | 100ha | 特別地域：75ha | | ● | 100ha | 特別地域：75ha | |
| 島根県 | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 河川工事 | | | | | | | | | | | | | | | その他 | | |
|-------------|-----------------|--|---------------------|-------|-----------|---|-----------------|-------|-----------|---|---------------------|-------|-----------------|--|---------------------|-----|-------|---|
| | ダム | | | | 湖沼水位調節施設 | | | | 放水路 | | | | 堰 | | | | | |
| | 選定の 有無 | 湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の 有無 | 土地改変面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の 有無 | 土地改変面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の 有無 | 湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | | その他要件 | |
| 岡山県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 75ha | | | | ● | 75ha | | | |
| 広島県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 山口県 | ● | 100ha(50～100ha) | | | | | | | ● | 100ha(50～100ha) | | | | ● | 100ha(50～100ha) | | | |
| 徳島県 | ● | 75ha(50～75ha) | | | | | | | ● | 75ha(50～75ha) | | | | ● | 75ha(50～75ha) | | | |
| 香川県 | ● | 75ha | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 高知県 | ● | 100ha(50～100ha) | | | | | | | ● | 100ha(50～100ha) | | | | ● | 100ha(50～100ha) | | | |
| 福岡県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 佐賀県 | ● | 35ha | | | | | | | ● | 35ha | | | | ● | 35ha | | | ※堰の場合、湛水面積 17.5ha以上の増加、 改変後の面積が35ha以上 |
| 長崎県 | ● | 30ha | | | | | | | | | | | | ● | 30ha | | | |
| 熊本県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 大分県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎県 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 鹿児島県 | ● | 40ha | 特定地域：30ha | | ● | 40ha | 特定地域：30ha | | ● | 40ha | 特定地域：30ha | | ● | 40ha | 特定地域：30ha | | | |
| 沖縄県 | ● | 20ha | 特別配慮地域： 10ha | | | | | | ● | 15ha | 特別配慮地域： 7.5ha | | ● | 15ha | 特別配慮地域： 7.5ha | | | 砂防ダム：5ha、特別配慮 地域2.5ha |
| 札幌市 | ● | 50ha(20～50ha) | | | | | | | ● | 50ha(20～50ha) | | | ● | 50ha(20～50ha) | | | | |
| 仙台市 | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | | | | | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | | |
| さいたま市 | | | | | | | | | ● | 10ha | B地域：5ha C地域：3ha | | ● | 10ha | B地域：5ha C地域：3ha | | | |
| 千葉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | ● | 20ha | | | | | | | ● | 20ha | | | ● | 20ha | | | | |
| 大阪市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市 | ● 兵庫県に 同じ | 100ha | 特別地域：50ha | | | | | | | | | | ● 兵庫県に 同じ | 100ha | 特別地域：50ha | | | |
| 広島市 | ● | 40ha | | | | | | | ● | 40ha | | | ● | 40ha | | | | |
| 北九州市 | ● | 50ha | | | | | | | ● | 50ha | | | ● | 50ha | | | | |
| 福岡市 | ● | 10ha | | | | | | | | | | | ● | 10ha | | | | 2級河川の改修：1km以上 |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 鉄 道 | | | | | | | 飛行場 | | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|--------------------|--------------------|--|--|-------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|-----------------|-----------|
| | 新幹 線鉄 道 | 普通鉄道・軌道 | | | その他鉄道・操車場等 | | | 飛行場の新設、滑走路の延長 | | | | | ヘリポート | |
| | | 選定の 有無 | 選定の 有無 | 新設 〇m以上 | 改良 〇m以上 | 地域要件 (第2種要件) | その他鉄道・操車場等 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 新設〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満) | 地域要件 (第2種要件) | 延長〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 |
| 北海道 | | ● | 10km (5~10km) | 10km (5~10km) | | | | ● | 2500m (1250~2500m) | | 500m (250~500m) | | | |
| 青森県 | | ● | 10km (5~10km) | 10km (5~10km) | | トンネル：掘削量 50万 m ³ | | ● | 2500m (1250~2500m) | | 500m (250~500m) | | | |
| 岩手県 | | △ | (5~7.5km) | (5~7.5km) | (特別地域：2km) | 懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道：10km (5~10km) | (特別地域：2km) | | | | | | | |
| 宮城県 | | ● | 7.5km (2~7.5km) | 7.5km (2~7.5km) | | | | | | | | | | |
| 秋田県 | | ● | 7.5 km | 7.5 km | 特定地域：5 km | | | ● | 1,875m | 特定地域：1,250m | 375m | 特定地域：250m | | |
| 山形県 | | | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 | | ● | 7.5km (5~7.5km) | 7.5km (5~7.5km) | | | | ● | 1875m (1250~1875m) | | 375m (250~375m) | | | |
| 茨城県 | | ● | 7.5km | 7.5km | | | | ● | 1875m | | 375m | | | |
| 栃木県 | | | | | | | | ● | すべて | | 航空規則の等級変更規模 | | ● | |
| 群馬県 | | ● | 10km (6~10km) | 10km (6~10km) | 配慮地域：6km (3~6km) | | | ● | 2500m (1000~2500m) | 配慮地域：1000m | 500m (2割) | 配慮地域：200m | ● | 配慮地域：すべて |
| 埼玉県 | | ● | すべて | 5km | | 換車場、車庫、車両検査修繕施設その他：20ha | | ● | すべて | | 500m | | ● | |
| 千葉県 | | ● | 5km | 5km | | モノレール：5km | | ● | 1875m | | 375m | | | |
| 東京都 | ● | ● | すべて | 1km | | モノレール：すべて | | ● | すべて | | 500m | | ● | |
| 神奈川県 | | ● | 1km | 線路増設：1km | | 鋼索鉄道（ケーブルカー）、索道の建設：すべて 換車場、検車場：10ha | 換車場、検車場 甲地域：1ha 乙地域 3ha | ● | 1ha 以上 | | 300m | | ● | |
| 新潟県 | | ● | 7.5km | 7.5km | 特別配慮地域：5km | | | ● | 1875m | 特別配慮地域：1250m | 375m | 特別配慮地域：250m | | |
| 富山県 | | ● | 7.5km | 7.5km | 自然環境特別配慮地域 A 地域：すべて 自然環境特別配慮地域 B 地域：5km | 懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道若しくは索道又は新設軌道を除く軌道 | 自然環境特別配慮地域 A 地域：すべて | ● | 1875m | 自然環境特別配慮地域：すべて | 375m | 自然環境特別配慮地域：すべて | | |
| 石川県 | ● | ● | 10km (7.5~10km) | 10km (7.5~10km) | | | | ● | 2500m (1875~2500m) | | 500m (375~500m) | | | |
| 福井県 | ● | ● | 10km (7.5~10km) | 10km (7.5~10km) | | | | ● | 2000m (1500~2000m) | | 500m (375~500m) | | | |
| 山梨県 | | ● | 5km | 5km | | | | ● | すべて | | 375m | | ● | |
| 長野県 | | ● | 10km (7.5~10km) | 10km (7.5~10km) | | | | ● | すべて | | 500m (375~500m) | | | |
| 岐阜県 | | ● | 7.5km | | | | | ● | 1875m | | 375m | | | |
| 静岡県 | | ● | 10km (7.5~10km) | 10km (7.5~10km) | 特定地域：5ha | | | ● | 2500m (1875~2500m) | 特定地域：5ha | 500m (375~500m) | 特定地域：5ha | | |
| 愛知県 | | ● | 7.5~10km | 7.5~10km | | 懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道（その他の鉄道）及び新設軌道を除く軌道法による軌道（その他の軌道）：7.5km | | ● | 1875~2500m | | 375m | | | |
| 三重県 | | ● | 5km | 5km | 特別地域：1km | | | ● | すべて | | 500m | 特別地域：100m | | |
| 滋賀県 | ● | ● | 7.5km | 7.5km | | その他の鉄道：7.5km | | ● | 1875m | | 375m | | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 鉄 道 | | | | | | 飛行場 | | | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|------------|---------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|---------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | 新幹 線鉄 道 | 普通鉄道・軌道 | | | その他鉄道・操車場等 | | 飛行場の新設、滑走路の延長 | | | | ヘリポート | | | |
| | 選定 の有 無 | 選定 の有 無 | 新設 〇m以上 | 改良 〇m以上 | 地域要件 (第2種要件) | その他鉄道・操車場等 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定 の有 無 | 新設〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満) | 地域要件 (第2種要件) | 延長〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定 の有 無 | 地域要件 (第2種要件) |
| 神戸市 | | ● | すべて | 線路・軌道数増設：すべて 立体交差化：3箇所 | | | | ● | すべて | | 375m | | ● | |
| 広島市 | | ● | すべて | 1km | | | | ● | すべて | | 250m | | | |
| 北九州市 | | ● | 5km | 5km | | | | ● | 1250m | | 250m | | | |
| 福岡市 | | ● | 1km | 線路・軌道数増設：1km 連続立体交差 | | | | ● | すべて | | すべて | | ● | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。
平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 埋立・干拓 | | | |
|-------------|-----------|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域・上物による要件 (第2種要件) | その他 |
| 北海道 | ● | 50ha 超 (25 超～50ha) | | |
| 青森県 | ● | 50ha 超 (25～50ha) | | |
| 岩手県 | | | | |
| 宮城県 | ● | 40ha 超 (20～40ha) | | |
| 秋田県 | ● | 40ha | 特定地域：25ha | |
| 山形県 | | | | |
| 福島県 | ● | 40ha (30～40ha) | | |
| 茨城県 | ● | 40ha | | |
| 栃木県 | | | | |
| 群馬県 | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (5～20ha) | |
| 埼玉県 | | | | |
| 千葉県 | ● | 40ha | | |
| 東京都 | ● | 15ha | | |
| 神奈川県 | ● | 15ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha | |
| 新潟県 | ● | 40ha | 特別配慮地域：25ha | |
| 富山県 | ● | 40ha | | 土地改良法に基づく埋立・干拓含む |
| 石川県 | ● | 50ha 超 (40～50ha) | | 環境保全上特別の配慮を要する埋立 |
| 福井県 | ● | 50ha 超 (40～50ha) | | |
| 山梨県 | ● | 20ha (10～20ha) | | |
| 長野県 | | | | |
| 岐阜県 | | | | |
| 静岡県 | ● | 50ha (25～50ha) | 特定地域：5ha | |
| 愛知県 | ● | 40～50ha | | |
| 三重県 | ● | 15ha | 特別地域：5ha | |
| 滋賀県 | ● | 3ha | | |
| 京都府 | ● | 40ha (30～40ha) | | |
| 大阪府 | ● | 25ha 超 | | |
| 兵庫県 | ● | 50ha 超 | | 環境保全上特別の配慮を要する埋立 |
| 奈良県 | | | | |
| 和歌山県 | ● | 40ha | | |
| 鳥取県 | ● | 50ha 超 | 特別地域：40ha | |
| 島根県 | ● | 25ha | | |
| 岡山県 | ● | 10ha | | |
| 広島県 | ● | 25ha | 重要港湾区域内での要件有 | |
| 山口県 | ● | 50ha 超 (15～50ha) | | |
| 徳島県 | ● | 40ha 超 (25～40ha) | | |
| 香川県 | ● | 40ha | 自然海浜保全地区、終末処理場他：15ha | |
| 愛媛県 | ● | 25ha | 自然海浜保全地区：15ha | |
| 高知県 | ● | 50ha 超 (25～50ha) | | |
| 福岡県 | ● | 25ha | | |
| 佐賀県 | ● | 17.5ha | | |
| 長崎県 | ● | 埋立 5ha、干拓 15ha | | |
| 熊本県 | ● | 25ha | 干潟若しくは藻場又は自然公園地域：5ha | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。
平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 埋立・干拓 | | | |
|-------------|-----------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域・上物による要件 (第2種要件) | その他 |
| 大分県 | ● | 40ha (20～40ha) | | |
| 宮崎県 | ● | 25ha | | 土地改良法に基づく埋立・干拓含む |
| 鹿児島県 | ● | 20ha | 特定地域：16ha | |
| 沖縄県 | ● | 15ha | 特別配慮地域：7.5ha | 公有水面で建設される養殖場：15ha 特別配慮地域：7.5ha |
| 札幌市 | | | | |
| 仙台市 | ● | 10ha | A地域：5ha | |
| さいたま市 | | | | |
| 千葉市 | ● | 40ha | | |
| 横浜市 | ● | 15ha (12～15ha) | | |
| 川崎市 | ● | 15ha | | 公有水面埋立以外の埋立 |
| 静岡市 | | | | |
| 名古屋市 | ● | 10ha | | |
| 京都市 | | | | |
| 大阪市 | ● | 15ha | | |
| 堺市 | ● | 10ha | | |
| 神戸市 | ● | 40ha | | 港湾法に規定する港湾区域外は15ha以上 |
| 広島市 | ● | 25ha | 15ha：干潟、藻場、自然海岸等が含まれるもの など | |
| 北九州市 | ● | 25ha | | |
| 福岡市 | ● | 20ha | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。 △：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 廃棄物処理施設 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|--------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------------------|----------------------------|--------------------|-----------------|-----------|--------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|
| | 廃棄物最終処分場 | | | | | ごみ処理施設 | | | | | し尿処理施設 | | | | |
| | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種要件) | 容量〇m ³ 以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 廃棄物の種類 による規模要件 | 選定の 有無 | 処理能力 | | 面積〇ha以上 (第2種要件) | 地域要件 | 選定の 有無 | 処理能力 | | | |
| | | | | | | | 〇t/h以上 (第2種要件) | 〇t/日以上 (第2種要件) | | | | 〇kl/h以上 (第2種要件) | 〇kl/日以上 (第2種要件) | 面積 〇ha以上 | 地域要件 |
| 北海道 | ● | 30ha (15～30ha) | | | | ● | | | 30ha (15～30ha) | | ● | | | 30ha(15～ 30ha) | |
| 青森県 | ● | すべて | | | | ● | | 焼却 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 岩手県 | △ | (5～25ha) | | | | ● | 焼却 4t/h (2～4t/h) | | | | ● | 4kl/h (2～4kl/h) | | | |
| 宮城県 | ● | 25ha (10～25ha) | | | | | | | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 3ha | | 特定地域：1.5ha | | ● | 焼却 8t/h | | | 特定地域：焼却 4t/h | ● | 8kl/h | | | 特定地域：4kl/h |
| 山形県 | ● | 3ha | 15万 m ³ | 特別地域： 1.5ha/7.5万 m ³ | | ● | 焼却 8t/h | | | 特別地域：焼却 4t/h | ● | 8kl/h | | | 特別地域：4kl/h |
| 福島県 | ● | 5ha | 25万 m ³ | | | ● | 焼却 4t/h | | | | | | | | |
| 茨城県 | ● | 10ha | | | | ● | | 300t/日 | | | ● | | 300kl/日 | | |
| 栃木県 | ● | 10ha | | 配慮地域：7.5ha 特別配慮地域： 5ha | | ● | 焼却 12t/h | | | | | | | | |
| 群馬県 | ● | 8ha | | 配慮地域：3.2ha | | ● | 6t/h | | | 配慮地域：2.4t/h | ● | | 150kl/日 | | 配慮地域：60kl/日 |
| 埼玉県 | ● | 10ha | | | | ● | | 200t/日 | | | ● | | 250kl/日 | | |
| 千葉県 | ● | 4～30ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 250kl/日 | | |
| 東京都 | ● | 1ha | 5万 m ³ | | 特定有害産業廃棄物： 0.1万 m ³ | ● | | 200t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 神奈川県 | ● | 3ha | | 甲地域：1ha | | ● | | 200t/日 | 3ha | 甲地域：1ha, 200t/日 | ● | | 200t/日 | 3ha | 甲地域：1ha, 200t/日 |
| 新潟県 | ● | 5ha | 25万 m ³ | 特別配慮地域： 3ha/15万 m ³ | | ● | | 100t/日 | | 特別配慮地域：60t/日 | ● | | 100kl/日 | | 特別配慮地域：60kl/日 |
| 富山県 | ● | 25ha | | | | ● | | 150t/日 焼却又は熔融 | | | ● | | 150kl/日 | | |
| 石川県 | ● | 5ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 福井県 | ● | 30ha (25～30ha) | | | | ● | | 100t/日 (75～100t/日) | | | ● | | 100kl/日 (75～100kl/ 日) | | |
| 山梨県 | ● | 10ha | | | | ● | 8t/h | | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 長野県 | ● | 5ha | 25万 m ³ | | | ● | 4t/h | | | | ● | | 250kl/日 | | |
| 岐阜県 | ● | 25ha (5～25ha) | | | | ● | | 200t/日 (100～200t/日) | | | | | | | |
| 静岡県 | ● | 30ha (15～30ha) | | 特定地域：5ha | | ● | | 200t/日 (150～200t/日) | | 特定地域：5ha | ● | | 200kl/日 (150～200kl) | | 特定地域：土地形状変更 5ha |
| 愛知県 | ● | 25～30ha | | | | ● | | 150t/日 | | | ● | | 150kl/日 | | |
| 三重県 | ● | 2.5ha(敷 地) | | 特別地域：すべて | | ● | 4t/h(焼却) | | | 特別地域：2t/h | | | | | |
| 滋賀県 | ● | 5ha | | | | ● | 4t/h | | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 京都府 | ● | 5ha | | | | ● | 4t/h | | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 大阪府 | ● | 10ha | | | | ● | | 100t/日(焼却) 200t/日(焼却以外) | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 兵庫県 | ● | 15ha | | | | ● | | 450t/日 | | | ● | | 150kl/日 | | |
| 奈良県 | ● | 3ha | | | | ● | 8t/h | | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 和歌山県 | ● | 25ha | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県 | ● | 25ha | | 特別地域：18ha | | ● | | 100t/日 | | 特別地域：75t/日 | ● | | 100kl/日 | | 特別地域：75t/日 |
| 島根県 | ● | 15ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 岡山県 | ● | 5ha | | | | ● | 4t/h | | | | | | | | |
| 広島県 | ● | 10ha | | | | ● | 8t/h | | | | ● | | 150kl/日 | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共団体名 | 廃棄物処理施設 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|--|---------------------------------|------------------|-------------------|--------|-------------------|----------------------------|-------------------------|---|--------|--------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|
| | 廃棄物最終処分場 | | | | | ごみ処理施設 | | | | | し尿処理施設 | | | | |
| | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種要件) | 容量〇m ³ 以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 廃棄物の種類 による規模要件 | 選定の有無 | 処理能力 | | 面積〇ha以上 (第2種要件) | 地域要件 | 選定の有無 | 処理能力 | | 面積 〇ha以上 | 地域要件 |
| | | | | | | | 〇t/h以上 (第2種要件) | 〇t/日以上 (第2種要件) | | | | 〇kl/h以上 (第2種要件) | 〇kl/日以上 (第2種要件) | | |
| 山口県 | ● | 30ha (15～30ha) | | | | ● | | 200t/日 | | | ● | | 200kl/日 | | |
| 徳島県 | ● | 25ha (15～25ha) | | | | ● | | 150t/日 (100～150t/日) | | | ● | | 150kl/日 (100～150kl/日) | | |
| 香川県 | ● | 25ha | | | | ● | | 250t/日 | | | ● | | 200kl/日 | | |
| 愛媛県 | ● | 15ha | | | | ● | | 50t/日 | | | ● | | 300kl/日 | | |
| 高知県 | ● | 30ha (15～30ha) | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 福岡県 | ● | 15ha | | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県 | ● | 10ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 長崎県 | ● | 3ha | | | | ● | 焼却 4t/h | | | | ● | | 150kl/日 | | |
| 熊本県 | ● | すべて | | | | ● | 焼却 4t/h | 焼却 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 大分県 | ● | 25ha (5～25ha) | | | | ● | | 200t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 宮崎県 | ● | 15ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 鹿児島県 | ● | 10ha | | 特定地域：8ha | | | | | | | | | | | |
| 沖縄県 | ● | 10ha | | 特別配慮地域： 5ha | | ● | | 50t/日 | | 特別配慮地域：25t/日 | ● | | 50kl/日 | | 特別配慮地域：25kl/日 |
| 札幌市 | ● | 15ha (6～15ha) | | | | ● | | 焼却施設 100t/日 (40t/日) | 15ha(6ha) | | ● | | | 15ha(6ha) | |
| 仙台市 | ● | 5ha | | A地域：面積増 となるもの | | ● | | 100t/日 | 全体 20ha 又は 内焼却施設 5ha | A地域：全体 10ha で 100t/日 又は 焼却施設 5ha B地域：全体 5ha で 100t/日 又は 焼却施設 5ha | ● | | 100kl/日 | 5ha | |
| さいたま市 | ● | すべて | | | | ● | | 200t/日 焼却施設 50t/日 | | B地域：100t/日 又は 焼却施設 5t/日 C地域：すべて | ● | | 100kl/日 | | B地域：50kl/日 C地域：すべて |
| 千葉市 | ● | 4ha | | 特定地域：2ha | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 横浜市 | ● | 一般：3ha (2.5～3ha) 産廃：2ha (1.5～2ha) | | | | ● | | 200t/日 (150～200t/日) | | | | | | | |
| 川崎市 | ● | 敷地面積 9千㎡ | | | | ● | | 200t/日(すべて) | 敷地面積 9千㎡ 建築面積 3千㎡ | | ● | | | 敷地面積 9千㎡ 建築面積 3千㎡ | |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | 3ha | 15万m ³ | | | ● | | 150t/日 | | | | | | | |
| 京都市 | ● | 5ha | | | | ● | 4t/h | | | | | | | | |
| 大阪市 | ● | 10ha | | | | ● | | 100t/日 | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 堺市 | ● | 5ha | | | | ● | | 100t/日(焼却) 200t/日(焼却以外) | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 神戸市 | ● | 15ha | | 緑地保全区域等 5ha | | ● | | 焼却量 200t/日 | | | ● | 兵庫県 に同じ | 150kl/日 | | |
| 広島市 | ● | 3ha | | | | ● | 8t/h | | | | ● | | 100kl/日 | | |
| 北九州市 | ● | 15ha | | | | ● | | 50t/日 | | | | | | | |
| 福岡市 | ● | 10ha | | | | ● | | 200t/日 | | | | | | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。
平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 廃棄物処理施設 | | | | | | | その他 |
|-------------|-------------|-----|--|-----------------|-------------|------------------------|----------------|-------------------------------------|
| | 産業廃棄物中間処理施設 | | | | 内、産業廃棄物焼却施設 | | | |
| | 選定の 有無 | すべて | 要件 | 地域要件 | 選定の 有無 | 要件 (第2種要件) | 地域要件 | |
| 北海道 | ● | ● | 30ha(15～30ha) | | | | | |
| 青森県 | ● | | | | ● | 焼却100t/日 | | PCB処理施設すべて |
| 岩手県 | ● | | | | ● | 焼却4t/h (2～4t/h) | | 油水分離、中和施設 |
| 宮城県 | | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | | | | ● | 焼却8t/h | 特定地域：焼却4t/h | |
| 山形県 | ● | | | | ● | 焼却8t/h | 特別地域：焼却4t/h | |
| 福島県 | ● | | | | ● | 焼却4t/h | | |
| 茨城県 | ● | | | | ● | 300t/日 | | |
| 栃木県 | ● | | | | ● | 12t/h | | |
| 群馬県 | ● | ● | 6t/h | 配慮地域：2.4t/h | | | | |
| 埼玉県 | ● | ● | ガス4万m ³ 、水5千 m ³ | | | | | |
| 千葉県 | ● | | | | ● | 100t/日 | | |
| 東京都 | ● | ● | 敷地面積9千m ² 建築面積3千m ² | | | | | |
| 神奈川県 | ● | ● | 3ha, 200t/日 | 甲地域：1ha, 200t/日 | ● | 200t/日 | | |
| 新潟県 | ● | | | | ● | 100t/日 | 特別配慮地域：60t/日 | |
| 富山県 | ● | | | | ● | 150t/日 焼却又は溶融 | | |
| 石川県 | ● | | | | ● | 100t/日 | | |
| 福井県 | ● | | | | ● | 100t/日 (75～100t/日) | | |
| 山梨県 | ● | | | | ● | 8t/h | | |
| 長野県 | ● | | | | ● | 4t/h | | |
| 岐阜県 | ● | ● | | | ● | 200t/日 (100～200t/日) | | |
| 静岡県 | ● | | | | ● | 200t/日 (150～200t) | 特定地域：土地形状変更5ha | |
| 愛知県 | ● | | | | ● | 150t/日 | | |
| 三重県 | ● | | | | ● | 4t/h | 特別地域：2t/h | |
| 滋賀県 | ● | | | | ● | 4t/h | | |
| 京都府 | ● | | | | ● | 4t/h | | |
| 大阪府 | ● | | | | ● | 焼却100t/日 | | 汚泥、廃酸又は廃アルカリの焼却施設にあっては燃料の量 4kl/h |
| 兵庫県 | | | | | ● | 450t/日 | | |
| 奈良県 | ● | | | | ● | 8t/h | | |
| 和歌山県 | | | | | | | | |
| 鳥取県 | ● | | | | ● | 100t/日 | 特別地域：75t/日 | |
| 島根県 | ● | | | | ● | 100kl/日 | | |
| 岡山県 | ● | | | | ● | 4t/h | | |
| 広島県 | ● | | | | ● | 8t/h | | |
| 山口県 | ● | | | | ● | 200t/日 | | |
| 徳島県 | ● | | | | ● | 150t/日 (100～150t/日) | | |
| 香川県 | ● | | | | ● | 250t/日 | | |
| 愛媛県 | ● | | | | ● | 50t/日 | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。
平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 廃棄物処理施設 | | | | | | | その他 |
|-------------|-------------|-----|---|-----------------------------------|---------------|---------------|--------------------|--------------------------|
| | 産業廃棄物中間処理施設 | | | | | | | |
| | 選定の 有無 | すべて | 要件 | 地域要件 | 内、産業廃棄物焼却施設 | | | |
| 選定の 有無 | | | | | 要件 (第2種要件) | 地域要件 | | |
| 高知県 | ● | | | | ● | 100t/日 | | |
| 福岡県 | | | | | | | | |
| 佐賀県 | ● | | | | ● | 100t/日 | | |
| 長崎県 | ● | | | | ● | 4t/h | | |
| 熊本県 | ● | | | | ● | 4t/h又は100t/日 | | |
| 大分県 | ● | ● | 200t/日 | | | | | |
| 宮崎県 | ● | | | | ● | 100t/日 | | |
| 鹿児島県 | | | | | | | | |
| 沖縄県 | ● | | | | ● | 50t/日 | 特別配慮地域：25t/日 | PCB焼却施設すべて |
| 札幌市 | ● | ● | 15ha(6ha) | | ● | 100t/日(40t/日) | | |
| 仙台市 | ● | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | ● | 5ha又は100t/日 | | |
| さいたま市 | ● | ● | 200t/日 | B地域：100t/日(破碎1,000t/日) C地域：すべて | ● | 50t/日 | B地域：20t C地域：すべて | 積み換え、保管5千m ³ |
| 千葉市 | ● | | | | ● | 100t/日 | | 溶融施設 |
| 横浜市 | ● | ● | 敷地面積9千m ² 建築面積3千m ² | | | | | |
| 川崎市 | ● | ● | 敷地面積9千m ² 建築面積3千m ² 200t/日(すべて) | | | | | |
| 静岡市 | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | | | | ● | 150t/日 | | |
| 京都市 | ● | ● | 敷地面積9千m ² 建築面積3千m ² 200t/日(すべて) | | ● | 4t/h | | |
| 大阪市 | ● | | | | ● | 100t/日 | | 汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h |
| 堺市 | ● | | | | ● | 100t/日 | | 汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h |
| 神戸市 | ● | | | | ● | 200t/日 | | 産廃処理特定施設：10ha |
| 広島市 | ● | | | | ● | 8t/h | | |
| 北九州市 | ● | | | | ● | 50t/日 | | |
| 福岡市 | ● | | | | ● | 200t/日 | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------|
| | 土地区画整理 | | | 新住宅市街地開発 | | | 新都市基盤整備 | | | 流通業務団地造成 | | |
| | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) |
| 北海道 | ● | 100ha (50～100ha) | | ● | 100ha (50～100ha) | | | | | ● | 100ha (50～100ha) | |
| 青森県 | ● | 100ha (50～100ha) | 山林原野：50ha | ● | 100ha (50～100ha) | 山林原野：50ha | ● | 100ha (50～100ha) | 山林原野：50ha | ● | 100ha (50～100ha) | 山林原野：50ha |
| 岩手県 | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) | △ | (50～75ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) | △ | (50～75ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) | ● | 100ha (50～100ha) | (特別地域：1ha) (普通地域：10ha) |
| 宮城県 | ● | 75ha (20～75ha) | | | | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 75ha | 特定地域：50ha | | | | | | | ● | 75ha | 特定地域：50ha |
| 山形県 | ● | 75ha | 特別地域：50ha | | | | | | | ● | 75ha | 特別地域：50ha |
| 福島県 | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | |
| 茨城県 | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | |
| 栃木県 | ● | 20～50ha ※工業系土地利用とその他土地利用との割合による | 配慮地域：15～37.5ha 特別配慮地域：10～25ha | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha |
| 群馬県 | ● | 100ha (50～100ha) | 配慮地域：50ha (配慮地域：20～50ha) | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) |
| 埼玉県 | ● | 50ha | | | | | | | | ● | 20ha | |
| 千葉県 | ● | 住宅、工場、研究施設：50ha 上記以外：75ha | | ● | 75～100ha | | ● | 75～100ha | | ● | 75～100ha | |
| 東京都 | ● | 40ha | 樹林地等を15ha含む場合：20ha | ● | 40ha | | ● | すべて | | ● | すべて | |
| 神奈川県 | ● | 40ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha | | | | | | | ● | 10ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha |
| 新潟県 | ● | 75ha | 特別配慮地域：50ha | | | | | | | ● | 50ha | 特別配慮地域：30ha |
| 富山県 | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | |
| 石川県 | ● | 100ha (75～100ha) | | ● | 100ha (75～100ha) | | ● | 100ha (75～100ha) | | ● | 100ha (75～100ha) | |
| 福井県 | ● | 100ha (75～100ha) | | | | | | | | ● | 100ha (75～100ha) | |
| 山梨県 | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 30ha (15～30ha) | | ● | 30ha (15～30ha) | | ● | 30ha (15～30ha) | |
| 長野県 | ● | 100ha (75～100ha) | 森林の区域等：30ha | | | | | | | ● | 20ha | |
| 岐阜県 | ● | 70ha | | | | | | | | ● | 70ha (40～70ha) | |
| 静岡県 | ● | 100ha (50～100ha) | 特定地域：5ha | ● | 100ha (50～100ha) | 特定地域：5ha | ● | 100ha (50～100ha) | 特定地域：5ha | ● | 100ha (50～100ha) | 特定地域：5ha |
| 愛知県 | ● | 75ha | | ● | 75～100ha | | ● | 75～100ha | | ● | 75ha | |
| 三重県 | ● | 20ha | 用途地域：50ha 特別地域：10ha | | | | | | | ● | 20ha | 特別地域：10ha |
| 滋賀県 | ● | 20ha | 森林地域：15ha 自然公園区域：10ha | ● | 20ha | 森林地域：15ha 自然公園区域：10ha | ● | 20ha | 森林地域：15ha 自然公園区域：10ha | ● | 20ha | 森林地域：15ha 自然公園区域：10ha |
| 京都府 | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | |
| 大阪府 | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | |
| 兵庫県 | | | | | | | | | | ● | 100ha | 特別地域：50ha |
| 奈良県 | ● | 50ha | 指定地域：20ha | | | | | | | | | |
| 和歌山県 | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | | ● | 75ha | |
| 鳥取県 | ● | 75ha | 特別地域：50ha | | | | | | | ● | 75ha | 特別地域：50ha |
| 島根県 | ● | 50ha | | | | | | | | ● | 50ha | |
| 岡山県 | ● | 75ha | | | | | | | | ● | 10ha | |
| 広島県 | ● | 50ha | | ● | 50ha | | | | | ● | 50ha | |
| 山口県 | ● | 100ha (50～100ha) | | | | | | | | ● | 100ha (50～100ha) | |
| 徳島県 | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | | ● | 75ha (50～75ha) | |
| 香川県 | ● | 75ha | | | | | | | | ● | 20ha | |
| 愛媛県 | ● | 75ha | | | | | | | | ● | 50ha | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------------------------|---|-----------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------------|
| | 土地区画整理 | | | 新住宅市街地開発 | | | 新都市基盤整備 | | | 流通業務団地造成 | | |
| | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) |
| 高知県 | ● | 100ha (50～100ha) | | | | | | | | ● | 100ha (50～100ha) | |
| 福岡県 | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀県 | ● | 35ha | | ● | 35ha | | ● | 35ha | | ● | 35ha | |
| 長崎県 | ● | 30ha | | | | | | | | ● | 30ha | |
| 熊本県 | ● | 50ha | 地下水保全地域：25ha | ● | 50ha | 地下水保全地域：25ha | ● | 50ha | 地下水保全地域：25ha | ● | 50ha | 地下水保全地域：25ha |
| 大分県 | | | | | | | | | | ● | 75ha (30～75ha) | |
| 宮崎県 | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | |
| 鹿児島県 | ● | 40ha | 特定地域：30ha | ● | 40ha | 特定地域：30ha | | | | ● | 40ha | 特定地域：30ha |
| 沖縄県 | ● | 30ha | 特別配慮地域：15ha | | | | | | | | | |
| 札幌市 | ● | 50ha (20～50ha) | | ● | 50ha (20～50ha) | | | | | ● | 50ha (20～50ha) | |
| 仙台市 | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | | | | | | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha |
| さいたま市 | ● | 20ha | B地域：5ha C地域：3ha | | | | | | | ● | 10ha | B地域：5ha C地域：3ha |
| 千葉市 | ● | 市街化区域：50ha 市街化調整区域：20ha | 特定区域：10ha | ● | 市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha | 特定区域：10ha | ● | 市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha | 特定区域：10ha | ● | 市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha | 特定区域：10ha |
| 横浜市 | ● | 40ha (30～40ha) | 森林区域を10ha以上含む場合：20ha (森林区域を7.5ha以上含む場合：15ha) | | | | | | | ● | 10ha (7.5～10ha) | |
| 川崎市 | | | | | | | | | | | | |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | 50ha | | | | | | | | ● | 10ha | |
| 京都市 | ● | 50ha | | ● | 20ha | 特定地域：10ha | ● | 20ha | 特定地域：10ha | ● | 10ha | |
| 大阪市 | ● | 50ha | | | | | | | | ● | 10ha | |
| 堺市 | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha |
| 神戸市 | | | | | | | | | | ● | 10ha | |
| 広島市 | ● | 市街化区域：40ha 市街化調整区域：20ha | | | | | | | | ● | 10ha | |
| 北九州市 | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | | ● | 50ha | |
| 福岡市 | ● | 30ha | | | | | | | | ● | 20ha | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------------------|----------------------------|-----------|-------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------|-----------------------------|----------------------------|-------|-------|-----------------------------|----------------------------|---|
| | スポーツ・レクリエーション施設 | | | | 面開発複合 | | | | 土石採取 | | | | 鉱物採取 | | | その他 (第2種要件) |
| | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | |
| 北海道 | ● | 100ha (50～100ha) | | | ● | 100ha (50～100ha) | | | | | | | | | | 建築物等の新築等を目的に行われる土地の形状の変更 50ha |
| 青森県 | ● | 50ha (25～50ha) | | ゴルフ場別途要件有 | | | | | ● | 50ha (25～50ha) | | | | | | |
| 岩手県 | ● | 100ha (50～100ha) | 特別地域：1ha 普通地域：10ha | | | | | | ● | 50ha (25～50ha) | 特別地域：1ha 普通地域：5ha | | ● | 100ha (50～100ha) | 特別地域：1ha 普通地域：10ha | 石油貯蔵施設、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模小売店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所、卸売市場用地造成：100ha (50～100ha)、特別地域1ha、普通地域10ha |
| 宮城県 | ● | 75ha (20～75ha) | | 公園設置含む | ● | | | 各事業の実施規模を対象事業要件下限値で除した商の和が1以上(※) | ● | 75ha (20～75ha) | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 50ha | 特定地域：25ha | ゴルフ場別途要件有 | | | | | ● | 50ha | 特定地域：25ha | | ● | 50ha | 特定地域：25ha | 残土処分場：30ha、特定地域15ha |
| 山形県 | ● | 50ha | 特別地域：25ha | | ● | 75ha | 特別地域：50ha | | ● | 30ha | 特別地域：15ha | | ● | 30ha | 特別地域：15ha | |
| 福島県 | ● | 75ha (50～75ha) | | | | | | | ● | 75ha (50～75ha) | | | | | | |
| 茨城県 | | | | | ● | 75ha | | | ● | 50ha | | | | | | |
| 栃木県 | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha | | ● | 20～50ha ※工業系土地利用とその他土地利用との割合による | 配慮地域：15～37.5ha 特別配慮地域：10～25ha | | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha | | ● | 50ha | 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha | 試験研究団地、自動車用テストコース：50ha 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha |
| 群馬県 | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) | スキー場別途要件有 | ● | | | ※に同じ | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) | | ● | 50ha (20～50ha) | 配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha) | 都市公園：100ha (40～100ha) 配慮地域40ha (10～40ha) 森林公園：30ha (12～30ha) 配慮地域12ha (3～12ha) 学校用地、研究所用地、研究所団地、墓地、墓園、浄水施設、配水施設、発生土処分場：50ha (20～50ha) 配慮地域20ha (5～20ha) |
| 埼玉県 | ● | 50ha | 森林等の地域：20ha | | ● | | | ※に同じ | ● | 30ha | | | | | | 研究所用地、学校用地、浄水施設用地：20ha 墓地又は墓園：50ha、森林等の地域：20ha |
| 千葉県 | ● | 75ha | | ゴルフ場別途要件有 | ● | 50ha | | | ● | 30ha | | | | | | 土砂等埋立て等：40ha、自然公園等10ha |
| 東京都 | | | | | | | | | ● | 10ha | | | ● | 10ha | | 卸売市場：10ha 市街地再開発、住宅街区整理：20ha 第二種特定工作物：40ha、樹林地等を15ha含む場合：20ha 駐車場：1000台 住宅団地新設：1500戸 |
| 神奈川県 | ● | 20ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha | | | | | | ● | 10ha | 甲地域：1ha 乙地域：3ha | | | | | 研究所：3ha、甲地域1ha 研究所団地：10ha、甲地域1ha、乙地域3ha 発生土処分場、墓地・墓園、学校用地：20ha、甲地域1ha、乙地域3ha |
| 新潟県 | ● | 50ha | 特別配慮地域：30ha | | ● | | | ※に同じ | ● | 50ha | 特別配慮地域：30ha | | | | | |
| 富山県 | ● | 50ha ゴルフ場、スキー場のみ | | | ● | | | ※に同じ | ● | 50ha | | | | | | 土地の形状変更など：自然環境特別配慮地域A地域1ha、B地域20ha |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | | | | その他 (第2種要件) | | |
|-------------|-----------------|--------------------------------|---|------------------------------|-------|-----------------------------|-----------------|-------|----------------------|-----------------------------|-----------------|-------|-------|-----------------------------|----------------|--|--|
| | スポーツ・レクリエーション施設 | | | | 面開発複合 | | | | 土石採取 | | | | 鉱物採取 | | | | |
| | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | | 地域要件 (第2種要件) | |
| 石川県 | ● | 3ha スキー場 50ha 大規模レクリエーション施設 | (自然公園等の区域：15ha) | ゴルフ場別途要件有 | | | | | | | | | | | | 別荘団地等：50ha(自然公園等の区域：15ha) | |
| 福井県 | ● | 50ha(40～50ha) | | | | | | ● | 30ha(25～30ha) | | | | | | | | |
| 山梨県 | ● | 50ha(25～50ha) | | | | | | ● | 20ha(10～20ha) | | | | ● | 20ha(10～20ha) | | 宅地の造成：20ha(10～20ha) ※本県条例においては「宅地の造成」は、土地の改変行為全般を包括するものとして整理されている。 | |
| 長野県 | ● | ゴルフ場・スキー場 50ha | ゴルフ場・スキー場森林の区域等：30ha その他施設森林の区域等：30ha&土地の改変：10ha | | ● | | | ● | 50ha | 森林の区域等：30ha | | | ● | 50ha | 森林の区域等：30ha | 別荘団地：50ha(森林の区域等30ha) | |
| 岐阜県 | | | | | | | | | | | | | | | | 土地開発：40ha(20～40ha)、標高1500m以上 5ha | |
| 静岡県 | ● | 50ha | 特定地域：5ha | | ● | 50ha | 特定地域：5ha | ● | 50ha | 特定地域：5ha | | | | | | 残土処分場：50ha(20～50ha) 特定地域：5ha | |
| 愛知県 | | | | | ● | 75ha | | ● | 75ha 又は土地改変区域 37.5ha | | | | ● | 75ha 又は土地改変区域 37.5ha | | 公園、第二種特定工作物：37.5～75ha | |
| 三重県 | ● | 20ha | 特別地域：10ha | 都市公園：50ha 変更：20ha(10ha)増加 | ● | | | ● | 20ha | 特別地域：10ha | 変更：20ha(10ha)増加 | ● | 20ha | 特別地域：10ha | | | |
| 滋賀県 | ● | 20ha | 森林地域：15ha 自然公園区域：10ha | | ● | 20ha | | ● | 20ha | 琵琶湖中：5ha 自然公園区域：10ha | | | | | | 第二種特定工作物：20ha(森林地域15ha、自然公園10ha) | |
| 京都府 | ● | 75ha(50～75ha) | | | ● | 75ha(50～75ha) | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 | | | | | ● | 50ha | | ● | 20ha | | | | | | | 開発行為：50ha 発生土の処分、発生土による土地の造成：10ha | |
| 兵庫県 | ● | 100ha 第2種特定工作物、都市公園 | 特別地域：50ha | ゴルフ場別途要件有 | ● | 100ha | 特別地域：50ha | ● | 100ha | 特別地域：50ha | | | ● | 100ha | 特別地域：50ha | | |
| 奈良県 | ● | 50ha | 指定地域：20ha | | ● | 50ha | 指定地域：20ha | ● | 認可地域 3ha | | | | | | | | |
| 和歌山県 | ● | 75ha | | | ● | 75ha | | ● | 50ha | | | | | | | | |
| 鳥取県 | ● | 75ha | 特別地域：50ha | ゴルフ場、スキー場別途要件有 | ● | | | ● | 50ha | 特別地域：37.5ha | | | | | | 大規模畜産団地：75ha、特別地域50ha | |
| 島根県 | ● | 50ha | | ゴルフ場別途要件有 | ● | 50ha | | ● | 50ha | | | | | | | | |
| 岡山県 | ● | 10ha | | | ● | 10ha | | ● | 20ha | | | | | | | 試験研究施設：10ha | |
| 広島県 | ● | 50ha | | ゴルフ場、スキー場別途要件有 | ● | 50ha | | ● | 20ha | | | | | | | | |
| 山口県 | ● | 100ha(50～100ha) | | | ● | 100ha(算定式による) | | ● | 100ha(50～100ha) | | | | ● | 100ha(50～100ha) | | | |
| 徳島県 | ● | 50ha(25～50ha) | | 都市公園別途要件有 | ● | | | ● | 50ha(25～50ha) | | ※に同じ | | | | | 畜産施設の設置：50ha(25～50ha) | |
| 香川県 | ● | 20ha | | | | | | ● | 20ha | | | | | | | | |
| 愛媛県 | ● | 50ha | | ゴルフ場別途要件有 | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | | |
| 高知県 | ● | 50ha | | | ● | | | ● | 50ha | | ※に同じ | | | | | | |
| 福岡県 | ● | 50ha | | ゴルフ場別途要件有 | | | | ● | 50ha | | | | ● | 50ha | | 墓園の造成：50ha | |
| 佐賀県 | ● | 35ha | | ゴルフ場別途要件有 | | | | ● | 35ha | | | | ● | 35ha | | その他の用地造成：35ha | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | | | | その他 (第2種要件) | | |
|---------|-----------------|---|---|-----------|-------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|-------|-----------------------------|---------------------|---------|-------|-----------------------------|----------------|-----------------|---|
| | スポーツ・レクリエーション施設 | | | | 面開発複合 | | | | 土石採取 | | | | 鉱物採取 | | | | |
| | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | | 地域要件 (第2種要件) | |
| 長崎県 | ● | 30ha | | | ● | 30ha | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 | ● | 50ha | 地下水保全地域：25ha | ゴルフ場別途要件有 | | | | | ● | 30ha | | 変更後50ha | | | | | その他の造成：50ha（地下水保全地域25ha） |
| 大分県 | ● | 75ha（30～75ha） | | ゴルフ場別途要件有 | | | | | | | | | | | | | その他の土地開発：75ha（30～75ha） |
| 宮崎県 | ● | 50ha | | ゴルフ場別途要件有 | | | | | ● | 50ha | | | | | | | |
| 鹿児島県 | ● | ゴルフ場新設：ホール数18以上、平均距離100m以上、又は、ホール数9以上18未満、平均距離150m以上 ゴルフ場変更：増設9ホール以上 | ゴルフ場新設：ホール数18以上、平均距離100m以上、又は、ホール数9以上18未満、平均距離150m以上 ゴルフ場増設：6ホール以上 | | | | | | | | | | | | | | その他の土地の改変：40ha（特定地域：30ha） |
| 沖縄県 | ● | 20ha | 特別配慮地域：10ha | ゴルフ場別途要件有 | | | | | ● | 10ha | 特別配慮地域：5ha | | ● | 10ha | 特別配慮地域：5ha | | |
| 札幌市 | ● | 50ha（20～50ha） | | | ● | 50ha（20～50ha） | | | ● | 20ha | | | | | | | |
| 仙台市 | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | ● | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | | | | | | 別荘団地、研究所団地、学校用地、浄水施設・排水施設用地、都市公園、墓地・墓園：20ha、A地域10ha、B地域5ha |
| さいたま市 | | | | | | | | | | | | | | | | | 研究施設：5ha 又は化学物質取扱量500t/年以上、B地域3ha 又は化学物質取扱量500t/年以上、C地域1ha 又は化学物質取扱量500t/年以上 浄水施設：5ha、B地域3ha、C地域1ha 公園建設、学校用地、開発行為、調節池設置：10ha、B地域5ha、C地域3ha |
| 千葉市 | ● | 市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha | 特定区域：10ha | | ● | 10ha (算定式による) | | A/50 + B/20 + C/10 + D が1以上 | ● | 30ha | 特定区域等：10ha | | | | | | 土砂等の埋立て等：40ha、特定区域等10ha |
| 横浜市 | | | | | | | | | | | | | | | | | 開発行為：市街化区域 20ha（15～20ha）、市街化調整区域 10ha（7.5～10ha） 第二種特定工作物：市街化区域内：20ha、市街化調整区域：10ha 都市公園：20ha（15～20ha） 自然科学研究所：3ha以上（25.～3ha）かつ化学物質等使用施設 |
| 川崎市 | | | | | | | | | | | | | | | | | 開発行為：10ha（5～10ha、1～5ha） 浄水施設：10ha（10ha未満） 商業施設の新設：敷地面積10ha 又は延べ床面積10万㎡（1種・3種行為以外、1～5ha かつ延べ床面積5万㎡未満） 研究施設の新設：3ha 以上かつ住居系用途地域内（3ha 以上でその他用途地域内） |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | 10ha | | | | | | | | | | | | | | | 開発行為：10ha |
| 京都市 | | | | | | | | | ● | 5ha | | | | | | | 都市公園、開発行為：20ha、特定地域10ha |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 各種土地造成 | | | | | | | | | | | | | | その他 (第2種要件) | | |
|-------------|-----------------|--------------------------------|----------------------------------|---------------|-------|-----------------------------|----------------------------------|-------|-------|------------------------------------|---------------------|-------|-------|-----------------------------|----------------|--|---------------------------------------|
| | スポーツ・レクリエーション施設 | | | | 面開発複合 | | | | 土石採取 | | | | 鉱物採取 | | | | |
| | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | 地域要件 (第2種要件) | その他要件 | 選定の有無 | 面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満) | | 地域要件 (第2種要件) | |
| 大阪市 | ● | 30ha | | | | | | | ● | 20ha | | | | | | 開発行為：50ha 駐車場：1000台 地下利用施設：地表面下20m以深部分の容積50万m ³ | |
| 堺市 | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha | | ● | 50ha | B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha | | ● | 20ha | C地域：10ha D地域：5ha | | | | | 研究施設：50ha B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha 駐車場：2000台 都市公園：C地域：20ha D地域：10ha 発生土の処分場：10ha D地域5ha 地下利用施設：地表面下20m以深部分の容積50万m ³ | |
| 神戸市 | ● | 20ha 第2種特定工作物 都市公園 | 緑地保全区域等：5ha | | | | | | ● | 20ha | 緑地保全区域等： 5ha | | ● | 兵庫 県に 同じ | 100ha | 特別地域：50ha | |
| 広島市 | ● | 20ha 第2種特定工作物 都市公園 | | ゴルフ場別途要件 有 | ● | 20ha | | | ● | 20ha | | | | | | | 墓地墓園：20ha |
| 北九州市 | ● | 20ha | | | | | | | ● | 20ha | | | ● | 20ha | | | 土地の造成：50ha |
| 福岡市 | ● | 市街化区域：20ha 市街化調整区域： 10ha | 特定区域：5ha | | | | | | ● | 市街化区域： 20ha 市街化調整区 域：10ha | 特定区域：5ha | | | | | | 開発行為：市街化区域：20ha、市街化調整区域：10ha、特定区域：5ha |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | 電気工作物 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|----------------------------|-------------------|-----------|---------------------------|---|-----------|--------------------------|-------------------|-----------|-----|----|
| | 火力発電所 | | | 水力発電所 | | | 地熱発電所 | | | 原子力発電所 | | |
| | 選定の 有無 | 出力〇万kW以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 出力〇万kW以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 出力〇万kW以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | すべて | 備考 |
| 北海道 | ● | 15万kW (7.5～15万kW) | | ● | 3万kW (1.5～3万kW) | (特別地域等：1万kW、 湛水面積30ha以上のダム新設を伴う もの) | ● | 1万kW (0.5～1万kW) | | | | |
| 青森県 | ● | 15万kW (7.5～15万kW) | | ● | 3万kW (1.5～3万kW) | | ● | 1万kW (0.5～1万kW) | | | | |
| 岩手県 | △ | (3～11.25万kW) | | | | | | | | | | |
| 宮城県 | | | | | | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 11.25万kW | 特定地域：7.5万kW | ● | 2.25万kW | 特定地域：1.5万kW | ● | 0.75万kW | 特定地域：0.5万kW | | | |
| 山形県 | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 | ● | 11.25万kW (7.5万kW) | | ● | 2.25万kW (1.5～2.25万kW) | | ● | 0.75万kW (0.5～0.75万kW) | | | | |
| 茨城県 | ● | 11.25万kW | | ● | 2.25万kW | | | | | | | |
| 栃木県 | | | | | | | | | | | | |
| 群馬県 | | | | ● | 3万kW (1.8～3万kW) | 配慮地域：1.8万kW (0.9～1.8万kW) | ● | 1万kW | 配慮地域：全事業 | | | |
| 埼玉県 | | | | | | | | | | | | |
| 千葉県 | ● | 11.25万kW | | ● | 2.25万kW | | | | | | | |
| 東京都 | ● | 11.25万kW | | ● | 2.25万kW | | ● | 0.75万kW | | ● | ● | |
| 神奈川県 | ● | 10万kW | 甲地域、乙地域：全事業 | ● | 2万kW | 甲地域、乙地域：全事業 | ● | 2万kW | 甲地域、乙地域：全事業 | ● | ● | |
| 新潟県 | ● | 11.25万kW | 特別配慮地域：7.5万kW | ● | 2.25万kW | 特別配慮地域：1.5万kW | ● | 0.75万kW | 特別配慮地域：0.5万kW | | | |
| 富山県 | ● | 11.25万kW | 自然環境特別配慮地域：7.5万kW | ● | 2.25万kW | 自然環境特別配慮地域：1.5万kW | ● | 0.75万kW | 自然環境特別配慮地域：0.5万kW | | | |
| 石川県 | ● | 15万kW (11.25～15万kW) | | ● | 3万kW (2.25～3万kW) | | ● | 1万kW (0.75～1万kW) | | ● | ● | |
| 福井県 | ● | 15万kW (11.25～15万kW) | | ● | 3万kW (2.25～3万kW) | | ● | 1万kW (0.75～1万kW) | | ● | ● | |
| 山梨県 | ● | 2万kW (1.6～2万kW) | | ● | 1万kW (0.8～1万kW) | | | | | | | |
| 長野県 | | | | | | | | | | | | |
| 岐阜県 | | | | ● | 2.25万kW (1～2.25万kW) | | | | | | | |
| 静岡県 | ● | 15万kW (11.25～15万kW) | 特定地域：5ha | ● | 3万kW (2.25～3万kW) | 特定地域：5ha | | | | | | |
| 愛知県 | ● | 11.25～15万kW | | ● | 2.25～3万kW | | ● | 0.75～1万kW | | | | |
| 三重県 | ● | 5万kW | 特別地域：1万kW | ● | 1.5万kW | 特別地域：1万kW | ● | 0.5万kW | | | | |
| 滋賀県 | ● | 2万kW | | ● | 2万kW | | | | | | | |
| 京都府 | ● | 11.25万kW (8.4～11.25万kW) | | ● | 2.25万kW (1.65～2.25万kW) | | | | | | | |
| 大阪府 | ● | 2万kW | | ● | 1.5万kW | | ● | 0.75万kW | | | | |
| 兵庫県 | ● | 7.5万kW | | ● | 3万kW | | ● | 1万kW | | ● | ● | |
| 奈良県 | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山県 | ● | 11.25万kW | | ● | 2.25万kW | | ● | 0.75万kW | | ● | ● | |
| 鳥取県 | ● | 15万kW | 特別地域：11.25kW | ● | 3万kW | 特別地域：2.25kW | ● | 1万kW | 特別地域：0.75万kW | | | |
| 島根県 | ● | 7.5万kW | | ● | 1.5万kW | | ● | 0.5万kW | | | | |
| 岡山県 | ● | すべて | | ● | 1万kW | | ● | すべて | | | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | その他 | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|--|---|--|--|--|-----------|---|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| | 工場・事業場 | | | | | 下水道終末処理場 | | | | | |
| | 選定の 有無 | 排ガス量 〇万Nm ³ /h以上 (第2種要件) | 排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件) | 面積 〇ha以上 (第2種要件) | その他要件 (第2種要件) | 地域要件 | 選定の 有無 | 排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件) | 面積 〇ha以上 (第2種要件) | その他要件 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) |
| 北海道 | | | | | | | | | | | |
| 青森県 | ● | 20万Nm ³ (10万～20万Nm ³) | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | | 下水汚泥の焼却施設： 焼却能力100t/日 | | | | | | |
| 岩手県 | ● | 20万Nm ³ (10万～20万Nm ³) | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | | | | ● | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | | | |
| 宮城県 | ● | | | 75ha (20～75ha) | | | | | | | |
| 秋田県 | ● | 20万Nm ³ | 1万m ³ | | | 特定地域：排ガス量10万m ³ /h、排水量0.5万m ³ /日 | ● | | 20ha | | 特定地域：10ha |
| 山形県 | ● | 20万Nm ³ (10万～20万Nm ³) | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | | | | ● | | 20ha (10～20ha) | | |
| 福島県 | ● | 10万Nm ³ (7.5万～10万Nm ³) | 1万m ³ (0.75万～1万m ³) | | | | ● | | 75ha (50～75ha) | 下水汚泥の焼却施設： 焼却能力4t/h | |
| 茨城県 | | | | | | | ● | | | 計画処理人口20万人 | |
| 栃木県 | ● | | 1万m ³ | 20ha | 燃焼能力10kl/h | 配慮地域：15ha 特別配慮地域：10ha | | | | | |
| 群馬県 | ● | 4万Nm ³ | 1万m ³ | | | 配慮地域：排ガス量1.6万Nm ³ /h、排水量0.4万m ³ /日 | ● | | 50ha (20～50ha) | | 配慮地域：20ha (5～20ha) |
| 埼玉県 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | 20ha | | | ● | | 20ha | | |
| 千葉県 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量20t/h | | ● | | 15ha | 計画処理人口20万人 | |
| 東京都 | ● | 大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設 水質汚濁防止法の特定施設 騒音規制法の特定施設または振動規制法の特定施設 以上の特定施設を有する製造業（物品の加工修理業を含む）の設置 | | 敷地面積9千m ² 建築面積3千m ² | | | ● | | 5ha | 汚泥処理能力100t/日 | |
| 神奈川県 | ● | | 1万m ³ | 3ha | 燃料使用量4kl/h | 甲地域：1ha | ● | | 10ha | | 甲地域：1ha 乙地域：3ha |
| 新潟県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | 特別配慮地域：排ガス量6万m ³ /h、排水量0.6万m ³ /日 | ● | | | 計画処理人口10万人 | 特別配慮地域：6万人 |
| 富山県 | ● | | 1万m ³ | 75ha | 燃料使用量12.5kl/h 地下水採水量0.8万m ³ /日 | 自然環境特別配慮地域：排水量0.5万m ³ /日、燃料使用量8kl/h、地下水採水量0.4万m ³ /日 自然環境特別配慮地域A地域：1ha、B地域：20ha | ● | | | 計画処理人口10万人 | 自然環境特別配慮地域：1万人 |
| 石川県 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量15kl/h | | | | | | |
| 福井県 | ● | | 1万m ³ (0.75万～1万m ³) | | 燃料使用量10kl/h (7.5～10kl/h) | | | | | | |
| 山梨県 | ● | | 1万m ³ (0.8万～1万m ³) | | 燃料中炭素量6kg/h (5千～6kg/h) | | ● | | 10ha (5～10ha) | 計画処理人口10万人 (5万～10万人) | |
| 長野県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | | 15ha | | |
| 岐阜県 | ● | 10万Nm ³ (5～10万Nm ³) | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | 20ha (10～20ha) | | | | | | | |
| 静岡県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | | 10ha (7.5～10ha) | | 特定地域：5ha |
| 愛知県 | ● | | 0.75万m ³ | | 燃料使用量11.25kl/h | | ● | | 11.25ha | | |
| 三重県 | ● | 10万Nm ³ | 0.5万m ³ | 20ha | | 特別地域：排出ガス2万Nm ³ ・排水量0.1万m ³ ・10ha | ● | すべて | すべて | 流域下水道に限る | |
| 滋賀県 | ● | | 0.2万m ³ | 10ha | 燃料使用量3kl/h | | ● | | 5ha | | |
| 京都府 | ● | | 1万m ³ (0.75万～1万m ³) | | 燃料使用量15kl/h (10～15kl/h) | | | | | | |
| 大阪府 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量4kl/h | | ● | | | 計画処理人口10万人 | |
| 兵庫県 | ● | | 1万m ³ 冷却排水30万m ³ | 100ha | 燃料使用量15kl/h | 特別地域：50ha | ● | | | 計画処理人口10万人 | |
| 奈良県 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ (冷却水量 1万m ³) | 敷地面積15ha | | | | | | | |
| 和歌山県 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量15kl/h | | | | | | |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

() 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | その他 | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|---|--|------------------------|---|--|-----------|---|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 工場・事業場 | | | | | 下水道終末処理場 | | | | | |
| | 選定の 有無 | 排ガス量 〇万N m ³ /h以上 (第2種要件) | 排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件) | 面積 〇ha以上 (第2種要件) | その他要件 (第2種要件) | 地域要件 | 選定の 有無 | 排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件) | 面積 〇ha以上 (第2種要件) | その他要件 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) |
| 鳥取県 | ● | 4万Nm ³ | 1万m ³ | | | 特別地域：排ガス量3万m ³ /h、排水量0.75万m ³ /日 | | | | | |
| 島根県 | ● | 4万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | | | 計画処理人口5万人 | |
| 岡山県 | ● | 4万Nm ³ | 0.3万m ³ | | | | ● | 0.3万m ³ | | | |
| 広島県 | ● | | 1万m ³ | 50ha | 燃料使用量15kl/h | | ● | | | 計画処理人口10万人 | |
| 山口県 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量15kl/h | | ● | | 10ha | | |
| 徳島県 | ● | 10万Nm ³ (5万～10万Nm ³) | 1万m ³ (0.5万～1万m ³) | | | | ● | | | 計画処理人口10万人 (5万～10万人) | |
| 香川県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | 20ha | | | ● | | | 計画処理人口15万人 | |
| 愛媛県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | | | 計画処理人口10万人 | |
| 高知県 | ● | 4万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | 2万m ³ | | | |
| 福岡県 | ● | 15万Nm ³ | 0.5万m ³ | | | | ● | | | 計画処理人口15万人 | |
| 佐賀県 | ● | 15万Nm ³ | 1万m ³ | | | | ● | 1万m ³ | | | |
| 長崎県 | ● | 10万Nm ³ | 0.5万m ³ | | | | ● | | | 計画処理人口7万人 | |
| 熊本県 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量8kl/h | 地下水保全地域：排水量0.5万m ³ /日 | ● | | | 計画処理人口10万人 | |
| 大分県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | | | | | | |
| 宮崎県 | ● | 10万Nm ³ | 1万m ³ | | | | | | | | |
| 鹿児島県 | ● | 20万Nm ³ | 0.5万m ³ | | | 特定地域：排ガス量15万Nm ³ /h、排水量0.375万m ³ /日 | | | | | |
| 沖縄県 | ● | 10万Nm ³ | 0.5万m ³ | | | 特別配慮地域：排ガス量5万Nm ³ /h、排水量0.25万m ³ /日 | ● | 4万m ³ | | | 特別配慮地域：2万m ³ |
| 札幌市 | ● | 4万Nm ³ (1.6万～4万Nm ³) | 0.5万m ³ (0.2万～0.5万m ³) | | | | ● | | | | 計画処理人口10万人 (4～10万人) |
| 仙台市 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | 20ha | | A地域10ha B地域5ha | ● | | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | |
| さいたま市 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | 5ha | A地域：PRTR500t/年 | B地域：排ガス量1万Nm ³ 、排水量：0.1万m ³ 面積：3ha、PRTR500t/年 C地域：排ガス量1万Nm ³ 、排水量：0.1万m ³ 面積：1ha、PRTR500t/年 | ● | | 5ha | B地域：3ha C地域：1ha | |
| 千葉市 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量：20t/h | | ● | | 15ha | | 計画処理人口20万人 |
| 横浜市 | ● | | 0.1万m ³ (0.075～0.1万m ³) | | 燃料使用量：4kl/h (3～4kl/h) 面積：3ha (2.5～3ha) | | ● | | 3ha (2.5～3ha) | | |
| 川崎市 | ● | | 0.1万m ³ | | 敷地面積3haかつ建築面積1万m ² 燃料使用量：4kl/h | | | | | | |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | ● | 4万Nm ³ | 0.75万m ³ | | | | ● | すべて | すべて | | |
| 京都市 | ● | 4万Nm ³ | 0.75万m ³ | | | | ● | | 10ha | | 計画処理人口5万人 |
| 大阪市 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量：4kl/h | | ● | | | | 計画処理人口5万人 |
| 堺市 | ● | | 1万m ³ | | 燃料使用量：4kl/h又は、特定施設から排出される汚水又は廃液の平均合計量が1,000 m ³ /日以上 | | ● | | | | 計画処理人口10万人 |
| 神戸市 | ● | 4万Nm ³ | 1万m ³ ただし冷却等排水は30万m ³ | 10ha | | | ● | | | | 計画処理人口10万人 |
| 広島市 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | 10ha | | | ● | 新設：すべて | | 増設：計画処理人口10万人以上増加 | |
| 北九州市 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | | | | ● | | | | 計画処理人口15万人 |
| 福岡市 | ● | 4万Nm ³ | 0.5万m ³ | 5ha | | | ● | | | | 計画処理人口5万人 |

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

| 地方公共 団体名 | その他 | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-------------------|---|--|---|-----------|---------------------------------|---|--|-----------|-------------------------|----------------------------------|
| | 畜産施設 | | | | | 建築物の新設 | | | | 港湾計画 | | その他 港湾関係 (第2種要件) |
| | 選定の 有無 | 飼育数 (第2種要件) | 排水量 平均〇万m ³ /日以上 (第2種要件) | 面積 | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 高さ 〇m以上 (第2種要件) | 延べ床面積 〇万m ² 以上 (第2種要件) | 地域要件 (第2種要件) | 選定の 有無 | 面積 | |
| 広島県 | | | | | | | | | | ● | 150ha | |
| 山口県 | | | | | | | | | | ● | 150ha | |
| 徳島県 | ● | | | 50ha (25～50ha) | | | | | | | | |
| 香川県 | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛県 | | | | | | | | | | | | |
| 高知県 | ● | 牛0.5千頭 豚 0.5万頭 | | | | | | | | ● | 150ha | |
| 福岡県 | | | | | | | | | | ● | 150ha | |
| 佐賀県 | | | | | | | | | | ● | 100ha | |
| 長崎県 | | | | | | | | | | ● | 100ha | |
| 熊本県 | ● | | | 豚房 7,500 m ² 増設後9,000 m ² | | | | | | ● | 150ha | |
| 大分県 | | | | | | | | | | ● | 150ha | |
| 宮崎県 | ● | | | 豚房 7,500 m ² 増設後15,000 m ² | | | | | | ● | 150ha | |
| 鹿児島県 | ● | | | 豚房 7,500 m ² | 特定地域：豚房 5,500 m ² | | | | | ● | 一般地域：120ha 特定地域：90ha | |
| 沖縄県 | ● | | | 豚房 5,000 m ² 牛房 5,000 m ² | 特別配慮地域： 豚房 2,500 m ² 、牛房 2,500 m ² | | | | | ● | 150ha | 防波堤の建設又は改良：1,000m 特別配慮地域：500m |
| 札幌市 | | | | | | ● | 100m (40～100m) | 10万m ² (4万～10万m ²) | | | | |
| 仙台市 | ● | | | 20ha | A地域：10ha B地域：5ha | ● | 100m | 5万m ² | | | | |
| さいたま市 | | | | | | ● | 60m | 5万m ² | 特別の地域：100m、10万m ² B地域：60m、3万m ² C地域：30m、1万m ² | | | |
| 千葉市 | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市 | | | | | | ● | 100m (75～100m) | 5万m ² (5万m ²) | | ● | 150ha | |
| 川崎市 | | | | | | ● | 100m (80～100m) | 10万m ² (5万～10万m ²) | 臨港地区：15万m ² | | | 防波堤の新設：1km (1km未満) |
| 静岡市 | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市 | | | | | | ● | 100m | 5万m ² | | | | |
| 京都市 | | | | | | ● | 45m | 5万m ² | | | | |
| 大阪市 | | | | | | ● | 150m | 10万m ² | | ● | 100ha | |
| 堺市 | | | | | | ● | 150m | 10万m ² | B・C・D地域：100m、5万m ² | | | |
| 神戸市 | ● 兵庫県 に同じ | | | 牛舎 23,500m ² 豚舎 7,500m ² 鶏舎 33,000m ² | | ● | 高さ60m以上かつ述べ床面積10万m ² | | | ● | 100ha | 防波堤の新設：1km |
| 広島市 | | | | | | ● | 100m | 10万m ² | | | | |
| 北九州市 | | | | | | ● | 100m | 10万m ² | | ● | 150ha | |
| 福岡市 | | | | | | | | | | ● | 150ha | |

資料 1 1 他法令の申請・届出において環境影響評価に類似の手続を行っている事例

| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 大規模店舗立地法 | 海洋汚染防止法 |
|--------|--|--|---|
| 対象 | 廃棄物処理施設 | 1000m ² (0.1ha)を超える店舗面積を持つ店舗 ※条例によって基準面積を上げることが可能 | 赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等、一般水底土砂の海洋投入処分及び特定二酸化炭素の海底下廃棄 |
| 手続フロー | <p>許可申請の際に、生活環境影響調査結果を添付</p> <p>↓</p> <p>都道府県知事が許可申請書類及び添付書類を1ヶ月間縦覧 ← 関係市町村長の意見 ← 利害関係を有する者からの意見</p> <p>↓</p> <p>都道府県知事が許可判断</p> <p>※市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、関係市町村の意見聴取がないなど若干、手続が異なっている。</p> | <p>届出(騒音等の予測結果等を添付)</p> <p>↓</p> <p>都道府県が届出の概要を公告、届出及び添付書類を4ヶ月間縦覧 ← 事業者が説明会開催 ← 所在地市町村の意見</p> <p>↓</p> <p>都道府県が市町村、住民等意見の概要を公告、1ヶ月間縦覧 ← 周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者</p> <p>↓</p> <p>都道府県が意見又は意見がない旨を設置者に通知し、意見の概要を公告、意見を1ヶ月間縦覧 ※都道府県は市町村、住民等の意見に配慮 ※都道府県の意見がなければ手続終了。</p> <p>↓</p> <p>設置者が変更する旨の届出又は変更しない旨の通知</p> <p>↓</p> <p>都道府県が変更する旨の届出の概要を公告、届出及び添付書類を4ヶ月間縦覧</p> <p>↓</p> <p>届出又は通知から2ヶ月以内に都道府県は理由を付して勧告(市町村に通知及び公告) ← 所在地市町村の意見</p> <p>↓</p> <p>設置者が変更に係る届出(都道府県が公告・縦覧) ※都道府県の勧告がなければ手続終了。 ※正当な理由がなく、勧告に従わなければその旨を公表することができる。</p> | <p>許可申請の際に、海洋環境影響調査結果に基づく事前評価書等を添付</p> <p>↓</p> <p>環境大臣が許可申請書類及び添付書類を1ヶ月間縦覧 ← 海洋環境保全の見地からの意見を有する者の意見</p> <p>↓</p> <p>環境大臣が許可判断</p> |
| 目項 | 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭 | 交通(駐車需要の充足)、騒音、廃棄物 | 海洋環境(海水、海底、生物、生態系、人など)への影響 |
| 主な記載内容 | <ul style="list-style-type: none"> 調査項目の現況・把握方法 周辺地域の自然的条件、社会的条件の現況・把握方法 施設設置により予測される変化の程度・範囲・予測方法 施設設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 対象項目のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な駐車場の収容台数、出入口の数及び位置等を設定するための予測結果及びその算出根拠 遮音壁の位置・高さ、冷却塔等の稼働時間帯・位置を示す図面 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル、夜間の施設運営に伴う騒音が見込まれる場合は、発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の特性 影響を受ける環境構成要素とそのうち調査を行った項目 調査項目の現況及び把握方法 予測のために把握した自然的条件の現況及び把握方法 海洋投入処分又は海底下廃棄による海洋環境変化の程度、その範囲、予測の方法 事前評価の結果 海洋投入処分又は海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないことを説明する書類 |
| との関係 | <ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外である小規模な最終処分場等にも廃掃法の生活環境影響調査は適用される。 アセス法の対象となる大規模な最終処分場の場合法律上の調整規定はないがアセス法により作成された評価書が生活環境影響調査結果として添付することが想定される。 | <ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外の事業であり、特段の関係はない。 | <ul style="list-style-type: none"> アセス法の対象外の事業であり、特段の関係はない。 |

資料 1 2 主要諸国の環境影響評価制度の対象事業

| | | 基本的な考え方 | 対象事業種に関する規定 | |
|-------|----|---|--|---|
| 日本 | 国 | <p>道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業（右欄参照）のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の許認可が必要な事業 ・ 国の補助金が交付される事業 ・ 独立行政法人が行う事業 ・ 国が行う事業 | 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成の事業 | |
| | 地方 | <p>国の制度よりも対象事業の種類を多くする、より小規模の事業を対象とするなど、地域の実情に応じて規定されている。</p> | （ゴルフ場、ごみ処理施設等、自治体ごとに個別に規定） | |
| アメリカ | | <p>連邦政府機関の行為で、省庁毎に作成された類型除外リスト（例えば、エネルギー省では、施設の運営、健康と安全等が、これに含まれ、具体的には、既存施設での冷却水装置の改良、インフラ設備に対する日常的な保守サービス等が記述されている。）に該当しないもの。</p> <p>連邦政府機関の行為には、連邦政府機関によって全部または部分的に、資金の供与、支援、実施、規制または承認がなされたプロジェクトやプログラムを含む新規や継続の活動、新規のまたは改正された連邦政府機関のルール、規則、計画、政策あるいは手続き、及び法案を含むものとされている。</p> | （対象事業種としては特に規定されていない） | |
| カナダ | | <p>建設、供用、改造、解体、廃業等の建造物に関する事業及び建造物に関係しない物理的行為で対象リスト規則に掲げられているもの（右欄参照）で、連邦政府が以下のいずれかの関与をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦省庁が当該事業の提案者（事業者）になっている場合 ・ 連邦省庁が当該事業に財政的な支援（出資、補助金等の交付等）を行う場合 ・ 当該事業のために連邦政府が管理する土地または利用権の売却、賃貸等を伴う場合 ・ 当該事業に対して、連邦省庁が法律リスト規則（CEAA の施行規則であり、連邦省庁が行う 64 の許認可等に関する法令が規定されている）に挙げられた許認可を行う場合 <p>なお、除外リスト規則に掲げられている事業等は環境影響評価を免除される。</p> | <p>建造物に関係しない物理的行為のうち、対象リスト規則に掲げられているものは以下の通り。</p> <p>国立公園及び保護区域等での建設・改変等の物理的行為、石油及びガス事業、原子力施設及び関連施設の建造や核物質の処分等、防衛に関する演習や武器の試用・処分等、輸送、廃棄物管理、漁業、動植物の生息地かく乱や採取等、先住民居住地における事業、北方事業（領海での廃棄物の処理やトナカイの放牧等）、森林伐採もしくは移動、その他</p> | |
| EC 指令 | | <p>必ず環境影響評価の対象とする 22 事業（右欄参照）と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とすることを決定するその他の 13 事業（右欄参照）が規定されている。</p> | 必ず環境影響評価の対象とする事業 | <p>原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベスト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油採掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、高架電線の建設、石油等貯蔵施設、その他</p> |
| | | | 条件によって環境影響評価の対象とする事業 | <p>農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他</p> |
| イギリス | | <p>必ず環境影響評価の対象とする 20 事業（右欄参照）と、条件によって環境影響評価の対象とすることを決定するその他の 13 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）対象事業に対して、国の関与に関する規定はない。（都市・農村計画法において、事業者は地方計画庁（市レベルの自治体）へ事業計画の申請を行う。申請された全ての事業計画は、審査の後、認可の可否が決定される。主務大臣は、事業者が地方計画庁の決定に対して不服申し立てを行った場合は、地方計画庁に代わり、採決を行うことになっている。このように、イギリスでは、計画制度に関して、地方政府と中央政府は一つの制度体系の中にあるため、国の関与をあえて明記する必要はない。）</p> | 必ず環境影響評価の対象とする事業 | <p>原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベスト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油採掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、石油等貯蔵施設</p> |
| | | | 条件によって環境影響評価の対象とする事業 | <p>農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他</p> |

| | 基本的な考え方 | 対象事業種に関する規定 | |
|------|---|-------------------------------|--|
| | | する事業 | |
| オランダ | <p>必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動（<u>右欄参照</u>）と、条件によって環境影響評価の対象とされるかどうかを決定する 48 種の活動（<u>右欄参照</u>）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p> | 必ず環境影響評価の対象とする活動 | <p>幹線道路・高速道路等、国有鉄道並びに路面電車等、水路、港・棧橋、河床の修繕並びに河床等を高水位よりも高くする行為、飛行場、軍事訓練場、石油等パイプライン、農村開発、娯楽・観光施設等、住宅・工業地帯・温室、堤防・防波堤等、埋立て・排水・干拓、鶏・豚の繁殖・飼育施設、飲用水・工業用水供給基盤並びに地下水涵養及び揚水・貯水池・堰、鉱物採掘・採石場もしくは露天掘り鉱山・泥炭採掘、石油・天然ガス等探索・採掘、廃棄物処分に関する政策の採用・廃棄物処理施設等・下水処理プラント、河川流域をつなぐ水路、パルプ・紙等生産施設、精油設備・金属生産等施設・アスベスト製造等設備・化学コンビナート、発電所の立地地点の選定・原子力を含む発電所・核燃料等加工施設、使用済核燃料再処理施設等、地上高圧送電線、石油等貯蔵施設、石炭ガス化・液化施設、水域の水位の変更、自然保護区域の指定取り消しを伴う活動</p> |
| | | 条件によって環境影響評価の対象とする活動 | <p>必ず環境影響評価の対象とする活動（上述の 28 種の活動）の多くについて、より小規模な事業を対象として規定している。これら 28 種の活動以外のものとしては、以下のものが規定されている。</p> <p>都市開発、植林・伐採活動等、各種製造等設備（金属、ボイラー・貯水槽、自動車、船舶、エンジン・原子炉・タービン、航空機、鉄道車両等関連）、化学製品製造等設備（農薬、薬品、肥料等）、食品関連製造等設備（動物性油脂、魚肉・魚油、動植物製品の包装・缶詰）、繊維・皮革等加工設備、木材・木工製品生産等施設など</p> |
| フランス | <p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業（<u>右欄参照</u>）と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業（<u>右欄参照</u>）が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業（<u>右欄参照</u>）に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p> | 必ず環境影響調査の対象とする事業 | <p>土地整備、送配電施設、水力利用施設、鉱山採掘、化学製品等地下貯蔵施設、地下式・半地下式以外の貯水施設、キャンプ場等、大規模建築物、協議整備地区、大規模画地※、伐採・植林、下水処理施設、風力発電施設、水産養殖施設、放射性廃棄物貯蔵に関する地下試験施設、スキーリフト、ゴルフ場、モータースポーツ・モーターレジャー用地整備、旅客駅・貨物駅・乗継駅、海岸護岸工事・施設、荒地または半自然地の集約的農業利用事業など</p> <p>※画地：10 年以内に 2 つ以上に分割する土地</p> |
| | | 一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする事業 | <p>必ず環境影響調査の対象とする事業（上述の 23 事業）の多くについて、より小規模な事業（開発面積などがより小さい事業）を対象として規定している。これら 23 事業以外のものとしては、以下のものが規定されている。</p> <p>公道及び私道、ガス配管工事（供給網）、化学製品等輸送、鉱山・採石場の探査、下水道網・雨水排除網・上水道網、治水・治山対策等、通信網、建築許可対象建築物、許可対象となる解体作業など</p> |
| | | 環境影響記録の対象とする事業 | <p>さらに小規模な事業（開発面積などがさらに小さい事業）が対象として規定されているが、事業種としては、環境影響調査の対象事業（上述の 23 事業と 34 事業）と概ね重複している。具体的には以下の通り。</p> <p>公有水面における整備等・レジャー港、スキーリフトまたは冬期スポーツ場、送配電施設、水力利用施設、鉱山・採石場の探査、伐採・植林、治水・治山対策等、キャンプ場等、下水処理施設、水産養殖施設、農業水利工事、海岸護岸工事・施設、風力発電施設</p> |

| | 基本的な考え方 | 対象事業種に関する規定 | |
|------|--|--------------------------------|--|
| イタリア | <p>必ず環境影響評価の対象とする 39 事業（右欄参照）と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とするその他の 8 分野 70 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p> | <p>必ず環境影響評価の対象とする事業</p> | <p>石油精錬、燃焼プラント・原子力プラント等、放射性物質貯蔵・処理施設、鉄鋼生産施設、アスベスト生産・処理施設、複合化学プラント、鉄道・空港・自動車道路、商業用港、送電線、石油・ガスパイプライン、化学製品等貯蔵施設、水力発電、非可燃性製品貯蔵施設、放射性非可燃物質の再処理場等、海面の埋立て、製紙工場、廃棄物関連施設、水質浄化施設、ダムその他の施設など</p> |
| | | <p>環境保護地域に限り環境影響評価の対象とする事業</p> | <p>農業（土地利用変更、植林・伐採、鶏・豚飼育施設など）、エネルギー産業と採鉱産業（熱プラント施設、採掘・探索、石油・ガスパイプラインなど）、鉱業（金属の加工・生産施設、自動車等生産施設、船舶停泊施設など）、食糧生産業（乳製品処理加工施設、ビール・モルト生産施設、砂糖精錬・イースト生産施設など）、織物・革製品・木材・紙産業（セルロース・紙生産施設、皮なめしを行う施設等）、ゴム・プラスチック製品産業（弾性物質に基づく生産施設）、インフラストラクチャー計画（産業開発計画、都市開発計画、水道など）、その他（キャンプ施設等、ガラス生産プラントなど）</p> |
| ドイツ | <p>環境影響評価の対象として 19 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p> | | <p>火力発電・鉱業・エネルギー、岩石及び土砂・ガラス・セラミック・建設資材、鉄鋼及びその他の金属・加工物、化学製品・医薬品・石油精製及び加工物、プラスチックの表面加工、木材・繊維、食品・嗜好品・飼料・農産物、廃棄物及びその他の物質についてのリサイクル・処理、物質及び化合物の保管、その他の工業施設、原子力エネルギー、廃棄物処分場、水域の利用や整備を伴う水管理事業、交通整備事業、鉱山業、耕地整理、森林事業、建設計画法上の事業、パイプライン及び他の施設</p> |
| 中国 | <p>固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価（環境影響報告書、環境影響報告表、または環境影響登記表）の対象となる。具体的には、国有経済、共同経営、株式制、外資、香港・マカオ・台湾投資、個人経営等の各種資本による開発活動、一切の基本建設、技術改造、不動産開発（開発区建設、新区建設、旧区改造）等をいう。また、環境に影響がある飲食娯楽のサービス業も含まれる。</p> | | <p>（以下の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、いずれの形式の環境影響評価の対象にするかが規定されているが、対象事業は必ずしもこれに限られるわけではない。記載のない事業についても、環境保護行政主管部門がどの形式の環境影響評価の対象とするかを決定し、環境影響評価が行われる。）</p> <p><事業種></p> <p>1 流域開発・海岸開発・開発区建設・都市開発</p> <p>2 放射能関係施設</p> <p>3 発電所</p> <p>①火力発電所、②水力発電所、③原子力発電所、④変電所工事、⑤蒸気製造</p> <p>4 その他事業</p> <p>①風力発電所、②天然ガスパイプライン、③ダム撤去、④自然再生事業</p> |
| 韓国 | <p>環境影響評価の対象事業として、17 分野 74 種の事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p> | | <p>都市開発、産業立地及び産業団地の造成、エネルギー開発、港湾建設、道路建設、水資源開発、鉄道（都市鉄道を含む）の建設、空港建設、河川利用及び開発、干拓及び公有水面の埋め立て、観光複合施設の開発、山地の開発、特別地域の開発、運動施設・廃棄物処理施設の設置、国防・軍事施設の設置、糞尿処理施設の設置、土石・砂・砂利・鉱物等の採取事業</p> |

資料 13 環境影響評価条例のスクリーニング手続実績

平成 19 年 12 月末現在

| 地方公共 団体名 | 年度別 スクリーニング実施件数 | | | | | | | | | | 計 |
|-------------|-----------------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|
| | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | |
| 北海道 | 2 | 6 (1) | | | | | | | | | 8 |
| 青森県 | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 岩手県 | | 1 | | | 1 | 1 | 1 (1) | 1 | | | 5 |
| 福島県 | | 1 | 1 (1) | | | | | | | | 2 |
| 千葉県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 石川県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 福井県 | | | | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| 山梨県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 長野県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 静岡県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 京都府 | | | | | | | | | | | 0 |
| 山口県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 徳島県 | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| 高知県 | | | | | | | | | | | 0 |
| 札幌市 | | | | | | | | | | | 0 |
| 横浜市 | | | | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| 16 団体計 | 2 | 8 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 0 | 21 |

注) () 内数値は、「手続必要」と判定された事業数であり、内数。

◇条例スクリーニング手続事例

| 地方公共 団体名 | 判 定 年 度 | 事業の名称 | 「環境影響評価の実施が必要」と判定された理由 |
|-------------|------------------|-------------------------------------|---|
| 北海道 | H11 | (仮称) 札幌圏 都市計画事業札幌市山口土地区 画整理事業 | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全についての配慮が必要な地区であり、工業系施設の設置による影響のあそれあり。 保護地区に隣接し樹林が相当程度影響を受けるおそれあり。 |
| 岩手県 | H16 | 雫石クリーンセ ンター(仮称) | <ul style="list-style-type: none"> 動植物の貴重種・景観・触れ合い活動への影響が予測されたため。 |
| 福島県 | H12 | 会津喜多方中核 工業団地(仮称) 造成事業 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺に住居が集合しているため。 希少な動植物が確認されるなど、動植物への影響を及ぼすおそれがあるため。 |

※都道府県、政令指定都市を対象に実施した「平成 19 年度 環境影響評価制度に関するアンケート調査」による。

資料 1 4 主要諸国におけるスクリーニング制度の概要

| 国名 | スクリーニングの対象事業 | スクリーニング手続きの概要 | 関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く) | | | |
|-------|--|--|--------------------------|------|---------------------------------|-------------|
| | | | 事業者 | 主務省庁 | 環境部局 | 公衆 |
| 日本 | 第一種事業に準ずる規模を有するもの。 | <ul style="list-style-type: none"> 許認可権者が、事業者が届け出た書類をもとに、都道府県知事の意見を聴いた上で、環境影響評価の必要の有無について判断する。 許認可権者の判断の結果は事業者へ通知され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。 | ○ | ◎ | △ (自治体レベルの関与を意味し、国レベルの関与は無い) | × |
| アメリカ | すべてのアセスメント対象事業。 ただし、「通常直接 EIS (詳細な環境影響評価) を作成するリスト」に該当する場合は、スクリーニング手続きを経ずに直接 EIS の作成が実施される。 | <ul style="list-style-type: none"> 「通常直接 EIS を作成するリスト」に該当しないすべての対象事業について、事業を所管する連邦政府機関が、EA (EIS の必要の有無を判断する簡易アセスメント) を行う。 この際、実現可能な範囲で、環境関係の行政機関、事業の申請者、公衆の参加を求めることとされている。 EA の分析を通じて環境に重大な影響を及ぼさないと結論された場合は、当該連邦政府機関が、EIS が作成されないことを簡潔に述べた書類 (FONSI) を公表する。重大な影響があると判断された場合は EIS の作成が実施される。 | △ | ◎ | △ (実現可能な範囲) | △ (実現可能な範囲) |
| カナダ | アセスメント対象事業のうち、詳細な環境影響評価が必要な事業として包括的調査リスト規則に規定されたもの以外の事業 | <ul style="list-style-type: none"> すべての対象事業は、包括的調査 (詳細な環境影響評価)、スクリーニング式環境影響評価 (簡易アセスメント) のいずれかの形式で環境影響評価が開始されることとなっており、その形式の判断は、主務省庁により、規定に照らして行われる。 調停または審査委員会への付託手続きは、スクリーニング式環境影響評価及び包括的調査の中で、以下の条件のような場合に開始される。 <ul style="list-style-type: none"> すべての適切な環境保全対策の実施を考慮しても事業が環境へ重大な悪影響を引き起こすことが不確実かまたは引き起こすと考えられる場合 (すなわち、重大な環境影響が懸念される場合) 事業に対する公衆の関心 から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合 | ○ | ◎ | × | × |
| EC 指令 | 加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とすることを決定する 13 事業。 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業が「環境影響評価の対象とすることを決定する 13 事業」に該当する場合は、主務省庁が環境影響評価の必要の有無を判断する。 他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。 | ○ | ◎ | × | × |

| 国名 | スクリーニングの対象事業 | スクリーニング手続きの概要 | 関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く) | | | |
|------|--|--|--------------------------|---|--------|---|
| イギリス | 条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 13 事業。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事業が環境影響評価の対象となる可能性がある場合、事業者は、地方計画庁に対してスクリーニング意見書の作成を要請することができる（任意とされているが、地方計画庁と協議することが一般的となっている）。地方計画庁は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を、事業者に書面で回答する。 他の関係者の関与に関する規定はない。ただし、運用上、地方計画庁が、スクリーニング意見書の作成に当たり、法定協議機関（イングランド自然保護評議会、田園地方庁、環境庁等の 5 機関）に助言を求めることがある。 事業者は、地方計画庁のスクリーニング意見書の判断に従い、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。なお、スクリーニング意見書の内容に不服がある場合など、担当大臣（イングランドの場合には環境大臣）にスクリーニング指示書の作成を要請することができる。スクリーニング結果の公表に関する規定はない。 | ○ | ◎ | △（運用上） | × |
| オランダ | 条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 48 種の活動。 | <ul style="list-style-type: none"> 「条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 48 種の活動」に該当する場合、当該活動の提案者は、許認可を求める意思を表明する届出書を許認可権者に提出する。許認可権者は、必要に応じて提案者と協議し、環境影響評価の適用の有無を判断する。 他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。 | ○ | ◎ | × | × |
| フランス | <p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とするその他の 34 事業が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の対象となるか否か、また、対象となる場合に適用される形式（環境影響調査、環境影響記録）の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。 スクリーニング手続段階において、まず、事業者が当該事業の許認可申請を行う際に、当該事業が環境影響調査の対象かどうか、環境影響記録の対象かどうか、などについて検討を行う。 環境に影響を及ぼすおそれのある事業の許認可申請に当たり、まず当該事業のもたらす環境への影響の評価が行われなければならない（環境法典第 L122-1 条）。対象事業の種類によって、以下の 2 つの場合の環境影響評価の手続きが適用される。 ①環境影響調査：環境影響調査の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (NO. 77-1133) によって定められている。詳細な環境影響評価の実施が必要となる。 ②環境影響記録：環境影響記録の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (NO. 77-1133) によって定められている。環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される手続きであり、簡易な環境影響評価の実施が必要となる。 | ◎ | × | × | × |

| 国名 | スクリーニングの対象事業 | スクリーニング手続きの概要 | 関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く) | | | |
|------|--|---|--------------------------|--------|---|---|
| イタリア | 環境影響評価の対象となる可能性のある事業。 | <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングは、事業者から提出された資料をもとに、環境省が、当該事業が法令で示されているリストに照らし EIA の対象となっているかどうかのみを判断することで行う。リストに該当しない場合、EIA は実施されない。 事業者の提出資料は許認可官庁にも送付される。他の関係者の関与に関する規定はない。 スクリーニングの結果は公開され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。 スクリーニングの結果は公開されるが、公衆関与はない。 | ○ | × | ◎ | × |
| ドイツ | 事業規模が一定範囲内の対象事業でスクリーニングが必要と規定されているもの。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、一般スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA を実施するか否かについて一般スクリーニングを行う。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。影響があると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。 実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、立地関連スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA 手続きの中で立地関連スクリーニングを実施する。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、規模が小さい場合でも、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。あると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。 スクリーニングの結果は公開され、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、環境影響評価を実施する。 | ○ | ◎ | × | × |
| 中国 | 国家環境保護総局公布の『建設項目環境影響分類管理目録』により建設事業が 3 種類の評価形式に分類される。 | <ul style="list-style-type: none"> すべての対象事業は、環境評価報告書（詳細な環境影響評価）、環境影響報告表（簡易アセスメント）、環境影響登記表（さらに簡易なもの）のいずれかの形式で環境影響評価が実施されることとなっており、その形式の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。 | ◎ | — | — | — |
| 韓国 | 環境影響評価の対象事業として、17 分野 76 種の事業が規定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 法令では、スクリーニング手続きに関する規定が無く、スコーピングから規定されている。そのため、環境影響評価の対象となるか否かは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表 1）に照らして判断する。ただし、運用上は、主務省庁への問い合わせが行われている。 | ◎ | ○（運用上） | — | — |

資料 15 環境影響評価法の評価対象項目

| 環境要素の区分 | | |
|-----------------------|-----------------|-------|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 大気環境 | 大気質 |
| | | 騒音 |
| | | 振動 |
| | | 悪臭 |
| | | その他 |
| | 水環境 | 水質 |
| | | 底質 |
| | | 地下水 |
| | | その他 |
| | 土壌環境 ・その他の環境 | 地形・地質 |
| | | 地盤 |
| | | 土壌 |
| | | その他 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 植物 | |
| | 動物 | |
| | 生態系 | |
| 人と自然との豊かな触れ合い | 景観 | |
| | 触れ合い活動の場 | |
| 環境への負荷 | 廃棄物等 | |
| | 温室効果ガス等 | |

※「その他」の例として、地熱発電所では「温泉」、鉄道や道路では「日照阻害」といった要素が、主務省令の中で環境要素として示されている。

資料 16 環境影響評価法対象事業における方法書への知事意見の提出状況

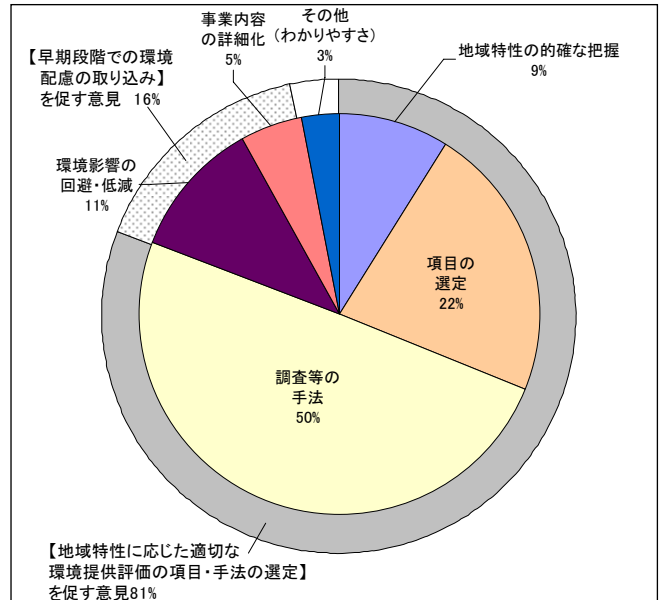
及びその内容

【方法書知事意見の提出状況*】

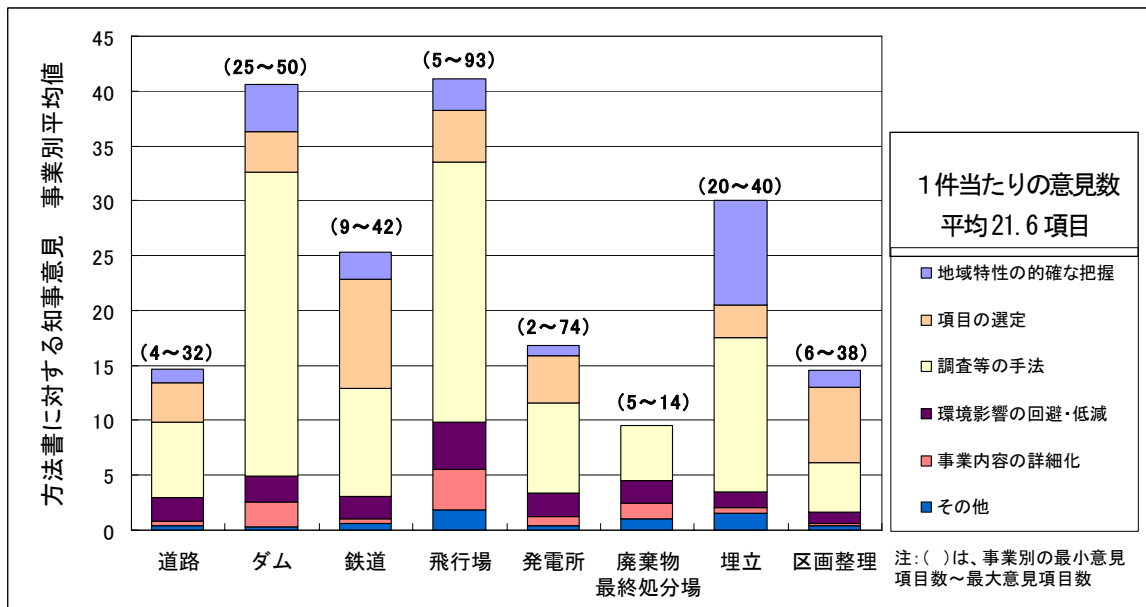
方法書に対する知事意見数は、1件当たり平均21.6項目となっている。

「地域特性に応じた適切な環境影響評価の項目・手法の選定」を促す意見の割合は81%、「早期段階での環境配慮の取り込み」を促す意見の割合は16%となっている。

方法書に対する知事意見



方法書に対する知事意見（事業別平均値）



* 方法書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、方法書に対する知事意見の内容から、「地域特性的的確な把握」、「項目の選定」、「調査等の手法」、「環境影響の回避・低減」、「事業内容の詳細化」及び「その他（わかりやすさ）」に分類・整理を行った。

「地域特性の的確な把握」に関する意見の例

| 方法書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|--|--|
| 鉄道 | |
| <p>事業区域の地域特性から、地下水、井戸、農業用溜池への影響が懸念されるが、地下水保全対策に万全を期すためにも、既存資料を含め現況の把握に留意する必要があり、地下水位の現況、井戸の水位・水質の現況については特に配慮すること。</p> | <p>計画路線周辺の地下水、井戸、農業用溜池等については調査を実施し現況把握に努めました。 この結果に基づき、地下水及び井戸は「地下水」で、農業用溜池は「水資源」の環境要素の各項目において予測・評価を実施いたしました。</p> |
| 埋立て、干拓 | |
| <p>調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討の上行うこと。 一例として、特定植物群落の表と地質図を関連付けると、「〇〇のキノクニスゲ自生地」は石灰岩地域であるため、植物調査における〇〇島での着目点が明らかになる。</p> | <p>調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討し、必要な調査を実施します。</p> |
| 道路 | |
| <p>計画路線周辺には、国史跡に指定されている〇〇遺跡がある。特に〇〇山や〇〇城跡の山頂からの眺望は中近世の風景が偲ばれるものであり、これらの山頂から眺望される景観について調査、予測及び評価を行う必要がある。 また、これ以外に、必要に応じ「〇〇県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」が示している展望地から眺望される景観についても調査、予測及び評価を行うものとする。</p> | <p>主要な眺望点として〇〇城跡と〇〇山を追加して調査を行った。〇〇城跡については、遠望ながら対象道路の視認が可能であることから、予測及び評価を行い、〇〇山については、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難であるため、予測及び評価は行わなかった。 また、「〇〇県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」に示される展望地から眺望される景観についても調査を行ったが、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難である、又は、景観資源が消失しているため、予測及び評価は行わなかった。 (〇〇参照)</p> |
| 埋立て、干拓 | |
| <p>海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、〇〇島又は〇〇島を追加設定すること。</p> | <p>海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、〇〇島を追加設定しています。</p> |

「項目の選定」に関する意見の例

| 方法書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|--|---|
| 発電所 | |
| <p>発電所供用後の施設の稼働に伴う「海域に生息する動物」に関しては、冷却水の取水による卵及び稚仔の損傷等の影響についても、環境影響評価の項目として選定する必要がある。</p> | <p>方法書「調査及び予測の手法<動物：海域に生息する動物：施設の稼働(温排水)>」において、取水口近傍においても調査することにしており、評価項目としております。 (〇〇に記載。)</p> |
| 鉄道 | |
| <p>幹線道路上で開削工事が計画される場所においては、工事用車両の通行等による交通渋滞の発生が懸念されることから、大気環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>当該鉄道の供用により、路線周辺の交通事情が大きく変化すると予想されることから、交通流の変化に伴う周辺の大気環境への影響について、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>工事に伴う渋滞の発生については、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、「混雑時間帯の作業帯縮小による通常車線の確保」や、「工事情報の事前周知・広報の徹底」など必要な措置を行うよう考えており、これら必要な措置によって、渋滞への影響は、極めて小さいものと考えております。このため、「車両の運行」の項で工事車両の増加を見込んだ予測を行いました。なお、開削工事時の工事用帯と道路交通の確保状況を「〇〇」に示す。</p> <p>鉄道の供用により路線周辺の交通事情の変化に伴う大気環境への影響は、駅前広場整備事業(〇〇、〇〇、〇〇)の代表地点として、〇〇駅で実施しました。</p> |
| 発電所 | |
| <p>ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、搬入する計画であることから、使用する船舶数、船舶からのばい煙排出濃度等を明らかにした上で、船舶からのばい煙による大気質への影響についても予測及び評価を実施すること。</p> | <p>ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、〇〇事業所に隣接する〇〇岸壁にて陸揚げを行います。</p> <p>海上輸送に用いる船舶は、最大で1隻/日(片道隻数)であり、陸揚げに伴い海上クレーン及び海上クレーン用警戒船等が運行します。</p> <p>このため、これら船舶による大気質への影響については、工事中の建設機械の稼働の一部として考慮した上で、最大月における予測及び評価を実施します。</p> |

「調査等の手法」に関する意見の例

| 方法書知事意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>発電所</p> <p>施設の稼働時（排ガス）について、高濃度が発生すると考えられる気象条件において、短期拡散予測を行うこと。この場合、季節、時間帯によって負荷変動が想定されることから、環境の影響を考慮した煙源条件により予測・評価すること。</p> | <p>短時間予測については、気象の現況解析を踏まえた上で稼働状況を考慮して、予測・評価を実施する。</p> |
| <p>河川</p> <p>ダム建設事業の特性を踏まえた生物・生態系の環境影響評価の実施について</p> <p>ダム建設事業の特性として、下流河川の流量の減少、ダムの存在による湛水部の出現及び上流・下流の分断による生物・生態系への影響が考えられることを踏まえ、水域の生物・生態系については重点的に調査、予測及び評価を行うこと。そのため、生態系の類型化にあたっては水域に着目すること。また、生物多様性の観点からの評価は、上流・下流の分断が個体群を孤立させる可能性があることも踏まえて行うこと。</p> <p>その他、ダムの建設による生物の生息・生育環境の変化を十分把握した上で、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>水域の動植物の重要な種及び生態系に関する調査、予測及び評価の手法については、省令第7条第2号及び第3号の内容を踏まえ準備書に記述し、対象事業実施区域及びその周辺において調査、予測及び評価を行っています。その結果については、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」に記述しています。</p> |
| <p>飛行場</p> <p>サンゴ類に係る手法について</p> <p>ア 当該事業実施区域前面海域のサンゴ類の現状を把握するための調査を実施すること。その際は、オニヒトデの異常発生の有無についても調査し、異常発生が確認された場合は、それに伴うサンゴ類への負荷の状況を、予測・評価の際に考慮することを検討すること。</p> <p>イ サンゴ類の調査地点については、モニタリング調査を念頭において、工事及び供用によるサンゴへの影響を把握できる地点を、対照地点も含めて設定すること。</p> <p>ウ 予測・評価に当たっては、予測の前提となる赤土等流出防止対策の効果等を考慮した上で、次の事項について予測し、適切に評価すること。</p> <p>(ア) 赤土等の流出によるサンゴ類の生息環境への影響。</p> <p>(イ) 水象（表流水、浸透能、河川流域面積、流入河川水量等）の変化、特に地下水（水位、流動、湧出地点、湧出水量）の変化によるサンゴ類の生息環境への影響。</p> | <p>サンゴ類の調査については、岸より沖合に向けての代表測線上の連続観察とアオサンゴ群落やハマサンゴ群落を含めランダムに配置した定点観察により調査対象海域における面的な分布状況を把握しました。また、既往知見を含め、白化現象を考慮して現況を把握しています。なお、定点観察を行う定点のうち、重要な群落や陸水影響が懸念される場所、標準的な場所等を選出して監視調査として有効と予想される点を設定（GPS等による位置把握）しました。</p> <p>サンゴ類調査においては、サンゴ礁生態系の構造・機能把握のために、周辺に生息する魚類、大型底生動物等の現況を把握しますが、オニヒトデ等有害生物も本調査で把握しており、調査結果については準備書に記載しました。</p> <p>また、工事による赤土等の流出や水環境（流入河川、地下水）の影響についても予測を行い、準備書に記載しました。</p> |

発電所

計画地周辺は、「環境影響評価法」及び「〇〇県環境影響評価等に関する条例」の対象となる大規模事業が集中していることから、準備書の作成に当たっては、その時点で明らかとなっている周辺大規模事業に関する情報を把握し、その事業に係る発生交通量や各予測結果も十分勘案し、当計画の大気質や騒音等の予測に関する適切なバックグラウンド等の設定を行うこと。

併せて、当該発電所他機の燃料転換計画による環境影響の変化も反映し、的確な予測・評価となるよう配慮すること。

準備書の作成に当たっては、現在で明らかとなっている周辺大規模事業(〇〇事業、〇〇事業、〇〇事業)に関する情報を収集し、必要に応じこれら大規模周辺事業の予測結果を考慮して当計画に係る大気質、騒音及び振動の評価を行いました。

また、予測に当たっては、〇〇発電所の燃料転換等も考慮した発電所全体の影響予測・評価も行いました。

「環境影響の回避・低減」に関する意見の例

| 方法書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|--|
| <p>飛行場</p> <p>本事業計画で、滑走路の延長方向を南西方向の他に北東方向あるいは両方向といった複数案の環境保全対策について比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p> <p>また、工事資材の搬入道路や融雪剤の種類など環境保全対策について複数案比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p> | <p>滑走路の延長方向については、霧の発生状況及び管制空域の関係から、北東方向への延長は妥当でないと判断しました。</p> <p>また、工事資材の搬入道路については、一般的に想定されるルートを設定しました。融雪剤の種類については、現在使用している尿素系融雪剤を減らす方向で考えております。</p> |
| <p>鉄道</p> <p>特に、路線を決定する際は、貴重な動植物や貴重な植物群落が確認された場合には、それらへの影響を回避するよう選定し、また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮すべきである。</p> | <p>現地調査の結果、計画路線周辺で貴重な動植物が確認されましたが、消失又は生息に影響があると考えられる貴重な動植物は少なく、影響は少ないと予測しております。また、猛禽類等については、今後も調査を実施し影響の程度をより把握して、事業実施の段階で必要に応じて環境保全措置を講じます。</p> <p>また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮し、調査、予測及び評価を実施しました。</p> |
| <p>道路</p> <p>計画路線の具体的なルート・構造の設定及び環境保全の措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うこと等により、環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行うものとする。</p> | <p>ルート位置、構造の設定にあたっては、経済性、施工性、安全性等とともに各種環境要素への影響を極力回避できるよう配慮し、ルート位置、構造を定めた。</p> <p>また、環境保全の措置については、調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことにより、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行った。</p> |
| <p>道路</p> <p>今後の事業内容の具体化（道路構造、工法の選定等）に当たり、環境保全の観点から配慮する事項及び検討方針について出来る限り明らかにするとともに、複数案の比較を含めて、検討内容と経過について分かりやすい図面とともに準備書に記載するよう努めること。</p> | <p>連結道路の位置等について、可能な限り具体的な内容や位置等を示す図面を準備書に記載しました。</p> <p>工法の選定等については、検討内容と経過について出来る限り具体的な検討内容と経過について準備書に記載しました。</p> |
| <p>発電所</p> <p>国道〇〇号は騒音に係る環境基準値を超過しているだけでなく、要請限度も超過している時間帯があることから、工事中の道路沿道に及ぼす道路交通騒音の影響を軽減する必要がある。</p> <p>このため、環境保全措置の検討にあたっては、工事用資材等の陸上輸送を海上輸送に振り替える等、工事関連車両を可能な限り削減するための検討を行い、その検討の経緯を準備書に示すこと。</p> | <p>工事用資機材等の輸送については、道路周辺の環境の現況を踏まえ、実行可能な範囲で工事関係車両の平準化及び海上輸送振替を行うこと、及び仮設道路の設置により周辺環境に与える影響を低減するよう検討いたしました。</p> <p>その検討の経緯を「〇〇」に記載いたしました。</p> |

「事業内容の詳細化」に関する意見の例

| 方法書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|---|
| 河川 | |
| <p>(1) 対象事業の目的及び概要について 事業の目的として挙げられた「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」及び「新規利水」に関して、以下の内容についてできるだけ説明されたい。</p> <p>ア. 当ダムの治水安全度と貢献度 イ. 下流における流水の正常な機能の維持に対する当ダムの貢献度 ウ. ○○水系における利水の現状と将来の需要予測及び各新規利水に係る個別事業体ごとの水源計画と本事業の位置付け エ. 上記を基にした費用効果分析の結果等</p> | <p>(1) 対象事業の目的及び概要について ア～エの項目については、水資源開発促進法第四条第一項により、 ①○○水系及び○○水系における水資源開発基本計画を決定する前に、また、水資源開発公団法第十九条により、 ②○○ダム建設事業に関する事業実施方針の指示を受ける前に、当該県知事と協議を行い、その結果を受け官報にて公表されております。さらに、 ③○○ダム建設事業等に関する総点検項目(平成11年8月)にて、説明できる項目は公表されておりますので御参照ください。</p> |
| 飛行場 | |
| <p>対象事業の目的においては、当該事業の必要性に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>① 計画決定の背景 ② 検討の経緯(事業者が選択可能と判断する事業計画変更や環境保全措置等の選択肢と、それが決定されるに至った経緯) ③ 現空港の安全面からの状況及び航空機の大型化とそれに伴う滑走路延長の必要性 ④ 現空港の利用客数の推移及び将来の需要予測による利用客数</p> | <p>①③ 準備書に記載しました。(○○) ② 準備書に記載しました。(○○) ④ 準備書に記載しました。(○○)</p> |
| 土地区画整理事業 | |
| <p>方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画や工事計画が具体的に記述されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。特に公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにすること。</p> <p>また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>環境影響評価準備書において、土地利用計画や工事計画を具体的に記述するとともに、公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにします。</p> <p>また、これらの諸計画を踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検証するとともに、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこととします。</p> |
| 飛行場 | |
| <p>○○空港建設位置選定の経緯については、現在の○○空港の拡張が環境保全の観点から困難であるとした理由を具体的に記述すること。</p> | <p>○○空港建設位置選定の経緯については、現在の○○空港の拡張が環境保全の観点から困難であるとした理由も含めて準備書に記載しました。</p> |

発電所

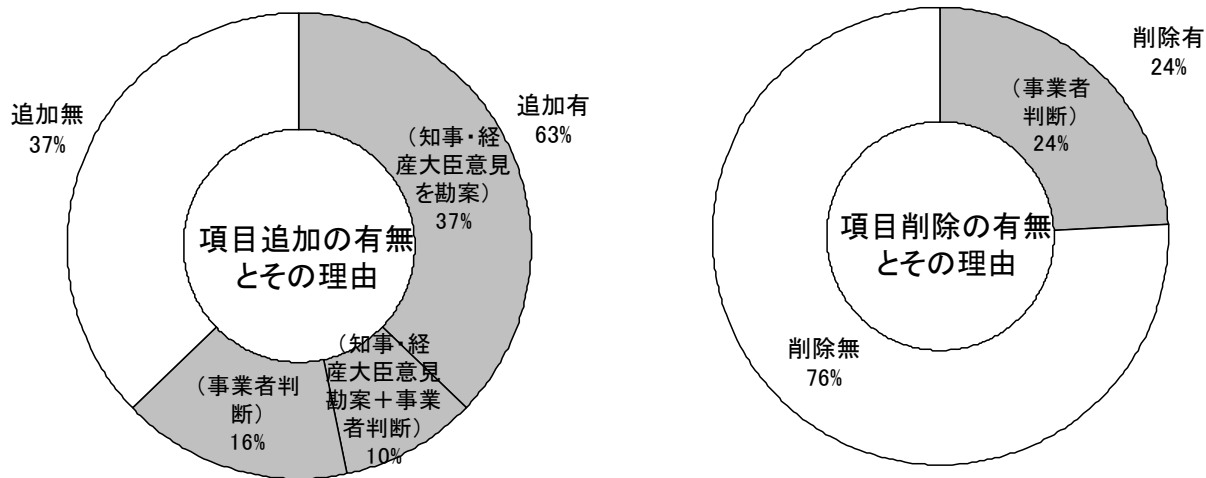
既存設備の撤去工事については、環境影響の未然防止、廃棄物の再生利用や処理・処分、跡地の汚染状況の確認など多面的な環境配慮が求められる。また、撤去工事が行われるまでの間は、設備の維持管理についても十分な環境配慮が求められる。

したがって、今後、既存設備の撤去については、基本となる考え方、スケジュール、環境保全上の考え方など検討し、準備書に記載すること。

既設〇〇号機については、設備更新工事の工程に合わせて順次廃止して行く計画ですが、今回の設備更新に当たっては、既設の排水処理装置や開閉所など継続して活用可能な設備は有効利用することとしていることから、廃止した発電設備を直ちに撤去することはありません。

既設設備の撤去に関する基本的な考え方等については、準備書「〇〇」に示すとおりです。

資料 17 方法書手続後の項目の追加・削除の状況



*当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、方法書項目選定表と準備書項目選定表の比較等により調査。

資料 18 環境影響評価法に基づく方法書手続の実態

1. 方法書の頁数

平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、手続の当初から法に基づく手続が行われた74件について、方法書の頁数を調査したところ、以下の通りとなった。

平均：約170頁

最大：約570頁

最小：約 70頁

表 方法書の頁数の分布

| ページ数 | 案件数 | 割合 |
|---------|-----|-----|
| 0～100 | 9 | 12% |
| 100～200 | 48 | 65% |
| 200～300 | 11 | 15% |
| 300～400 | 5 | 7% |
| 400～500 | 0 | 0% |
| 500以上 | 1 | 1% |

2. 方法書の記載内容の実態

方法書では対象事業実施区域及びその周囲の概況や、環境影響評価項目及び調査・予測・評価の手法を記載することとされている。

その際には様々な専門用語が使用されているが、前述の74件の方法書のうち、巻末に用語解説の項目が設けられていた事例は7件ある。一方、方法書の段階でもわかりやすいように、概略説明資料、パンフレット等を添付し、住民に理解されるよう努力している事例もある。

3. 方法書段階において説明会を実施した事例

下記のように、法対象案件の環境影響評価手続において、住民の理解促進等の観点から、方法書段階において説明会を実施した事例が見られる。

○A 高速鉄道建設事業

- ・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」において、方法書の公告・縦覧に当たっては、必要に応じ、事業内容を周知するための説明会等を開催する場合もありうるとされていることを参考に、事業者が自主的に実施した。

○B 廃棄物最終処分場整備事業

- ・地元住民の理解を深めるために事業者が自主的に実施した。

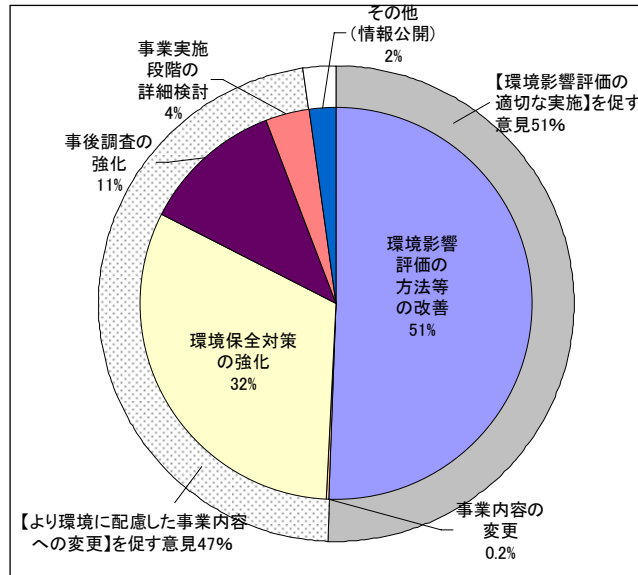
資料 20 環境影響評価法対象事業における準備書への知事意見の提出状況

及びその内容

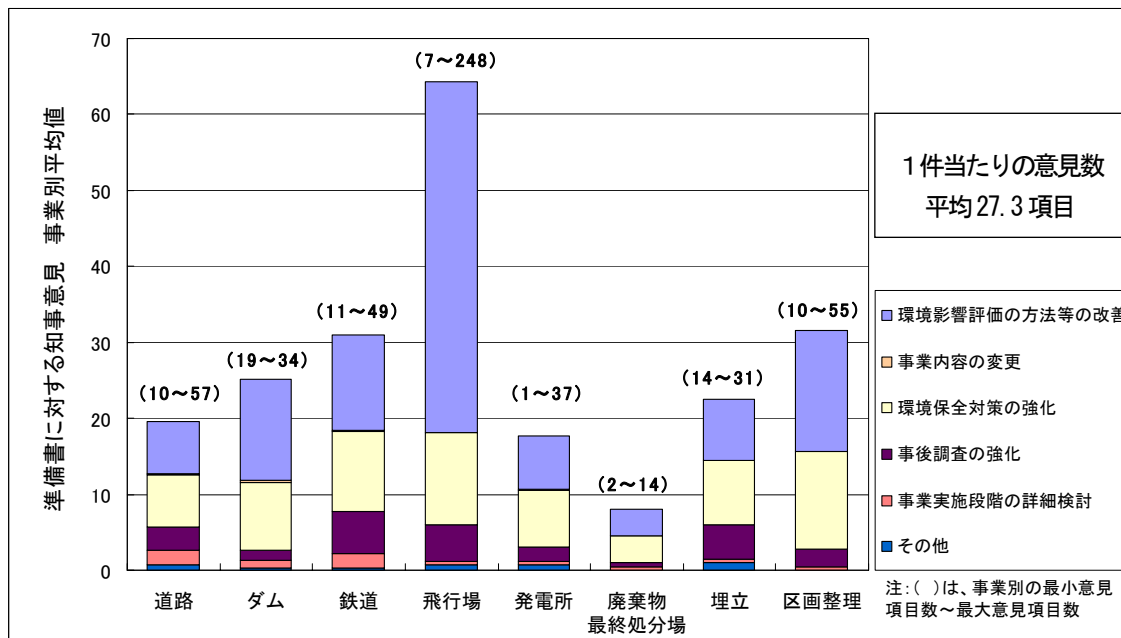
【準備書知事意見の提出状況*】

準備書に対する知事意見では「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見が多く提出されている。

準備書に対する知事意見



準備書に対する知事意見（事業別平均値）



* 準備書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件を対象に、準備書に対する知事意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他（情報公開）」に分類・整理を行った。

■「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

追加の調査、予測を求めるもの

| 準備書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|--|
| <p>飛行場</p> <p>大気質に係る予測に当たっては、拡散の予測結果に応じて、地域を代表する地点だけでなく、特に影響を受けるおそれがある地点における予測についても追加して実施すること。その際の予測条件については、重機投入計画及び工事工程を詳細に示した上で、予測時期を再度検討し、その時期の風向・風速及び汚染物質量を設定すること。</p> | <p>大気質の予測評価については、特に影響を受けおそれがある地点についても追加し評価書に記載しました。また、重機投入計画については、大気質、騒音、振動の予測条件の根拠となるため評価書に記載しました（参照頁略）。</p> |
| <p>土地区画整理事業</p> <p>SPM については、現況及び設定したバックグラウンド濃度が既に環境基準を上回っていることから、工事の実施（建設機械の稼働）にあたっては実施可能な低減措置を講ずること。 また、特殊条件下における短時間の予測、評価を行い、結果を記載すること。</p> | <p>本事業の実施に際しては、地域の大气環境の現状を十分に認識し、環境影響の回避・低減に配慮して工事計画の検討を進めるよう事業予定者と調整を図ります。 短時間予測を行い、別紙のとおり結果を得ました（〇〇参照）。</p> |
| <p>道路</p> <p>交差する既存道路の騒音が大きい地点については、既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測すること。</p> | <p>当該路線と交差する主な既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測しました。その旨を資料編「〇〇」（参照頁略）に記載しました。</p> |
| <p>道路</p> <p>〇〇川・〇〇川では大規模橋梁が計画されており、これらの区間では川岸から橋脚位置まで仮設栈橋を構築する等して工事が行われることが想定される。このため、これら大規模橋梁工事において現段階で想定し得る仮設構造物に関する工事計画について明らかにし、その内容に係る環境影響評価の項目について予測評価を行うかどうか検討し、その結果を必要に応じて評価書に記載すること。</p> | <p>橋梁工事における仮設構造物については、現段階において詳細な計画が定まっていますが、仮設栈橋を設置する可能性は高いと判断しました。このため、一般的に考えられる仮設栈橋を設置した場合において「水の濁り」及び「動物・植物・生態系」の項目について予測評価を実施し、その結果を評価書の「〇〇」及び「〇〇」「〇〇」「〇〇」に記載しました。</p> |

環境影響の回避・低減に向けた検討結果について記載することを求めるもの

| 準備書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|---|
| <p>飛行場</p> <p>環境影響の評価について、事業者により実行可能な範囲内できるだけ限り回避、低減されているか、又は必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価が行われていない項目があることから、それらの項目について評価を追加すること。</p> | <p>環境影響の評価においては、実行可能な範囲内で回避・低減又はその他の方法で環境の保全について配慮を行い、それらの評価を追加し、評価書にて記載しました。</p> |
| <p>土地区画整理事業</p> <p>本事業の計画を検討するに当たって、環境影響の回避・低減に向けてどのような検討を行ったかについて、〇〇地区環境検討委員会での検討経過等を踏まえ具体的に記載すること。</p> | <p>都市づくりに係る計画の検討にあたっては、隣接事業とも調整を図り、計画区域及び周辺に対する環境影響の回避・低減の他、学識経験者を含む「〇〇地区環境検討委員会」の検討内容を考慮し、自然環境への影響を回避・低減する計画の検討を積極的に進めてきました。この検討経緯を〇〇に記載しました。</p> |
| <p>発電所</p> <p>総合評価では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減していることや、環境基準等の維持・達成に支障を及ぼすものではないことから、発電設備設置計画は適正であるとしているが、評価は具体的な代替案の比較等の検討の経過を踏まえたものとすべきであるため、より具体的な検討経過を明らかにすること。</p> | <p>環境影響を低減するために検討した事業計画内容について、その検討の経過を「8.2.2 環境保全措置の検討の過程及び結果」に追記します。</p> <p>主なものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突高さ（煙突集合化、航空法、建物ダウンウォッシュの回避） ・景観（配置計画、形状、色彩、植栽） ・動物（砂礫地） <p>また、「〇〇」にこれらについての記述を追加します。</p> |

予測の妥当性等に関する検討を求めるもの

| 準備書知事意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>飛行場</p> <p>工事中の水の濁りの予測について、事業計画地と調査地点、1号調整池、釜場、分水嶺、仮設沈澱池との位置関係を図示した上で適切な予測地点を選定し、その妥当性を評価書において明らかにすること。</p> | <p>ご指摘の点を踏まえ、評価書にお示ししました。</p> |
| <p>発電所</p> <p>建設機械の稼働による粉じん等の影響について、「ビューフォート風力階級表」から粉じん等が飛散し始める風速を5.5m/s以上とし、その出現頻度で予測を行っているが、その手法の有効性を再検討すること。また、同風力階級表を用いる場合にあっては、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果を評価書で示すこと。</p> | <p>粉じん等の飛散の程度を定量化する知見は十分に整備されていないため、他事例の環境影響評価や廃棄物処理施設の生活環境影響調査で実績のある「ビューフォート風力階級表」を用いた風向別・風速階級別出現頻度による定性的予測を用いました。</p> <p>また、「風による土壌の飛散に関する研究」（日本環境衛生センター所報 No. 11、1984年）報告書では、土壌粒子の跳躍及び浮遊による土壌飛散について、風洞実験の結果を基にして、乾燥し、飛散しやすい状態にある地表面から風により飛散する土壌の飛散量を推定する次の式を示しています。土壌の飛散は、摩擦速度が21cm/s以上の時に発生します。</p> <p>(式省略)</p> <p>準備書において粉じん等の飛散する出現頻度を求める際に用いた地上風の測定高度10mにおける風速を、摩擦速度を21cm/s以上として、接地層における風速の鉛直分布を表す次式で求めると、5.9m/s以上となります。</p> <p>(式省略)</p> <p>この際、粗度は、「水環境の気象学—地表面の水収支・熱収支—」（近藤純正編著、朝倉書店、1994年）に示されている「平らな裸地」の値0.01cmとしました。</p> <p>以上のように土壌の飛散する風速が準備書で用いた粉じん等が飛散し始める風速5.5m/s以上と同程度の風速となることから、「ビューフォート風力階級表」に基づく粉じん等が飛散し始める風速は妥当な値であると考えます。</p> <p>なお、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果としては、工事時間帯における地上風の風向別風速階級別出現度数表を評価書の〇〇に示します。</p> |

飛行場

予測に使用したモデルは、①発生源近傍の予測には不向きであること、②年間の気象を対象にした予測が難しいこと、③個別発生源からの大気汚染物質の拡散予測に対するモデルの再現性などが不明であることから、事業の実施による大気質の予測に適用するには限界があり、また、こうしたことから航空機や空港サービス車両などの発生源ごとに環境保全措置の検討ができないという課題があることも明記し、モデルの選定に当たっては、このような適用に当たっての課題にも十分に配慮すること。

① ○○事業に係る大気質予測では、その事業特性から、○○空港を中心として東西約 30km、南北約 40km という広い範囲が予測範囲となることから、局地気象、光化学反応、粒子化反応等を考慮した今回のモデルを採用しました。

② 年平均値予測については、「○○」に記載したように、気象・濃度パターンの分類を行い、その累積日数の多い順位パターンの 2/3 の日数から選定した代表日を基に年平均濃度を予測しました。測定局における予測濃度と現況濃度の再現性については、所要の A ランクを確保しています。

③ 個別発生源から排出された大気汚染物質は、別の発生源から排出された大気汚染物質と光化学反応、粒子化反応等をしながら拡散していくため、すべての発生源を考慮して予測された濃度が現況濃度とどの程度の再現性があるかをもってモデルの再現性の評価を行いました。

また、対象としている発生源に対して環境保全措置を行った場合とそうでない場合の大気質濃度予測結果を比較することにより、環境保全措置の効果を検討することができます。

これらのことから、モデルの選定に係る課題には対応できているものと考えます。

なお、航空機等からの大気汚染物質の発生量や環境濃度を適宜監視することとします。

道路

ホンドイツ及びアナグマについては、侵入防止柵の設置により、ボックスカルバートへの誘導や道路内への侵入を防ぐことができるとされているが、これらの設置予定箇所や構造を明らかにし、種ごとの確認地点との関係を踏まえ、設置場所の妥当性や移動経路としての効果について予測・評価すること。

ホンドイツ及びアナグマについては、ロードキルの発生を防止するための環境保全措置として「侵入防止柵の設置」を位置付け、設置する旨を「○○」に記載しました。(参照頁略)。なお、具体的な設置予定箇所や構造については、事業実施段階で現地調査を実施し、ホンドイツ及びアナグマの生態を把握した上で、必要に応じて専門家の意見を踏まえて検討します。

予測の前提条件の明確化を求めるもの

| 準備書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|---|
| 道路 | |
| <p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測において、工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で、可能な限り詳細に記述すること。</p> | <p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測における工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で可能な限り詳細に記述するよう努めた。 (参照頁略)</p> |
| 土地区画整理事業 | |
| <p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内と同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着することから影響は小さいと予測しているが、その移動方法と移住先の既存個体とのかかわり方、さらにその環境が将来どのように維持されていくか可能な限り記述すること。また、この周辺環境が将来とも変化しないとの保証はないことから、事業実施に当たっては区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出するよう努めること。</p> | <p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内の同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着するとしましたが、移住先の既存個体とのかかわり方が不明なこと、また、その環境が将来どのように維持されていくかは事業者が誘導できないことから、周辺地域への移動及び定着するという記述を削除し、事業実施に当たっては事業実施区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出するよう努めることとします。 (以下具体的保全・創出策)</p> |
| 飛行場 | |
| <p>フラッター障害発生状況調査に関して、調査当日の飛行ルートのうち、対象とした飛行経路等の詳細を明らかにすること。</p> | <p>調査実施日に対象とした飛行ルート等の詳細について記載しました。</p> |

■ 「事業内容の変更」に関する意見の例

| 準備書知事意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>発電所</p> <p>建設工事に伴い多量に残土が発生することから、その抑制を図るため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、発電所敷地レベルの嵩上げを行うことを含めて対策を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(後段略)</p> | <p>残土量を低減するため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、土地造成計画について再検討を行い、発電所敷地高さの嵩上げや新開閉所の用地面積の縮小等により残土量を低減いたしました。</p> <p>(「〇〇」、「〇〇」に記載)</p> <p>(後段略)</p> |
| <p>河川</p> <p>(前段略)</p> <p>事業実施に伴うクマタカの保護については、原則として、営巣個体の保護の観点を優先することが必要であり、その観点からの、具体的な影響回避策の十分な検討を行うこと。</p> | <p>(前段略)</p> <p>工事の実施による影響の予測の結果を踏まえ、Aつがい及びBつがいに対する環境保全措置として、工事の実施による負荷を最小限にとどめるために、クマタカの繁殖等に配慮した計画的・段階的な森林伐採・掘削による影響の低減、低騒音型・低振動型建設機械の使用、低騒音・低振動の工法の採用等による騒音・振動の影響の抑制、工事区域周辺部への立ち入りの制限による生息環境の攪乱抑制を図ることとしています。さらに、工事用道路のうち、Aつがいに影響の大きい部分についてはとりやめることとしています。</p> |

■「環境保全対策の強化」に関する意見の例

| 準備書知事意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>発電所</p> <p>当該計画においては、対象事業実施区域周辺に存在する〇〇工場の事業内容を考慮して予測、評価がなされていることから、当該工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減、温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p> | <p>本計画の推進にあたっては、〇〇工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減並びに温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p> |
| <p>発電所</p> <p>資機材等の輸送については、大半を自動車により輸送することとしているが、沿道の大気、騒音及び振動に係る生活環境への影響を軽減する観点から、物資輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めること。</p> | <p>資機材等の自動車輸送については、物質輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めます。また、従来から実施しているタンクローリーの大型化等による物資輸送の効率化等を継続し、今後も更に推進します。</p> <p>(〇〇に記載。)</p> |
| <p>河川</p> <p>文化財保護法等法令の指定を受けた種やレッドリスト等に掲載されている種以外にも、事業実施区域及びその周囲には、県内の河川でも減少が目立っている種が、次のとおり生息している。</p> <p>トゲオトンボ、オナガサナエ、オジロサナエ、ミヤマサナエ、アオサナエ、ナベブタムシ</p> <p>これらの種は、溪流沿いに生息し、豊富な溶存酸素量が必要であること、また、河床構成材料等の微妙なバランスにより種が維持されていることに留意し、事業の実施に当たっては、可能な限り保全されるよう努めること。</p> | <p>指摘の種は、文献及び現地調査結果によると、〇〇川及び〇〇川の「溪流的な川」、「源流的な川」に生息していると推定されます。これらの環境及びそこに生息・生育する生物群集については、準備書「〇〇」に記述したように、事業によって水量、水質等に与える影響は小さいと考えられることから、維持されるものと考えられます。よって、これらの種の生息に与える影響は小さいと考えられます。</p> |
| <p>発電所</p> <p>〇〇線の沿道では現況で環境基準及び要請限度を超過している地点もあることから、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、海上輸送を可能な限り増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めること。</p> | <p>工事関係車両及び資材等の搬出入車両の運行においては、準備書記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、可能な範囲で海上輸送を増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めます。</p> |

■「事後調査の強化」に関する意見の例

| 準備書知事意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|--|--|
| <p>道路</p> <p>対象範囲には県指定天然記念物であるカブトエビ生息地があることから、工事の実施前にカブトエビの生息状況（浮遊卵の有無など）を再度確認すること。</p> <p>なお、都市計画対象事業実施区域内で生息が確認された場合には、影響を予測し適切な対策を講じること。</p> | <p>底生動物の都市計画対象実施区域及びその周辺における現地調査では、カブトエビの生息は確認されていない。また、県指定天然記念物である「〇〇カブトエビ生息地」周辺以外の生息は報告されていない。よって、都市計画事業実施区域及びその周辺に本種の生息地は含まれていないと判断した。</p> <p>なお、工事中において、新たに希少な動物が確認された場合は、専門家の指導・助言を得て適切な措置を講じ、必要に応じて事後調査を実施することとしている。（〇〇参照）</p> |
| <p>道路</p> <p>対象道路事業実施区域がギフチョウとヒメギフチョウの混雑地という特殊な環境を通過することから、工事の実施及び道路の存在によるギフチョウとヒメギフチョウの混雑地への影響について工事開始前に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> | <p>工事の実施及び道路の存在により両種の生息基盤に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと予測され、生態系の特殊性は維持されるものと考えている。</p> |
| <p>道路</p> <p>（前段落）</p> <p>〇〇川流域ブロックの塩生植物群落については、県内でも特殊な環境を特徴づける種であることから、注目種（特殊性）として選定し、事後調査等を行うこと。</p> | <p>（前段落）</p> <p>塩生植物群落については、保全措置の検討を行った結果、効果に不確実性が残ることから、事後調査を実施することとし、評価書の「〇〇」に記載しました。</p> |
| <p>飛行場</p> <p>「環境保全措置等」において、『①河口域における大規模構造物の建設』と『②大規模な栈橋構造を基本的な構造形式として含む構造物の建設』に関して、ともに「現在の知見では予測し得ない影響を生ずる可能性を否定できない。」との趣旨の記述があるが、飛行場及び埋立地の存在による生物への影響は中長期的に発現することが考えられることから、適切な時期に事後調査を実施し、その結果は調査時の水温などのデータとともに公開すること。</p> | <p>数値シミュレーション等では把握しきれない実際上の影響を把握するため、環境監視に加えて、事業実施区域周辺及び東京湾全体を対象とした調査を引き続き継続的に実施します。</p> <p>調査方法等については、既往調査の実績等を踏まえつつ、より効果的、効率的に環境実態を把握できるよう、有識者等が中核となって参画する形の調査立案・実施体制を構築するとともに、調査によって得られた情報等については、事業者のホームページ等により広く公表します。</p> |

■「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

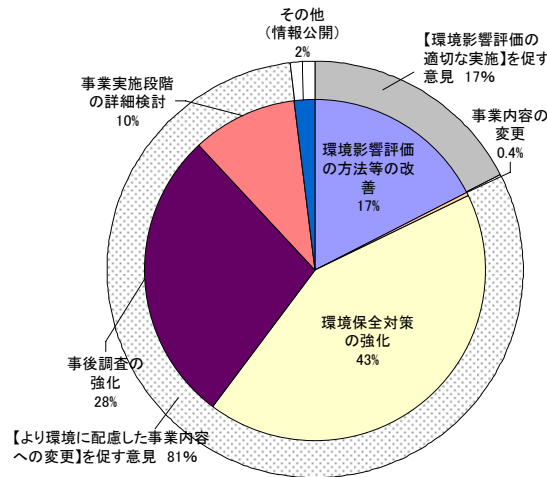
| 準備書知事意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>鉄道</p> <p>工事着手から供用までの期間が長期にわたることから、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施すること。</p> | <p>工事着手から供用までの期間が長期にわたる場合において、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施してまいります。</p> |
| <p>道路</p> <p>植物の保全対象種の移植に関しては、詳細設計段階で、保全対象種の選定や移植候補地の選定などについて、専門家への意見聴取や環境保全措置の検討を行い、植物の生育環境の確保に努めること。 (後段略)</p> | <p>植物の保全対象種や移植候補地の選定については、準備書に記載しているとおり、移植の時期や箇所、方法並びに環境保全措置の検討等について、地域の植物の生育状況に知見を有する専門家等の意見を聞きながら決定します。 (後段略)</p> |

資料 2 1 環境影響評価法対象事業における評価書段階での環境大臣意見の 提出状況及びその内容

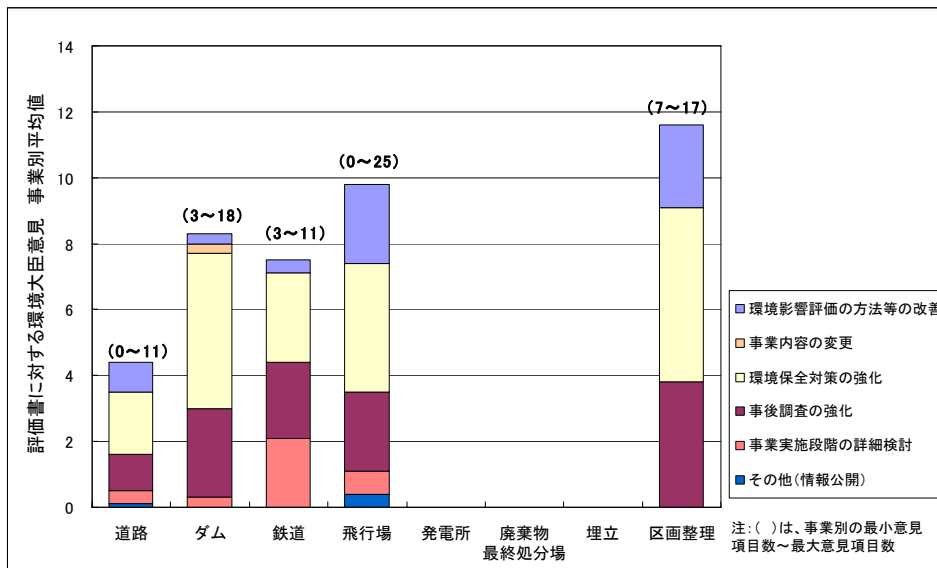
【評価書環境大臣意見の提出状況*】

評価書に対する環境大臣意見では「環境保全対策の強化」や「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」に関する意見が多く提出されている。

評価書に対する環境大臣意見



評価書に対する環境大臣意見（事業別平均値）



注) 発電所事業は環境大臣の関与が準備書段階であるため除外した。

* 評価書環境大臣意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件のうち、評価書段階で環境大臣の関与があった 40 件を対象に、評価書に対する環境大臣意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他（情報公開）」に分類・整理を行った。

【大臣意見の例】

■「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

| 大臣意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| 飛行場 | |
| <p>【環境大臣】</p> <p>河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】</p> <p>河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p> | <p>〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量について、降雨時調査結果から求め、また機械処理施設からのSS負荷量と現況で流出しているSS負荷量の比較を行い、本事業によりSS負荷量が現況より削減されることを追記した。(参照頁略)</p> <p>機械処理設備の降雨前、降雨中の施設の点検、監視、管理方法等について追記した。(参照頁略)</p> <p>現況の降雨時や平常時の濁りと本事業による負荷される濁りを比較できるよう並べて表記し、その比較結果を記載し、また現況の底質中懸濁物質含量(SPSS)調査結果と本事業により負荷される赤土等の堆積量を並べて表記し、その結果を記載した。(参照頁略)</p> |

■「環境保全対策の強化」に関する意見の例

| 大臣意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|--|--|
| 土地区画整理事業 | |
| <p>【環境大臣】 バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあつては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあつては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p> <p>【国土交通省〇〇地方整備局長】 バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあつては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあつては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p> | <p>バラタナゴ等については、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあつては魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p> <p>カスミサンショウウオ等及びゲンジボタルについては、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあつては希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p> |
| 道路 | |
| <p>【環境大臣】 建設機械の稼働に伴う騒音については、予測値が一部の地域で規制基準値（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）を上回っているため、「簡易な防音材などの遮音対策」等を実施することとしているが、実施後の予測値においても高い値を示していることから、工事期間が長期間にわたる場合には、その影響が懸念されるため、より遮音効果の高い防音材の採用等の適切な措置を講じること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】 工事の実施にあつては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p> | <p>評価の結果（参照頁略）に、「工事の実施にあつては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めることとする。」と記載した。</p> |

■「事後調査の強化」に関する意見の例

| 大臣意見 | 事業者（都市計画決定権者）の見解 |
|---|--|
| 道路 | |
| <p>【環境大臣】 事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には周辺地域を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており、営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p> <p>【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】 事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には事業実施区域及びその周辺を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており、営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p> | <p>「〇〇」（参照頁略）に、「また、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ並びに事業実施区域周辺において飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとして。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「ミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ、オオタカの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p> <p>「〇〇」（参照頁略）に、「ただし、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるサシバについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとしている。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「サシバの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p> |
| 道路 | |
| <p>【環境大臣】 計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。</p> <p>また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。</p> <p>このことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。</p> <p>また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画路線周辺の監視を実施し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。</p> <p>以上の措置について評価書に記載すること。</p> | <p>「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）に、「短期的濃度について十分把握する」旨を記載するとともに、「供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じます。」と記載しました。</p> |

【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】

計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。

また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。

このことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。

また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。

以上の措置について評価書に記載すること。

道路

【環境大臣】

計画路線は、渋滞緩和等を目的に暫定的な供用が計画されていることから、暫定的な供用が具体化した段階で、事後調査として環境調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施するなど適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

【国土交通省〇〇地方整備局長】

計画路線の暫定的な供用を行った場合には、周辺道路の交通状況などの把握に努め、事後調査として沿道の環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めること。

上記について評価書に記載すること。

計画路線は渋滞緩和等を目的に暫定的な供用を実施することが考えられることから、暫定的な供用を行った後に、周辺道路の交通状況などの把握に努め、沿道の大気、騒音、振動に係る環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めます。

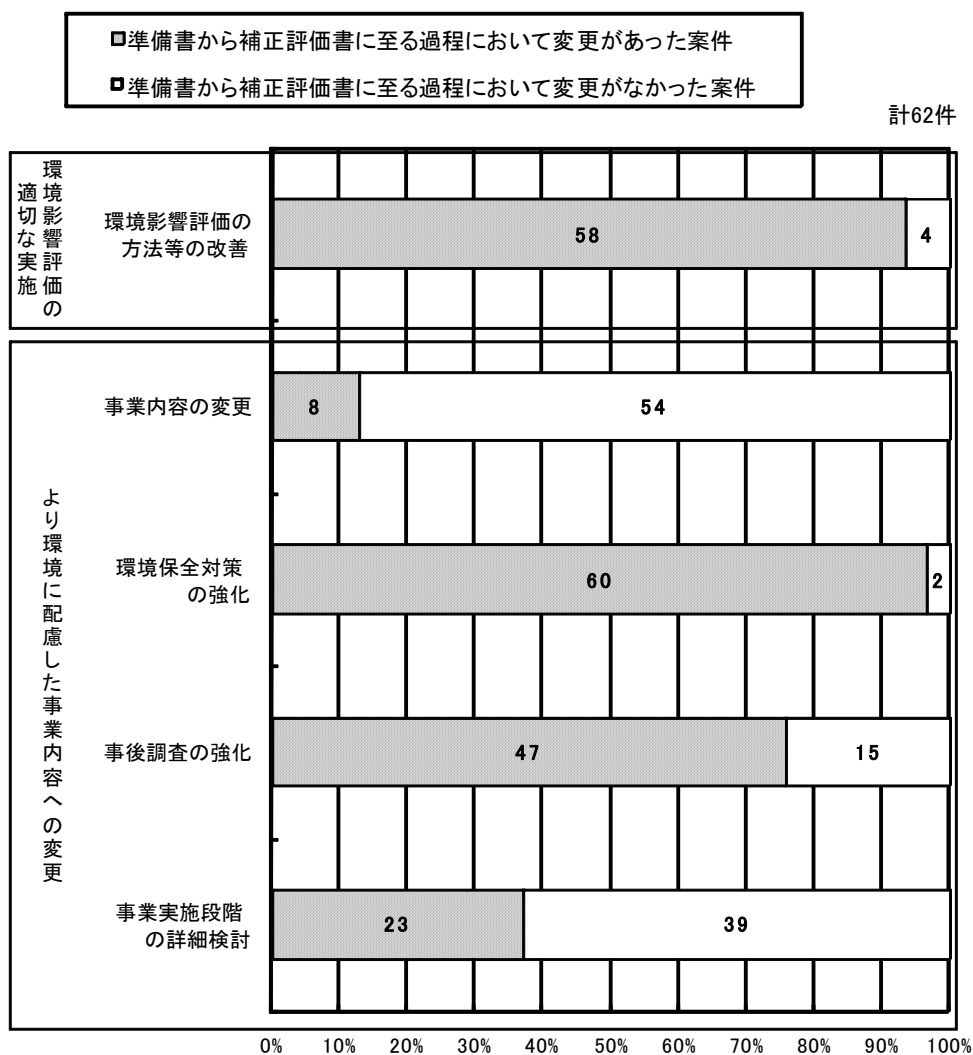
上記について評価書に記載しました。

■「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

| 大臣意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>鉄道</p> <p>【環境大臣】 計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】 計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> | <p>計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表します。また、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じます。その旨を評価書の「〇〇」の項（参照頁略）及び「〇〇」の項（参照頁略）に記載しました。</p> |
| <p>飛行場</p> <p>【環境大臣】 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通大臣】 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> | <p>今後、予測の前提としている飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じることが追記しました。（参照頁略）</p> |

| 大臣意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| 道路 | |
| <p>【環境大臣】 計画路線供用時の騒音については、連続的に併設される鉄道との複合的な影響により予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、道路沿道の将来的な土地利用の状況も踏まえて、鉄道事業と連携して更に検討を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p>【国土交通省〇〇地方整備局長】 計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じること。 また、その旨を評価書に記載すること。</p> | <p>計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じます。また、その旨を評価書（参照頁略）に記載しました。</p> |

資料 2 2 準備書から補正評価書に至る過程での変更点

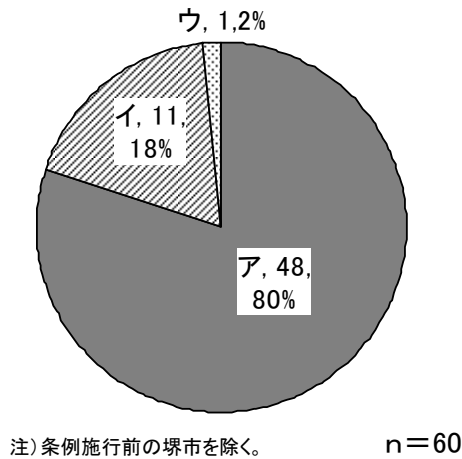


※ 当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、準備書記載内容の修正概要表、評価書記載内容の修正概要表等に基づき、分類・整理を行った。

資料 2 3 環境影響評価条例に基づく事後調査についての地方公共団体アンケート

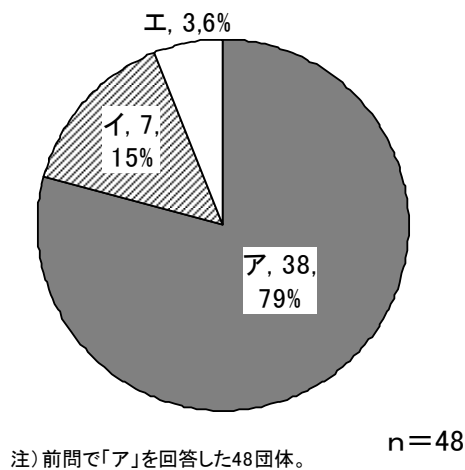
◇条例事後調査結果の報告の有無

- ア. 新地方制度のもと、条例に基づく事後調査結果の報告を事業者から受けたことがある。
イ. 条例に基づく事後調査結果の報告は受けたことがない。
ウ. その他（条例対象事業の事例なし。）



◇条例事後調査規定の効果

- ア. 事後調査規定の効果があった。
イ. 事後調査規定の効果は認められたが、運用面などで改善すべき点もある。
ウ. 事後調査規定の効果は認められなかった。
エ. その他（一部の結果の報告であり、効果の有無が判断できない。事後調査結果を客観的に評価する方法を定めていない。）



※ 都道府県、政令指定都市を対象に実施した「平成19年度 環境影響評価制度に関するアンケート調査」による。

資料 2 4 環境影響評価において複数案の比較検討及び実行可能なより良い技術の

検討を行っている事例

■事例 1 建造物の構造を対象に複数案を比較検討した事例

| | | |
|--------------------|---|---|
| 事業の種類 | 道路事業 | |
| 事業特性 及び 地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> 4車線道路の建設（延長；約 13.5km） 谷津田が入り組んだ里山地域、県立自然公園の特別地域である湖沼及びその周辺の水田地域を通過 | |
| 複数案の 検討概要 | 希少な鳥類の生息地への影響や、自然公園内の風致景観への影響の回避・低減を図るため、路線の一部地下トンネル化など、構造形式に関する検討を行った。 | |
| 検討した 複数案 | <p>1) 地下トンネル構造案 湖沼及びその周辺地域を地下トンネルで通過する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼に構造物が出現しないため、湿地性の鳥類への影響低減、景観、人と自然との触れ合い活動の場への影響が回避・低減される。 計画道路と交差する国道との接続が不可能となり、利便性向上や交通の分散といった道路事業の目的を果たせない。 地上から地下へのスロープ部分が数百mになることから、農業用水・排水路・生活道路等を分断し、生活環境、営農活動に影響を与える。 軟弱地盤での大規模なシールドトンネル発進基地の設置が必要となり、土地の改変、地盤補強（薬液注入）による水質悪化が懸念される。 トンネル坑口部での大気、騒音の影響が懸念される。 事業費が約 260 億円（約 50%）増加。 | <p>2) 橋梁構造案（当初計画） 湖沼及びその周辺地域を橋梁で通過する案</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼に構造物が出現するため、湿地性の鳥類への影響低減、景観、人と自然との触れ合い活動の場への影響が想定される。 |
| 検討結果 | <p>2) 橋梁構造案を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルとした場合、鳥類、景観等の影響を回避できるが、生活環境の悪化が大きく、事業費の問題も含め、道路事業の目的を果たせなくなる等の問題から、地下トンネル構造の採用は困難と判断した。 | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 風致景観等への配慮のため、斜張橋の一種であるエクストラドーズ橋から、桁高も低くスマートなPC箱桁橋に変更するなど、橋梁構造の見直しを行った計画を採用した。 | |

■事例2 建造物の配置を対象に複数案を比較検討した事例

| | | | |
|------------|--|--|---|
| 事業の種類 | 発電所事業 | | |
| 事業特性及び地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の新設（出力 138.5 万 kW× 2 基） ・ 事業実施区域及び周辺は湿原が存在し、周辺海域は岩礁遅滞で昆布等の藻場が広く分布し、好漁場となっている。 | | |
| 複数案の検討概要 | <p>「藻場の直接改変面積」、「湿原の直接改変面積」、「陸生生物への影響」及び「近隣集落からの距離」から、発電所全体配置計画の比較検討を行った。</p> | | |
| 検討した複数案 | <p>1) 北側エリア 発電所施設全体を敷地の北側に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場の直接改変面積：20 万 m²と最も大きい。 ・ 湿原の直接改変面積：12 万 m²と最も小さい。 ・ 陸生生物への影響：重要種総種類数 64 種 本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 9 種 繁殖の可能性のある鳥類 3 種 ・ 近隣集落からの距離：隣接集落あり。 | <p>2) 中央エリア 敷地の中央に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場の直接改変面積：13 万 m²と最も小さい。 ・ 湿原の直接改変面積：15 万 m²と中位である。 ・ 陸生生物への影響：重要種総種類数 72 種 本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 8 種 繁殖の可能性のある鳥類 1 種 ・ 近隣集落からの距離：隣接集落なし。 | <p>3) 南側エリア 敷地の南側に配置する案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場の直接改変面積：14 万 m²と中位である。 ・ 湿原の直接改変面積：25 万 m²と最も大きい。 ・ 陸生生物への影響：重要種総種類数 72 種 本エリアのみに分布する昆虫類・底生動物及び植物 11 種 繁殖の可能性のある鳥類 3 種 ・ 近隣集落からの距離：隣接集落なし。 |
| 検討結果 | <p>2) 中央エリア案を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸生生物の観点からは、南側エリアの重要度が若干高いもののその差が小さく各エリアで有意な差がないと判断。 ・ 藻場の改変面積が最も小さく、湿原の直接改変面積が中位であり、隣接する集落のない中央エリア案が評点による評価が最も高く採用した。 | | |
| 備考 | | | |

■事例3 環境保全設備を対象に複数案を比較検討した事例

| | | | |
|--------------------|---|-------------------------------|---------------------|
| 事業の種類 | ダム事業 | | |
| 事業特性 及び 地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> ダムの新設（貯水面積；120ha） 同一水系河川からの導水路の敷設事業を含む。 当該河川は幹川流路延長 27.3km の一級河川である。ダム計画地点の下流には農業用水、水道用水に利用されている箇所及び内水面漁業権が設定されている箇所がある。 | | |
| 複数案の 検討概要 | <p>導水路敷設先の下流既設ダムについて、既設選択取水設備の取水範囲を超える大幅な水位がある場合、放流水の水温低下が懸念された。このため、ダム放流水の急激な水温の低下を緩和する環境保全措置として、「取水施設の改築」及び「曝気循環施設の設置」の2案を検討した。</p> | | |
| 検討した 複数案 | <p>0) 保全措置なし (既存選択取水設備)</p> | <p>1) 取水施設の改築 取水範囲の拡大</p> | <p>2) 曝気循環施設の設置</p> |
| 検討結果 | <p>2) 曝気循環施設の設置を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム下流河川の水温について、0) 保全措置なし（既存選択取水設備）の場合、最大で 14.4℃の低下が予測されたが、1) 取水施設の改築では 6.9℃の低下、2) 曝気循環施設の設置では 1.8℃の低下と予測された。 比較検討の結果、水温低下の緩和効果が大きい、曝気循環施設の設置を採用した。 | | |
| 備考 | | | |

■事例4 工事の方法を対象に複数案を比較検討した事例

| | | | |
|------------|--|---|--|
| 事業の種類 | ダム事業 | | |
| 事業特性及び地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> ダムの新設（湛水面積；122ha） 当該河川は幹川流路延長 31.5km の二級河川である。ダム計画地点の下流には農業用水に利用されている箇所及び内水面漁業権が設定されている箇所がある。 | | |
| 複数案の検討概要 | <p>工事中には土捨場等の裸地の出現に伴い、出水時に濁水が発生することが予測されるため、環境保全措置について比較検討を行った。</p> <p>保全措置の効果は、各対策実施後のダム下流河川における SS（浮遊物質）の予測を実施し、比較検討を行った。</p> | | |
| 検討した複数案 | 0) 保全措置なし | 1) 沈砂池の設置 沈砂池を設置し、河川に流出する SS を低減させる。 | 2) 土木シートの設置 裸地の一部に土木シートを設置し、降雨時の濁水低減を図る。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 概算工事費：2,000 万円 沈降土砂が堆積容量を超過した場合には土砂の引き抜きが必要。 対策効果は、予測の結果から、2) 土木シート設置より大きいと認められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 概算工事費：1,600 万円 シートが破損した場合には補修が必要。 対策効果は、予測の結果から、1) 沈砂池の設置よりも小さいと考えられる。 |
| 検討結果 | 1) 沈砂池の設置を採用 <ul style="list-style-type: none"> 1) 沈砂池の設置案は、2) 土木シートの設置案より経済的にやや不利であるものの、水の濁りに対する対策効果が大きいと認められるため、1) 沈砂池の設置案を採用した。 | | |
| 備考 | | | |

■事例5 実行可能なより良い技術導入を検討した事例

| | | |
|---|--|---|
| 事業の種類 | 発電所事業 | |
| 事業特性及び地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の新設（出力 153.8 万 kW× 2 機） ・ 事業実施区域は国定公園に位置し、周辺にはすぐれた自然景観が存在する等、豊かな自然環境を有する。 | |
| より良い技術導入の検討概要 | <p>・ 緑化計画について、以下の手順に従い、予定地及び周辺における自然環境、既設発電所における緑化事例、最新の緑化技術等を考慮するとともに、専門家の意見を聴取して検討を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 多様な生物環境を可能な限り復元すること、周辺の自然景観との調和を図ること、緑化樹種は既存植生構成種から選定するとともに、生物多様性を考慮し食餌木の導入等に努めることを基本方針と設定 ② 緑化工法選定のための文献・事例調査 ③ 緑化エリア毎に従来の緑化工法を用いることによる緑化計画の達成可否を検討 ④ 従来工法では達成不可能なエリア（切取法面・切取部小段）について文献・事例等から最新の緑化技術の調査及び工法、樹種の絞り込み ⑤ 複数の工法、樹種による現地比較試験を計画・実施・評価 ⑥ 専門家の意見聴取 ⑦ 緑化計画の決定 | |
| 検討経緯 | 準備書段階 | 評価書段階 |
| | <p>切取法面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な吹付厚に対応した工法及び草本種・低木木本種の選定。 | <p>切取法面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化目標を達成するためには、従来工法では困難であることから最新の技術を用いた工法を採用することとし、文献・事例調査をもとに絞り込みを行った結果、連続長繊維を混入した基盤の上に厚層基材吹付を行う工法を採用。 ・ 工事着手までに現地において比較試験を実施し、その結果を踏まえて最適な工法を選定。 ・ 吹付樹種は、表土の活用も考慮して、現地において実施する比較試験結果をもとに選定。 |
| <p>切取部小段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小動物に配慮した緩傾斜型排水路を設けるため緑化を行わない。 | <p>切取部小段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U字型排水路（一部蓋掛け並びに落下した小動物が脱出可能な開口の設置）に変更し、可能な限り小動物の移動に配慮するとともに、緑化スペースを確保。 ・ 客土厚を厚く取ることが可能である植樹柵に2～3年生ポット苗を植栽することとし、樹種は比較試験結果を踏まえ選定。 | |
| 備考 | | |

■事例6 実行可能なより良い技術導入を検討した事例

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| 事業の種類 | 発電所事業 | | |
| 事業特性及び地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所のリプレース（出力 40 万 kW× 5 機） ・ 事業実施区域は大気汚染防止法による窒素酸化物に係る総量規制の指定地域に位置する。 | | |
| より良い技術導入の検討概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ より一層高効率の最新鋭ガスタービン機種である燃焼器出口ガス温度 1,500℃級を採用することで、熱効率が約 2% 向上し、燃料使用量の更なる低減が図られることにより二酸化炭素排出原単位が低減できる。 ・ 性能を高めた低 NOx 燃焼器を採用することにより、ガスタービン出口の窒素酸化物排出濃度は、1500℃級の最新鋭ガスタービンで国内トップクラスの低濃度とした。 ・ 乾式アンモニア接触還元方式の排煙脱硝装置を設置し、煙突出口の窒素酸化物排出濃度を、最新鋭ガスタービンで国内トップの 4 ppm と低く抑えた。 | | |
| 検討経緯 | 現 状 | 方法書段階 | 準備書段階 |
| | 25 万 kW× 8 基 汽力発電方式 | 25 万 kW× 8 基 コンバインドサイクル発電方式 1,300℃級のガスタービン 低 NOx 燃焼器 乾式アンモニア接触還元方式の 排煙脱硝装置 | 40 万 kW× 5 基 コンバインドサイクル発電方式 1,500℃級のガスタービン 高性能低 NOx 燃焼器 乾式アンモニア接触還元方式の排 煙脱硝装置 |
| | 発電端熱効率 約 37% CO ₂ 排出量 約 490 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 30.3ppm NOx 排出量 143.4 m ³ N/h | 発電端熱効率 約 50% CO ₂ 排出量 約 450 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 約 5ppm NOx 排出量 約 80 m ³ N/h | 発電端熱効率 約 52% CO ₂ 排出量 約 440 万 t-CO ₂ /年 NOx 排出濃度 4ppm NOx 排出量 54 m ³ N/h |
| 備 考 | | | |

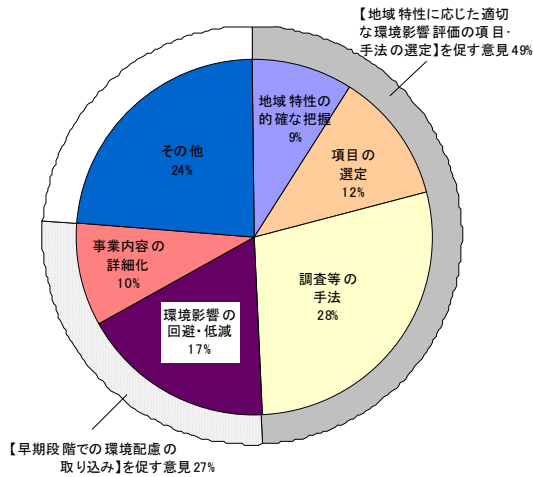
資料 2 5 環境影響評価法対象事業における住民等意見の提出状況

(1) 環境影響評価法対象事業における方法書への住民等意見の提出状況及びその内容

【方法書住民等意見の提出状況*】

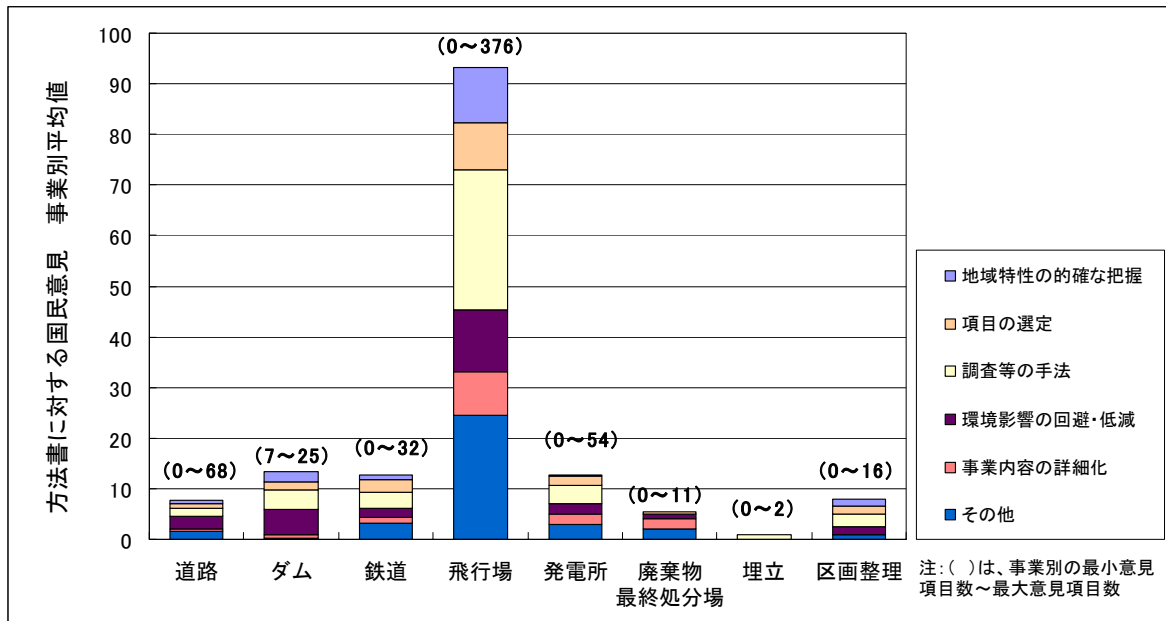
手続完了 62 件のうち、41 件（手続完了案件の 66.1%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 19.3 項目の意見が提出された。

方法書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

方法書に対する住民等意見（事業別平均値）



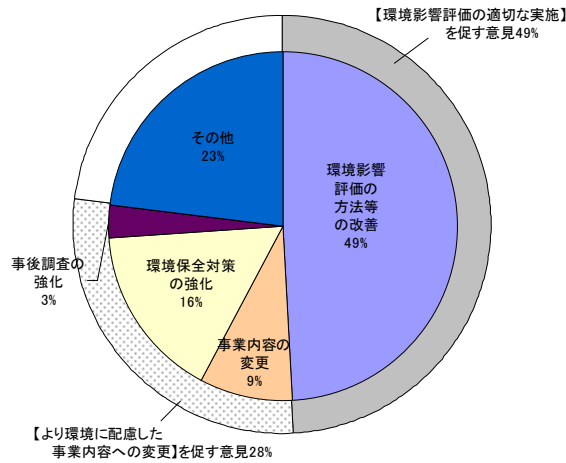
* 環境保全の見地からの意見を有する者からの意見の提出があった際には、事業者は個々の意見の内容を類型化し「意見の概要」を取りまとめ、準備書や評価書に掲載している。住民等意見の提出状況は、当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件を対象に、評価書に記載されている「意見の概要」の類型を単位として、分類・整理を行った。

(2) 環境影響評価法対象事業における準備書への住民等意見の提出状況及びその内容

【準備書住民等意見の提出状況】

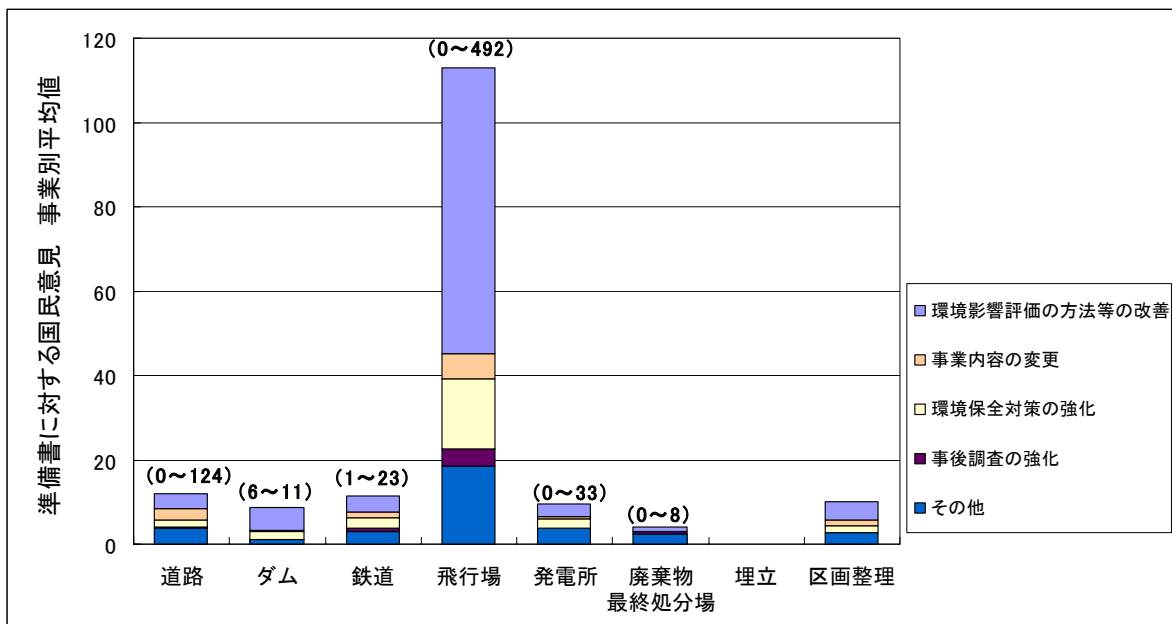
手続完了 62 件のうち、45 件（手続完了案件の 72.6%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 21.6 項目の意見が提出された。

準備書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

準備書に対する住民等意見（事業別平均値）



資料 2 6 環境影響評価情報支援ネットワークの掲載内容

環境省では環境影響評価情報支援ネットワークを開設し、以下のような内容に関する情報提供を行っている。

- ① アセスメント入門
 - ・ 環境影響評価制度のあらまし
 - ・ 環境影響評価に関する用語集
 - ・ 各種パンフレット
- ② アセスメント制度
 - ・ 環境影響評価法や関連法令
 - ・ 制度をめぐる動向の紹介
- ③ アセスメント事例
 - ・ 手続中の環境影響評価事例（事業の概要や、手続の進捗状況を紹介）
 - ・ 手続が完了した環境影響評価事例（事業の概要や、環境大臣意見の内容を紹介）
 - ・ 事例検索（国制度に基づく環境影響評価事例、地方制度に基づく環境影響評価事例について、事業種、事業者等から検索が可能。）
 - ・ 事例統計情報
 - ・ 環境影響評価事例を紹介している他団体へのリンク
- ④ アセスメント技術
 - ・ 環境影響評価技術に関する検討会報告書
 - ・ 環境影響評価に関連する調査研究を行っている他団体へのリンク
 - ・ 環境保全措置に関するデータベースの紹介
 - ・ 環境影響評価で利用する地域環境情報の情報源の紹介
- ⑤ 研究会・検討会等
 - ・ これまでに開催した研究会・検討会の議事概要・資料・報告書等
- ⑥ 地方自治体のアセスメント
 - ・ 環境影響評価条例の制定・施行状況や対象事業一覧
 - ・ 地方自治体の担当窓口一覧
 - ・ 地方自治体の関連ページへのリンク
- ⑦ 資料集
 - ・ 環境影響評価に関連の高い図書・資料の紹介
 - ・ 環境影響評価に関連するデータを提供しているサイトへのリンク
- ⑧ 環境省主催の環境影響評価研修の告知

資料 2 7 地方公共団体における環境影響評価手続電子化の実施状況

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成 19 年 12 月末現在

| 地方公共団体名 | 条例上の図書縦覧者 | インターネットによる公開主体 | 公開義務 | 公開状況 | 公開対象 | 公開期間 | 電子データの作成者 | 電子データ作成に係る費用負担 | 公開に当たっての根拠規定 | 実施理由 | 実施効果 | 実施上の留意点、課題 | 法対象事業への対応 | |
|---------|-----------|-----------------|------|----------|--------------------|------------|-----------------|-----------------|---|-----------------------------------|------------------------------|--|---------------------------------|--------------|
| 北海道 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 一部の事業者のみ | 方法書、準備書、評価書の全文又は概要 | 縦覧期間中 | 事業者 | 事業者 | — | 利便性の向上 | 不明 | ・事業者が著作権について確認。 ・縦覧者数の把握が困難。 | ・縦覧者である事業者の判断に委ねている。 | |
| 青森県 | 事業者 | 民間事業者 ※実績あり | | | — | — | 事業者 | 事業者 | — | — | — | — | — | — |
| 茨城県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | | | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 知事 (アセス担当部局) | 知事 (アセス担当部局) | — | — | 情報を広く公開するため | 閲覧者の利便性向上 | ・アセス図書の一部(概要版)のみ公開。 | ・条例対象事業に準ずる。 |
| 埼玉県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — (行政サービス) | 情報提供のため | HP 閲覧者の増加 | ・著作権に配慮する必要あり。 | ・全文公開。 | |
| 東京都 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書類の磁気ディスクによる提出等に関する要綱 | 環境影響評価手続に関する情報を広く都民及び事業者の利用に供するため | 未把握 | ・概要のみ掲載しているため、利便性は低い。 | ・義務付けはない。 | |
| 神奈川県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 一部の事業者のみ | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 知事 (アセス担当部局) | 知事 (アセス担当部局) | — | — | HP アクセス数増加より住民等への情報提供が促進された。 | — | ・条例対象事業に準ずる。 | |
| 長野県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 住民等からの要望への対応 | 住民等への情報提供が促進された。 | — | — | |
| 静岡県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 検討中 | | (方法書、準備書、評価書の概要) | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 三重県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書の全文、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 情報公開の一環 | 特になし | — | ・条例対象事業に準ずる。 | |
| 滋賀県 | 事業者 | 知事 (アセス担当部局) | 検討中 | | (方法書、準備書、評価書の概要) | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 京都府 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 住民の利便性の向上のため | 不明 | ・著作権への配慮から事業者に対し文書での承諾を求めている。 | ・条例対象事業に準じて協力を求めているが、対応した事業はない。 | |
| 大阪府 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 | 事後調査手続終了まで | 事業者 | 事業者 | 大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例) | オンライン化条例の制定 | 住民への情報提供が促進されたと認識。 | ・事業者が著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地区は公開に際して府から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して府に費用負担は発生せず) | ・条例対象事業に準ずる。 | |
| 兵庫県 | 知事 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 一部の事業者のみ | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | — | — | — | — | |

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成 19 年 12 月末現在

| 地方公共団体名 | 条例上の図書縦覧者 | インターネットによる公開主体 | 公開義務 | 公開状況 | 公開対象()内は予定 | 公開期間 | 電子データの作成者 | 電子データ作成に係る費用負担 | 公開に当たっての根拠規定 | 実施理由 | 実施効果 | 実施上の留意点、課題 | 法対象事業への対応 |
|---------|-----------|--|--|----------|------------------------------------|------------------------------|-----------|----------------|---------------------------------------|---|-------------------------------------|--|--|
| 愛媛県 | 事業者 | 知事 (アセス担当部局) | 無 | 一部の事業者のみ | 方法書、準備書、評価書の全文又は概要 | 各手続終了後から掲載開始 (縦覧期間中は掲載せず) | 事業者 | 事業者 | — | 知事意見のみの掲載ではなく、図書も閲覧できるほうが効果的であること、及び事業開始後からの問い合わせ等もあることから、事業者の承諾が得れば掲載することとしている。住民等からも図書の閲覧希望がある。 | 左記状況からある程度活用されているものと考えている。 | — | — |
| 宮崎県 | 事業者 | 事業者 | 無 | 一部の事業者のみ | 全文 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 幅広く意見を求めるため | — | — | — |
| 沖縄県 | 事業者 | 事業者の判断において環境影響評価書の概要(パンフレット)を事業者ホームページに掲載している事例あり。 | | | | — | — | — | — | — | — | — | — |
| さいたま市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 (データ容量によっては概要のみ) | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 住民等からの要望への対応 | — | — | ・条例対象事業に準ずる。 |
| 横浜市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の概要 (全文公開検討中) | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 図書電子化を検討する中で、可能な部分から実施 | 未確認 | — | — |
| 名古屋市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文又は概要 | 事後調査手続が終了まで | 事業者 | 事業者 | — | 広く市民・事業者に周知する手段の一つとして公開 | より多くの方に周知できていると考えている。 | ・著作権の問題(図書作成は事業者であるため) | — |
| 京都市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 全事業について市長が公開 (条例細則で電子データの提出を求めている。) | | 方法書、準備書、評価書の概要 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | 条例付帯決議 | 市民が容易に情報入手できるようにするため | — | — | — |
| 大阪市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文及び概要 | 原則公開期限なし (事業者の申し出により終了) | 事業者 | 事業者 | 環境影響評価関係図書の電子縦覧等に係る実施要領 | 市民の利便性向上、アセス制度に対する市民理解増進、各案件に対する住民参加促進 | — | — | ・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。 |
| 堺市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 検討中 | | (方法書、準備書、評価書の全文) | (事後調査手続終了まで) | (事業者) | (事業者) | 堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例) | — | — | — | ・事業者に著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して市に費用負担は発生せず) |
| 広島市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | — | 特になし | 特になし | — | — |
| 北九州市 | 市長 | 市長 (アセス担当部局) | 無 | 全事業者 | 方法書、準備書、評価書の全文 | 原則公開期限なし | 事業者 | 事業者 | 環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領 | 住民等からの要望への対応 | HPへのアクセス数が増加したことから、住民等への情報提供が促進された。 | ・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図等、他者に権利があるものは除くものとする。 | ・要領の適用を受けない。 |

インターネットによる意見書の受付状況

平成 19 年 12 月末現在

| 地方公共 団体名 | 住民等意見書 提出先 | 意見書の電子的な提出方法 | 署名（本人確認）の条件 | 意見書受付にあたっての 根拠規定 | 電子申請を行っている場合 電子申請対応パターン | | | 法対象事業 への対応 |
|-------------|---------------|--|--|---|----------------------------|---------------|---------------|------------------|
| | | | | | 住民等一 知事・市長 | 住民等一 民間事業者 | 住民等一 公共事業者 | |
| 青森県 | 事業者 | 事業者が意見を電子メールで受け付ける旨を公告した場合は、電子メールにより意見書を提出可能（実施事例あり）。 | — | — | — | — | — | — |
| 宮城県 | 事業者 | 事業者が行政機関であれば、オンライン化条例により電子メール（Eメール）での受付が可能ではあるが、実施例はない。 Eメールによる受付は、今後事業者へ指導していく予定。 | — | — | — | — | — | — |
| 栃木県 | 知事 | 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。 | — | — | — | — | — | — |
| 東京都 | 知事 | 電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。 | 電子メール（Eメール）送信後に 電話確認することを求めている。 （未着トラブルへの対応） | — | — | — | — | 非対応 |
| 長野県 | 事業者 | 電子メール（Eメール）による提出も可としている。 | — | — | — | — | — | — |
| 大阪府 | 事業者又は知事 | 電子申請 HP の入力フォームによる。 | ①システム上で ID とパスワード の取得。 ②電子認証。 | 大阪府行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例（オンラ イン化条例） | 対象 | 対象外 | 対象外 | 条例横出手続に 限って適用 |
| 岡山県 | 事業者又は知事 | 県に対し電子メール（Eメール）で提出されれば意見として受け付ける。 事業者に対して積極的な指導はしていない。 | — | — | — | — | — | — |
| 大分県 | 事業者 | 電子メール（Eメール）での意見書受付を事業者に呼びかけているが、実際に そのように対応した事業者の事例はない。 | — | — | — | — | — | — |
| さいたま市 | 事業者 | 電子メール（Eメール）による提出も可としている。 | — | — | — | — | — | — |
| 千葉県 | 市長 | 電子メール（Eメール）での提出があれば、受け付ける。 | — | — | — | — | — | — |
| 京都市 | 市長 | HP の入力フォーム、電子メール（Eメール） | 細則で氏名、住所等の記載を求め ているが、記載がなくても受け付 ける。 | 京都市環境影響評価等に関する条例 | 対象 | 対象外 | 対象外 | — |
| 堺市 | 市長 | 検討中 （電子申請HPの入力フォームによる。） | ①システム上で ID とパスワード の取得。） ②電子認証。） | 堺市行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する条例（オンラ イン化条例） | （対象） | （対象外） | （対象外） | — |
| 神戸市 | 市長 | 電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。 | — | — | — | — | — | — |
| 北九州市 | 市長 | 電子申請HPの入力フォームによる。 電子メール（Eメール）は受け付けない。 | HP 上での入力をもって確認とす る。 | 北九州市行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する条例（オン ライン化条例） | 対象 | 対象外 | 対象外 | 非対応 |
| 福岡市 | 事業者 | 電子メール（Eメール）による意見書の提出は、制度上条例の改正が必要とな るため提出手段として、位置づけていないが仮に電子メール（Eメール）で届 いた場合については、意見書と同等の扱いを行うよう事業者へ伝えている。 | — | — | — | — | — | — |

資料 28 EU 構成国での SEA 指令の導入及び執行状況

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|--------------|---------|------|------|------|-------|-------|--------|-------|---------|------|-------|--------|------|------|-------|---------|-----|------|-------|-------|-------|--------|------|--------|------|
| EU 構成国 | オーストリア | ベルギー | キプロス | チェコ | デンマーク | エストニア | フィンランド | フランス | ドイツ | ギリシャ | ハンガリー | アイルランド | イタリア | ラトビア | リトアニア | ルクセンブルグ | マルタ | オランダ | ポーランド | ポルトガル | スロバキア | スロヴェニア | スペイン | スウェーデン | イギリス |
| ①導入状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (○) | × | ○ | ○ | (○) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | ○ | ○ | ○ |
| ②ガイドラインの制定状況 | (○) / ? | ○ 1) | △ | ○ 2) | ○ | △ | ○ | ○ / ? | (○) / ? | × | ○ | ○ | △ | × | × | × | × | ○ | ○ | △ | × | × | ○ 4) | ○ | ○ |
| ③SEAの適用の経験 | ○ | △ | × | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ 5) | △ | △ | ○ | △ | (○) | △ 6) | × | △ | ◎ | ◎ | △ | △ | △ | ○ | ◎ | ◎ |
| ④その他の管理手段 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ 7) | ○ 8) | ● | ● | ● | ● | ? | ● | ○ 9) | 10) | ● | ● | ○ 11) | ● | ● | ● |

※2006年7月現在

- ①
- : 全面導入 (例えば、関連法案の成立)
 - △ : 部分導入 / まもなく導入
 - ×
 - : 国レベルでの導入 / 国・地域が遵守すべき (EU委員会による拡張)

- ③
- ◎ : 100超
 - : 相当多い
 - △ : 1または少ない
 - ×
 - 5) : 小規模土地利用計画と一部州の地方景観計画評価に関する経験
 - 6) : 今編成中

- ②
- : 発行済みのガイドライン
 - △ : 草案 / 一般的なガイドライン (SEAを言及した可能性がある)
 - ×
 - (○) : 国のガイドラインのうち、一部のみ発行した / 部分的にまだ編成中
 - 1) : 県レベルの行政機関が提供したEIA/SEAホームページ <http://www.merlaanderen.be>
 - 2) : 失効になった
 - 3) : 国外のガイドライン
 - 4) : 地域のガイドライン

- ④
- : その他の手段がある
 - : 空間計画の中、環境問題への考慮の要求がある
 - 7) : 景観計画
 - 8) : 一部の土地利用計画EIA
 - 9) : 1980年後期から、SEAに基づいたEIAの交換
 - 10) : 生態地形学研究
 - 11) : 空間計画における環境要素への配慮の要求

資料 29 諸外国におけるティアリングの法的根拠

| | |
|------|--|
| 米国 | <p>国家環境政策法(NEPA)：連邦法 1969年</p> <p>プログラムの環境評価(米国のSEA)から優先度の低い課題を省略し、分析の重複を回避することで、合意形成、十分な情報に基づいた意思決定及び効率的な環境影響評価プロセスを促進する。</p> |
| | <p>国家環境政策法(NEPA)の実施に関する細則：連邦ガイドライン 1970年</p> <p>ティアリングに関係する所轄官庁・部局は、上位の評価で得られた環境影響が下位の評価で参照され、同じ内容に関する議論の重複を避け、そのレベルに適切な議論・評価がなされるよう努めることとする。下位の評価(例えば環境影響評価)では、上位における議論の内容に関する文書の所在を記し、それを要約するのみとし、下位で実施すべき詳細な議論・評価に的を絞ることが望まれる。</p> |
| ドイツ | <p>EIA法(UVPG)：連邦法 2007年改正</p> <p>マルチレベルの許認可プロセスの上位レベルですでに実施された評価項目を重複して実施しないように、下位の評価においてはスコーピング段階で、評価すべき項目について決定しなければならない。</p> |
| カナダ | <p>提案された政策、計画及びプログラムの環境評価に関する内閣指令：内閣指令 2004年改正</p> <p>検討することとなる全ての選択肢の分析において、環境的配慮を十分に実施し、政策、計画及びプログラムの最終決定はSEAの結果を盛り込むものでなければならない。</p> |
| | <p>カナダ環境アセスメント法：法律 1992年</p> <p>上位における政府決定を考慮して、プロジェクトレベルにおける環境評価(Environmental Assessment)を実施するための法的枠組みを提供している(注：ただし、SEAに関しては、具体的に言及していない)。</p> |
| 英国 | <p>SEA指令ガイド：ガイドライン 2006年</p> <p>プロジェクトに関して、環境影響評価の実施が必要になった場合、関連するSEAの調査結果を参照するのが望ましい。</p> |
| オランダ | <p>EIA法：法律か規則(確認中) 2006年改正</p> <p>附則リストC及びDに定められる対象事業に関連することが想定される上位の計画などに対しては、SEAが実施される必要がある。より上位のイニシアティブ(計画及びプログラムなど)は、下位のレベルにおいて考慮されなければならない。</p> |

資料 30 風力発電施設に係る環境影響評価の実施状況

1. 風力発電所を対象とする環境影響評価条例等の対応状況

1-1. 条例の制定状況と実施件数

環境影響評価条例において、発電所の設置又は変更の事業として風力発電施設を対象にしている地方公共団体は、下表の通り都道府県が4団体、政令指定都市が3団体となっている。このうち、これまで実際に環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は、福島県の4件（うち1件は手続き中）、長野県の1件（手続き中）、兵庫県の1件（手続き中）となっている。

また、発電所の設置又は変更の事業としては風力発電施設を対象としていないものの、岐阜県では高層工作物の建設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が2件（うち1件は手続き中に中断）あり、三重県では工場または事業場の新設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が3件（うち2件は手続き中）ある。

以上より、これまで我が国において、環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は計11件（うち5件は手続き中、1件は手続き中に中断）となっている。

| 地方公共団体名 | 事業種 | 規模要件 | 適用件数 |
|---------|-----------------|--|------|
| 福島県 | 風力発電所 | 第1区分事業:出力1万kW以上又は風車の台数15台以上 第2区分事業:出力7,000kW以上1万kW未満又は風車の台数10台以上14台以下 | 4 |
| 長野県 | 風力発電所の建設 | 出力 1万kW以上 | 1 |
| 岐阜県 | 高層工作物又は高層建築物の建設 | 高層工作物又は高層建築物の建設（接する地盤からの高さが50m以上のもの） | 2 |
| 三重県 | 工場又は事業場 | 事業の用に供する敷地面積が20ha以上であるもの | 3 |
| 兵庫県 | 風力発電所の建設 | 県下一律1500kW以上、自然公園等特別地域500kW以上 | 1 |
| 長崎県 | 風力発電所 | 総出力15,000kW以上 又は 風車10台以上 | 無 |
| 川崎市 | 電気工作物の新設 | 電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であって、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの *第1種行為:電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの *第2種行為:電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの | 無 |
| 名古屋市 | 発電所の建設 | 事業:発電所の建設 規模:5万kW以上 | 無 |
| 神戸市 | 発電所の建設 | ○出力2万kW以上である発電所の新設または増設 ただし、兵庫県の「環境影響評価に関する条例」に定める対象事業であって、「神戸市環境影響評価に関する条例」で対象となっていない事業についても、神戸市の条例に基づき、アセスメントの手続を行うこととなっている | 無 |

1-2. 要綱等の制定状況

このほか、風力発電施設の環境影響評価や環境調査等に関する要綱、ガイドライン等を作成しているのは、都道府県は秋田県、静岡県、鳥取県、島根県の4団体、政令指定都市は浜松市の1団体である。また、青森県、岡山県、愛媛県については、現在、風力発電施設を環境影響評価条例の対象とすることなどを検討している。

2. 条例に基づく風力発電施設の環境影響評価事例の内容

2-1. 環境影響評価の項目

1. で述べた環境影響評価条例を風力発電施設に適用した全事例11件（うち5件は手続き中、1件は手続き中に中断）について、環境影響評価の項目を調査した。ただし、6件は手続き中であるため、方法書又は準備書において選定された環境影響評価項目であり、今後、知事意見等を勘案して項目が変更される可能性がある。

風力発電施設においては、巨大なブレードが回転するという事業特性から、存在、供用時における騒音・低周波音による影響、鳥類への影響、景観への影響といった問題が生じている。騒音については、10件の事例で環境影響評価項目に選定している。低周波音については4件の事例では環境影響評価項目に選定している。鳥類への影響、景観への影響については、全事例について環境影響評価項目に選定している。

それ以外の項目については、ほとんどの事例で、工事中においては水質（濁り）、動物、植物、生態系、廃棄物を選定しており、存在・供用時には電波障害、生態系を選定している。

2-2. 環境影響評価手続きを経て追加された環境保全措置

1. で述べた11件のうち、手続きが完了した5件について、知事意見等により追加された環境保全措置について調査した。

これら全事例について、環境影響の低減等を図るため、風車の台数を減らす措置を追加している。この他、風車の設置位置の変更（1件）、送電線のルート変更（2件）、繁殖期の工事中断（1件）などの措置を追加している事例がある。

3. 風力発電施設の環境影響評価等に関する条例以外の要綱、ガイドライン等

(1) 都道府県・政令指定都市において、風力発電の環境影響評価や環境調査等に関する要綱、ガイドライン等を作成しているのは、都道府県では秋田県、静岡県、鳥取県、島根県の4団体、政令指定都市では浜松市の1団体である。

(2) また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を作成している。風力発電施設の設置に対して、資源エネルギー庁及びNEDOが補助事業を実施しており、補助金の交付に当たって、同マニュアルに基づき又は準じて申請者に環境影響評価や地元住民との協議等を実施することを求めている。

4. 条例以外による風力発電施設の環境影響評価等に関するアンケート調査結果

4-1. 環境影響評価等の実施状況

(1) NEDO作成の「日本における風力発電設備・導入実績（2008年3月末現在）」掲載の風力発電施設のうち、稼働年月（※1）が2003年4月～2008年3月（平成15年度～平成19年度）の期間内であり、総出力が500kW以上（※2）の風力発電施設を設置する事業者を対象に、風力発電施設の設置に当たって実施した環境影響評価等の項目、手続等についてアンケート調査を行った。

※1 稼働年月は補助金申請時のものであり、実際の稼働日とは異なる可能性がある。

※2 風力発電施設を対象として明示している地方公共団体の環境影響評価条例の中で、最も規模要

件が小さい兵庫県環境影響評価条例の規定を参考とした。

(2) アンケート調査を発送した 153 件の風力発電施設のうち、130 件について回答が得られた。そのうち、条例に基づく環境影響評価を実施したと回答したものが 5 件、環境影響評価等を全く実施していないと回答したものが 2 件あり、条例以外による環境影響評価等を実施したと回答したものが 123 件あった。

表 1 環境影響評価等の実施状況

| | 1 万 kW 以上 | 1 万 kW 未満 | | 合計 |
|------------------------|-----------|-----------|------|-----|
| | 補助あり | 補助あり | 補助なし | |
| 条例以外による環境影響評価等を実施した案件数 | 40 | 77 | 6 | 123 |
| 条例に基づく環境影響評価を実施した案件数 | 1 | 3 | 1 | 5 |
| 環境影響評価等を実施していない案件数 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 未回答の案件数 | 5 | 12 | 6 | 23 |
| 調査対象案件数 | 46 | 93 | 14 | 153 |

※「1 万 kW 以上」又は「1 万 kW 未満」は風車 1 本の定格出力に風車の基数を掛けた総出力を指している。NEDO 作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」は概ね総出力 1 万 kW 以上の大規模風力発電事業を想定して作成されている。

※「補助あり」又は「補助なし」は資源エネルギー庁、NEDO、環境省等による風力発電施設建設に対する補助金の交付の有無を指す。

※本調査の対象の中に「1 万 kW 以上」かつ「補助なし」の案件はない。

4-2. 環境影響評価等の項目

(1) 表 2 に示すとおり、1 万 kW 以上の風力発電施設 40 件については、全ての案件で騒音及び景観を項目として選定している他、98% の案件で鳥類を項目として選定している。

(2) 1 万 kW 未満の風力発電施設については、全ての案件で騒音を項目として選定している他、9 割前後の案件で鳥類及び景観を項目として選定している。

表2 条例以外による環境影響評価等の項目選定の状況

| | | 1万kW以上 | | 1万kW未満 | | | 合計 | | |
|----------------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|---|--------|-----|--------|
| | | 補助あり | | 補助あり | 補助なし | | | | |
| 選定された項目別の 案件数(割合) | 騒音 | 40 | (100%) | 77 | (100%) | 6 | (100%) | 123 | (100%) |
| | 低周波 | 17 | (43%) | 14 | (18%) | 3 | (50%) | 34 | (28%) |
| | 電波障害 | 40 | (100%) | 74 | (96%) | 6 | (100%) | 120 | (98%) |
| | 地形及び地質 | 16 | (40%) | 48 | (62%) | 5 | (83%) | 69 | (56%) |
| | 鳥類 | 39 | (98%) | 73 | (95%) | 5 | (83%) | 117 | (95%) |
| | 鳥類以外の動物 | 38 | (95%) | 61 | (79%) | 4 | (67%) | 103 | (84%) |
| | 植物 | 38 | (95%) | 61 | (79%) | 4 | (67%) | 103 | (84%) |
| | 景観 | 40 | (100%) | 69 | (90%) | 5 | (83%) | 114 | (93%) |
| | 人と自然との 触れ合い活動の場 | 11 | (28%) | 13 | (17%) | 1 | (17%) | 25 | (20%) |
| | 日照障害 | 3 | (8%) | 5 | (6%) | 1 | (17%) | 9 | (7%) |
| 条例以外による環境影響評価等 を実施した案件数 | | 40 | | 77 | 6 | | 123 | | |

※選択された項目別の案件数は、複数選択による回答を集計している。

4-3. 環境影響評価等の手続

(1) 表3に示すとおり、1万kW以上の風力発電施設については、93%の案件で「住民説明会の開催」、「住民の意見聴取」を行っている。

(2) 一方で、1万kW未満の小規模の風力発電施設のうち、補助ありの風力発電施設については、71%の案件で「住民説明会の開催」を、65%の案件で「住民の意見聴取」を行っている。また、1万kW未満の小規模の風力発電施設のうち、補助なしの風力発電施設については、67%の案件で「住民説明会の開催」、「住民の意見聴取」を行っている。

表3 条例以外の環境影響評価等の手続実施の状況

| | | 1万kW以上 | | 1万kW未満 | | | 合計 | | |
|----------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|-------|---|--------|-----|-------|
| | | 補助あり | | 補助あり | 補助なし | | | | |
| 実施された手続別の 案件数(割合) | 評価書等の公表 | 21 | (53%) | 14 | (18%) | 3 | (50%) | 38 | (31%) |
| | 住民説明会の開催 | 37 | (93%) | 55 | (71%) | 4 | (67%) | 96 | (78%) |
| | 住民の意見聴取 | 37 | (93%) | 50 | (65%) | 4 | (67%) | 91 | (74%) |
| | 自治体(環境部局)の意見聴取、 指導・助言 | 35 | (88%) | 54 | (70%) | 5 | (83%) | 94 | (76%) |
| | 有識者の意見聴取、 指導・助言 | 26 | (65%) | 42 | (55%) | 4 | (67%) | 72 | (59%) |
| | 自治体、自治会等 への報告 | 40 | (100%) | 63 | (82%) | 6 | (100%) | 109 | (89%) |
| 条例以外による環境影響評価等 を実施した案件数 | | 40 | | 77 | 6 | | 123 | | |

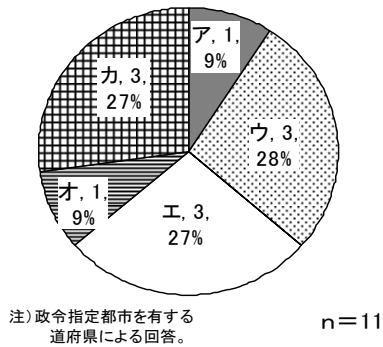
※実施された手続き別項目別の案件数は、複数選択による回答を集計している。

資料 3 1 政令都市の取り扱いについての地方公共団体アンケート

○ 政令指定都市長意見の取り扱い

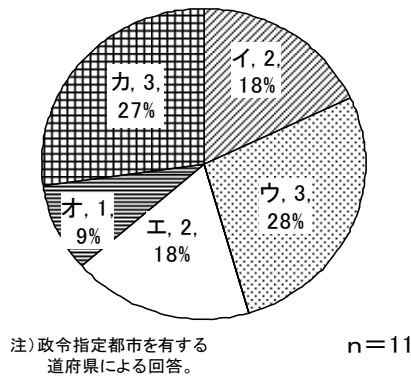
政令指定都市長意見の反映上の工夫

- ア. 道府県審査担当部局より職員が政令指定都市審査会に出席し、政令指定都市での審査状況を確認している。
- イ. 審査会資料、議事録等の書面の送付を受け、政令指定都市審査会での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）
- オ. その他（政令指定都市長意見を極力盛り込むよう配慮している。）
- カ. その他（政令指定都市長意見の送付のみ。）



政令指定都市長へのフィードバック

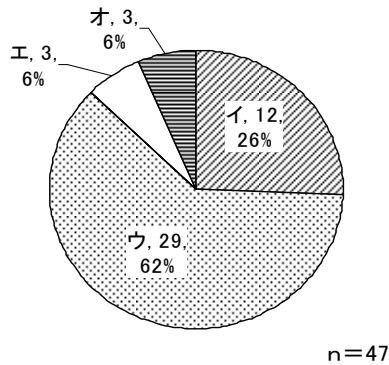
- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、道府県での審査状況をフィードバックしている。
- イ. 政令指定都市の担当部局より職員が道府県審査会に出席し、道府県での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）
- オ. その他（政令指定都市長の意見を考慮した知事意見を送付している。）
- カ. その他（議事録は速やかに県 HP に掲載している、他市町村と同様の取り扱いである。）



○ その他関係市町村長意見の取り扱い

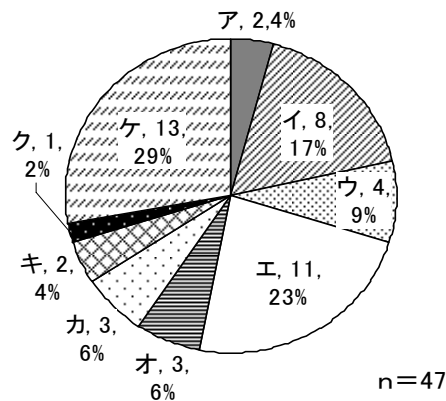
関係市町村長意見の反映上の工夫

- ア. 関係市町村長（政令指定都市市長を除く）意見形成における市町村内での検討資料の送付を受け、内容を確認している。
 イ. 関係市町村長意見（政令指定都市市長を除く）を書面で受け取るほか、別途、関係市町村の担当者から意見内容について説明を受けている。
 ウ. 書面で関係市町村長意見（政令指定都市市長を除く）が送付されるのみ。
 エ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
 オ. その他（必要に応じて、市町村長意見の趣旨確認を行っている。）



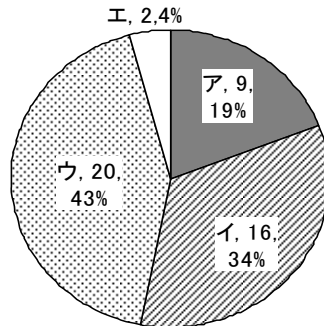
関係市町村長へのフィードバック

- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、都道府県での審査状況をフィードバックしている。
 イ. 関係市町村（政令指定都市を除く）の担当部局より職員が都道府県審査会に出席し、都道府県での審査状況を確認している。
 ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
 エ. その他（知事意見又は知事意見の写しの送付を行っている。）
 オ. その他（市町村から要望があれば、審査会資料等を送付している。）
 カ. その他（審査会議事録、又は審査会議事録及び資料をホームページで公開している。）
 キ. その他（必要に応じて担当者間で情報交換等を行っている。）
 ク. その他（事業者に対して、市町村長意見に対する事業者見解を図書に掲載するように指導している。）
 ケ. その他（特にフィードバックはしていない。）



関係市町村での首長意見形成方法

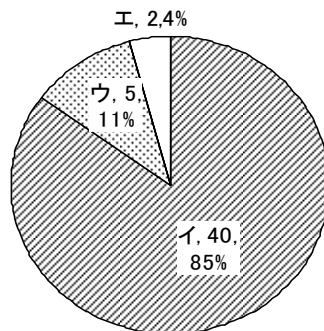
- ア. 第三者から構成される審査会の答申を受け、首長意見を形成している市町村がある。
 イ. 首長意見形成にあたり、審査会を設置している市町村はない。
 ウ. 全く把握していない。
 エ. その他（市町村により異なる。）



n=47

関係市町村長からの要望

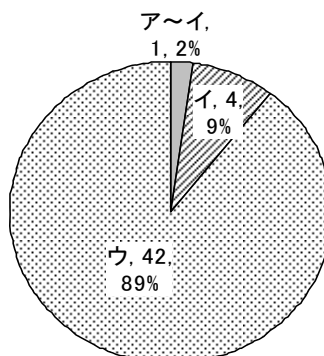
- ア. 関係市町村長（政令指定都市長を除く）より、関係市町村長意見とそれに対する事業者見解をアセス図書に掲載してほしいとの要望を受けたことがある。
 イ. 関係市町村長より、要望を受けたことはない。
 ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
 エ. その他（関係区市長町長意見を知事意見に反映してほしい旨の要望有り。不明。）



n=47

意見内容の対立の有無

- ア. 関係市町村長意見のとりまとめ、知事意見形成過程において、対立する意見が述べられることがよくある。
 イ. 対立する意見が述べられることが稀にある。
 ウ. その他（対立する意見が述べられたことはない。法対象事業の実績がなく不明。事例なし。）



n=47

資料 3 2 環境影響評価制度総合研究会検討員名簿

(50音順 敬称略)

| | |
|--------|---|
| 浅野 直人 | 福岡大学法学部教授 |
| 石田 憲治 | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 農村計画部長 |
| 宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 大久保 規子 | 大阪大学大学院法学研究科教授 |
| 大塚 直 | 早稲田大学法学部教授 |
| 岡田 光正 | 広島大学大学院工学研究科教授 |
| 小川 芳樹 | 東洋大学経済学部教授 |
| 鹿島 茂 | 中央大学理工学部教授 |
| 加藤 正進 | 財団法人電力中央研究所専務理事 |
| 栗本 洋二 | 社団法人日本環境アセスメント協会会長 |
| 坂本 和彦 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授 |
| 庄子 幹雄 | マサチューセッツ工科大学客員教授 |
| 田中 充 | 法政大学社会学部教授 |
| 辻本 哲郎 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| 原科 幸彦 | 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授 |
| 細川 恭史 | 日本大学大学院生物資源科学研究科非常勤講師 |
| 丸山 學 | 元財団法人かながわ廃棄物処理事業団理事長 |
| 屋井 鉄雄 | 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授 |
| 鷺谷 いづみ | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |

資料 3 3 環境影響評価制度総合研究会審議経過

第 1 回（平成 2 0 年 6 月 2 6 日）

- ・ 本研究会の運営について
- ・ 環境影響評価制度の現状及び課題について

第 2 回（平成 2 0 年 8 月 1 1 日）

- ・ 関係者ヒアリング及び質疑

第 3 回（平成 2 0 年 1 0 月 3 日）

- ・ 関係者ヒアリング及び質疑

第 4 回（平成 2 0 年 1 1 月 1 9 日）

- ・ 関係者ヒアリング及び質疑

第 5 回（平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日）

- ・ 環境影響評価制度の論点ごとの課題整理

第 6 回（平成 2 1 年 2 月 2 日）

- ・ 環境影響評価制度の論点ごとの課題整理

第 7 回（平成 2 1 年 3 月 1 8 日）

- ・ 環境影響評価制度の論点ごとの課題整理

第 8 回（平成 2 1 年 4 月 2 4 日）

- ・ 環境影響評価制度の論点ごとの課題整理

第 9 回（平成 2 1 年 5 月 2 9 日）

- ・ 環境影響評価制度総合研究会報告書（案）について

資料 3 4 環境影響評価制度総合研究会ヒアリング実施先

第 2 回環境影響評価制度総合研究会（平成 2 0 年 8 月 1 1 日）

○財団法人世界自然保護基金ジャパン

○公害・地球環境問題懇談会

○横浜市

○千葉県

○岡山県

第 3 回環境影響評価制度総合研究会（平成 2 0 年 1 0 月 3 日）

○財団法人日本自然保護協会

○日本弁護士連合会

○経済産業省

○電気事業連合会

○社団法人日本環境アセスメント協会

第 4 回環境影響評価制度総合研究会（平成 2 0 年 1 1 月 1 9 日）

○財団法人日本野鳥の会

○国土交通省

○社団法人日本経済団体連合会

○東京都

○明治大学法科大学院教授 柳 憲一郎